

令和 8 年度 第 1 回豊中市男女共同参画審議会

日時：令和 8 年(2026 年)8 月 3 日(月) 14 時～16 時
WEB 会議システム「Z o o m」を使用し開催
事務局：豊中市生活情報センターくらしかん体験学習室

議 事 次 第

- (1) 審議会のスケジュールについて…資料 1
- (2) 令和 7 年度（2025 年度）第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書（案）について
…資料 2-1～2
- (3) 第 3 次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて …資料 3-1～3
- (4) その他

資料

- ・ 次第
- ・ 資料 1 審議会スケジュールについて
- ・ 資料 2-1 令和 7 年度（2025 年度）第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書（概要版）（案）
- ・ 資料 2-2 令和 7 年度（2025 年度）第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書（案）
- ・ 資料 3-1 第 3 次豊中市男女共同参画計画中間見直し（「豊中市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を含む）について
- ・ 資料 3-2 第 3 次豊中市男女共同参画計画に関する実施状況（令和 4 年度～令和 8 年度の総括）
- ・ 資料 3-3 第 3 次豊中市男女共同参画計画見直しの体系案

（参考資料）

- ・ 参考 1-1 第 3 次豊中市男女共同参画計画中間見直しに向けた背景・課題の整理
- ・ 参考 1-2 国・大阪府の男女共同参画に関する動向

第 12 期 豊中市男女共同参画審議会 スケジュール(案)

(令和 8 年 (2026 年) 1 月 20 日～令和 10 年 (2028 年) 1 月 19 日)

回	開催 年度	開催月	開 催 案 件 (予 定)
第 1 回	令和 7 年度 (2025 年度)	2/26 (月)	(1) 会長の選出及び職務代理者の指名について (2) 審議会の公開等について (3) 諮問について (4) 男女共同参画施策推進にかかる市民・事業所意識調査について (5) その他
第 1 回	令和 8 年 (2026 年度)	8/3 (月)	(1) 審議会のスケジュールについて (2) 令和 7 年度 (2025 年度) 第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書 (案) について (3) 第 3 次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて (4) その他
第 2 回		9/14 (月)	・ 第 3 次豊中市男女共同参画計画中間見直しについて (指標・施策体系案の検討など)
第 3 回		10/21 (水)	・ 第 3 次豊中市男女共同参画計画中間見直しについて (計画素案・答申案の検討など)
第 4 回		11/18 (水)	・ 第 3 次豊中市男女共同参画計画中間見直しについて (計画最終案の検討、答申案の確定)

回	開催 年度	開催月	開 催 案 件（予 定）
第 1 回	令和 9 年度 (2027 年度)	8～9 月	・ 令和 8 年度第 3 次豊中市男女共同参画年次報告書（案）について ・ その他
第 2 回		11～1 月	・（未定）

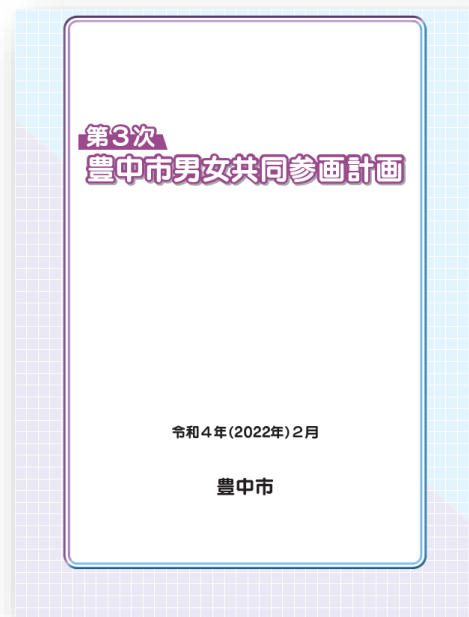
- ◆本報告書の趣旨◆
本書は、第 3 次豊中市男女共同参画計画において、令和 7 年度（2025 年度）中に各課・各施設で取り組んだ男女共同参画の推進に関する施策の推進状況・実施状況について、取りまとめたものです。
- ◆第 3 次豊中市男女共同参画計画の位置づけ◆
第 3 次豊中市男女共同参画計画は、豊中市男女共同参画推進条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
また、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- ◆第 3 次豊中市男女共同参画計画の期間◆
令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間です。

4 つ の 基 本 目 標

1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	
1-1 人権意識の育み	主な実施状況 性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するために、豊中市ではさまざまな取り組みを続けています。具体的には、人権月間に合わせて人権啓発パネルの展示を行ったほか、公民館やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、すてっぷ）でも人権啓発のための講座などを実施しました。 すてっぷでは、市内学校を対象に性的マイノリティの人権尊重のプログラムを含む「とよなかすてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」と「デート DV 出前講座」を実施し、からだと性に関する正しい情報を提供しました。PTA・教職員に対しては、「子どもと性」をテーマにジェンダー平等教育助成事業を実施しました。幼児とその保護者を対象に絵本を通じて性教育を啓発するための「えほんのひろば～絵本 de 性教育～」を実施しました。事業について、紙媒体だけでなく、SNS、YouTube などを活用して周知を図りました。また啓発冊子「STEP by STEP」は「創刊号改訂版」を発行しました。 人権政策課では、研修のテーマとして、「DV について」や「ハラスメントについて」などをテーマ設定し、人権研修の講師を派遣しました。 また、公民館と連携し公民分館長及び公民館のグループリーダーを対象に、「あなたの身近にもいる LGBTQ＋～男女や LGBT だけじゃない！性のあり方は十人十色～」の研修を行いました。 市立小・中学校、義務教育学校で学習できるよう児童、生徒向けジェンダー平等教育啓発教材「With you」を作成し、啓発に努めました。 課題・今後の方向性 性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識、社会慣行等によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。多様な価値観を認め合うために、人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組めます。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、講座等を実施していくことで意識改革につなげていきます。また SNS 等が普及している背景をふまえメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを進めてまいります。
1-2 人権としての性の尊重	
1-3 表現における人権の尊重	
1-4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	
1-5 男女共同参画の理解の醸成	
1-6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供	
2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する	
2-1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	主な実施状況 審議会への女性委員の参画状況を調査し、公表しました。調査の際には「審議会への女性委員の参画推進要綱」を配布し、目標値を周知しました。今後も所管課へ女性委員の登用を増やすための方策（府女性委員データベースの活用等）について周知し、目標の達成ため、取り組みの支援し登用を促していきます。 ワーク・ライフ・バランスの推進においては、すてっぷでは、情報ライブラリーにて男性の育児参画をテーマにしたコーナー展示を行いました。 多様な働き方について、くらし支援課では事業所等へ、「カスタマーハラスメント対策講座」を実施し、従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備に向けた取組を支援するとともに、多様で柔軟な働き方の推進に資する情報提供を行いました。 豊中市女性の活躍促進支援事業では、事業所に対して、経営者・管理職等向けセミナー（交流会を含む）を実施し、アドバイザー派遣を、22 事業者に対して行いました。豊中市女性活躍推進事業者認証制度としては、9 事業者の認証を行いました。また総合評価一般競争入札の中で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価するとともに、豊中市女性活躍推進事業者の認証有無を評価することにより、女性の参画拡大への啓発に努めました。 課題・今後の方向性 女性の活躍を推進するにあたっては、市の担当課が連携・協力し、企業や事業所に対して、多様な働き方への支援や女性の採用・育成・登用の働きかけを引き続き行っていく必要があります。また、就職や再就職、起業、キャリアアップなど、女性の多様な生き方・働き方へのニーズに寄り添い、就労に向けたスキルアップから就労支援、継続への支援などに取り組んでいます。 市内の各事業所で働く一人ひとりの女性が、個性や能力を十分に発揮し活躍することを促進するため、「豊中市女性活躍推進事業者認証制度」の周知に取り組んでいます。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行っています。
2-2 多様な働き方への支援	
2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する	
3-1 エンパワーメントへの支援	主な実施状況 地域における様々な主体による子どもの居場所づくりの充実や、学校を核としたセーフティネットの構築等 2 回を実施しました。具体的には、10 か所で子どもの居場所を新規に立ち上げたほか、支援者向け講習会を 3 回開催、市域レベルの円卓会議を 1 回開催、7 エリアで支援者や関係機関の交流会を各 1 回それぞれ開催するとともに、人材バンクを通じた 13 団体への人材派遣、ポータルサイトの運営などを行いました。 前向きな子育てスキルを学ぶ場として「トリプル P グループ」を年 1 回(7 回シリーズ)、トリプル P セミナーを年 1 回（4 回シリーズ）で実施しました。 すてっぷでは、女性のキャリアアップのため「女性のスキルアップ応援 ゼロから学ぶ！IT パスポート試験対策講座」の実施や、ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ講座を実施しました。 豊中市女性総合相談支援窓口では、さまざまな悩みを抱える女性から電話・メールで相談を受け付け、面談(予約制)や伴走型支援を実施し、各種相談窓口と連携し必要な支援へつなげました。 課題・今後の方向性 生活上の困難に直面する女性などをはじめ、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティ等、支援が必要な人・生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援や各種制度・サービスの充実、環境の整備に取り組めます。また引き続き、困難を抱える人を対象とする各種相談窓口と連携し、支援の必要な方へ安心・安全な居場所の提供など、支援の充実を図っていきます。
3-2 さまざまな困難を抱える人々への支援	
3-3 生涯を通じた健康支援	
3-4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進	
4 あらゆる暴力を根絶する	
4-1 DV を許さない社会づくり	主な実施状況 人権政策課では、あらゆる暴力の根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11 月）に豊中パープルリボンプロジェクトを実施し、4 月開設の児童相談所の周知と、DV と児童虐待防止の一体的な啓発活動として、DV・児童虐待防止キャンペーンを行いました。 すてっぷにおいては、11 月の女性に対する暴力防止月間に、本のテーマ展示及びパネル展示を行い、暴力根絶に向けた啓発を行いました。また被害者の体験をもとにした性暴力の実態や、正しい知識を知るため、暴力の根絶に向けた講演会を実施しました。 緊急時における安全の確保として、DV 相談専属の相談員を配置し、緊急の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けて適切な助言を行いました。 こども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルにおいて 365 日 24 時間、18 歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、問題解決に向けて一緒に考えるほか、専門の相談窓口を紹介し、支援へつなげました。 課題・今後の方向性 一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識を持つための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などの取り組みを進めていきます。周知啓発にあたっては、児童虐待や交際相手からの暴力であるデート DV の問題をふまえ、若年層への周知・啓発を行い、防止に向けて取り組んでまいります。
4-2 相談体制の充実	
4-3 DV 被害者の保護および自立支援	
4-4 関係機関等との連携・協力	
4-5 あらゆる性暴力への対策の推進	

(案)

令和 7 年度（2025 年度）
第 3 次豊中市男女共同参画計画
年次報告書



令和 8 年（2026 年） 月
豊 中 市

はじめに

本市では、平成 15 年(2003 年)10 月 10 日、豊中市男女共同参画推進条例(豊中市条例第 48 号)を公布施行し、男女が性別にかかわらず、それぞれの思いや考えを尊重して、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍していくことができる男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する具体的な基本目標や課題、施策等を示した「豊中市男女共同参画計画」を平成 16 年(2004 年)3 月に策定しました。その後、男女共同参画をめぐる社会経済環境の変化や進捗状況をふまえ、「第 2 次豊中市男女共同参画計画」を平成 24 年(2012 年)3 月に策定し、さらに、社会情勢の変化をふまえ、「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版」を平成 29 年(2017 年)3 月に見直し、改定を行い計画に基づき、総合的な施策の展開を図ってきました。

しかしながら、男女の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、DVをはじめとする性別に起因する人権侵害など、男女共同参画の実現を阻む課題は依然として残されている現状があります。

このような社会情勢の変化をはじめ、世界、国、大阪府の男女共同参画に関する動向、これまでの本市の計画の進捗状況をふまえ、令和 4 年(2022 年)2 月に男女共同参画に係る現状と課題の把握、事業評価を一体的に行うために、女性活躍推進計画を含む「男女共同参画計画」と「DV 対策基本計画」を統合し、新たに「第 3 次豊中市男女共同参画計画」を策定しました。

この第 3 次豊中市男女共同参画計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や府の「おおさか男女共同参画プラン」をふまえ、条例に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画(男女共同参画計画)」であり、「第 4 次豊中市総合計画」、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」及び地域の特性をふまえ、総合計画を具体化する分野別計画の一つとして位置づけています。この第 3 次豊中市男女共同参画に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に進めています。

本書は、令和 7 年度(2025 年度)中に各課・各施設で取り組んだ男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、全庁的にまとめたものです。

引き続き市民や事業者の皆様と連携を図りながら、第 3 次豊中市男女共同参画計画に基づく施策を推進し、男女共同参画社会の実現のため、着実に取り組みを進めていきます。

令和 8 年(2026 年)〇月
豊 中 市

目 次

第3次豊中市男女共同参画計画年次報告書

第1部 男女共同参画計画の主な実施状況・推進状況

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

主な実施状況2

推進状況3

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

主な実施状況6

推進状況7

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

主な実施状況10

推進状況11

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

主な実施状況13

推進状況14

第2部 男女共同参画の実施状況

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する16

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する35

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する61

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する83

用語集108

第1部 男女共同参画計画の主な 実施状況・推進状況

豊中市の関係各課・施設における、令和7年度の男女共同参画に関わる事業の主な実施状況を、4つの基本目標に沿ってまとめました。

第3次豊中市男女共同参画計画において、その推進状況を把握するための指標項目を設定し、毎年度の数値を公表します。

また、項目によっては、最新のデータが無く、数値の更新がされていないものもあります。

〔※審議会委員、市職員などにおける女性割合は令和8年4月1日現在の数値、講座等の実施回数などは令和7年度中の数値を掲載しています。〕

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

【主な実施状況】

性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するために、豊中市ではさまざまな取り組みを続けています。具体的には、人権月間に合わせて人権啓発パネルの展示を行ったほか、公民館やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、すてっぷ）でも人権啓発のための講座などを実施しました。

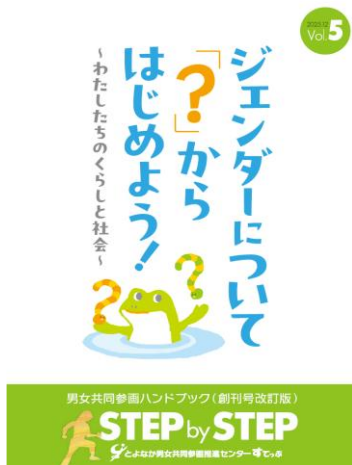
すてっぷでは、市内学校を対象に性的マイノリティの人権尊重のプログラムを含む「とよなかすてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」と「デートDV出前講座」を実施し、からだに性に関する正しい情報を提供しました。PTA・教職員に対しては、「子どもと性」をテーマにジェンダー平等教育助成事業を実施しました。幼児とその保護者を対象に絵本を通じて性教育を啓発するための「えほんのひろば～絵本de性教育～」を実施しました。事業について、紙媒体だけでなく、SNS、YouTubeなどを活用して周知を図りました。また啓発冊子「STEP by STEP」は「創刊号改訂版」を発行しました。

人権政策課では、研修のテーマとして、「DVについて」や「ハラスメントについて」などをテーマを設定し、人権研修の講師を派遣しました。また、公民館と連携し公民分館長及び公民館のグループリーダーを対象に、「あなたの身近にもいる LGBTQ 男女や LGBTQ だけじゃない！性のあり方は十人十色～」の研修を行いました。

【課題・今後の方向性】

性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識、社会慣行等によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。

多様な価値観を認め合うために、人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、講座等を実施していくことで意識改革につなげていきます。またSNS等が普及している背景をふまえメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを進めてまいります。



「STEP by STEP」



「えほんのひろば～絵本de性教育～」

【推進状況】
<成果指標>

指標項目	策定時 (令和3年度)	令和7年度	目標値(令和8年度) ※令和8年度でない場合は年度標記
人権が尊重されているまちだと思ふ人の割合	女性：39.5% 男性：40.6% (令和元年度)	女性：52.9% 男性：53.7% (令和7年度)	60%以上 (令和7年度)
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない(固定的な性別役割分担意識について『反対派』)の割合 ★3	女性：57.7%※1 男性：42.8%※1 (令和2年度調査時)	女性：56.2%※1 男性：39.4%※1 (令和7年度調査時)	80%以上 (令和7年度)
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	女性：58.5%※1 男性：51.3%※1 (令和2年度調査時)	女性：64.0%※1 男性：64.0%※1 (令和7年度調査時)	80%以上 (令和7年度)
すてっぷの認知度	全体：35.2%※1 (女性：39.1%) (男性：29.0%) (令和2年度調査時)	全体：38.5%※1 (女性：46.6%) (男性：25.0%) (令和7年度調査時)	50%以上 (令和13年度) 45%以上(令和8年度)
市の男性職員の育児休業取得率※2 ★4	13.9% (令和2年度)	94.4%	30%以上(令和6年度)
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率★4	92.4% (令和2年度)	98.6%	95%以上(令和6年度)

<注> ※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」

<注> ※2 市の男性職員の育児休業取得率 = R6年度の新規取得者実数 / R6年度中に配偶者等が出産した職員

(重点的に取り組む施策)

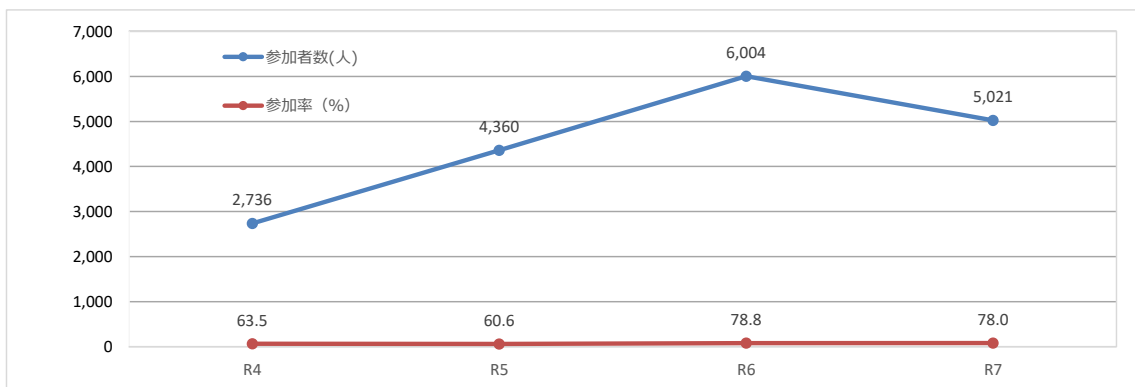
★3 男性に対する男女共同参画の推進・★4 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実

・人権が尊重されていると「思う」または「どちらかといえば思う」と回答した方の割合は、策定時から男女どちらも10ポイント以上向上。「思う」、「どちらかといえば思う」理由は、「同和問題など、あらゆる人権問題に関する人権教育・啓発活動をしているから」、「女性も男性も活躍できる社会環境が整備されているから」が上位に挙げられている。

<活動指標>

指標項目	男女共同参画を推進する学習講座の参加者数、定員に対する参加率★1
目標値(令和8年度)	4,500人/年、95%

(重点的に取り組む施策) ★1 幼少期からの男女共同参画の推進

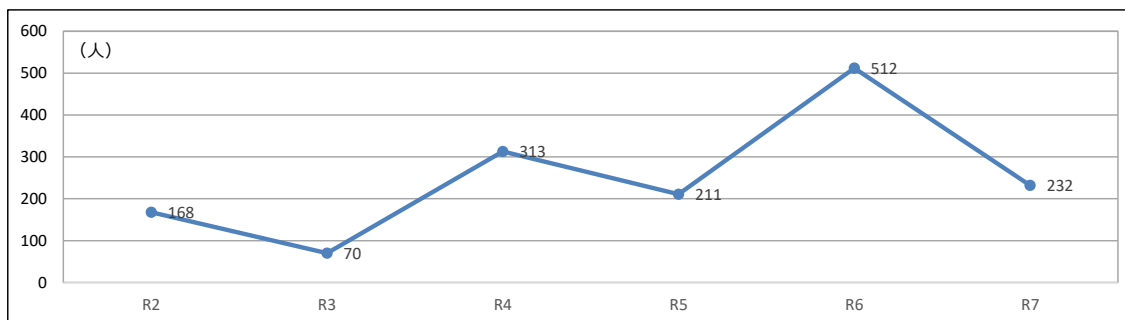


※ 参加率については、定員が設定されている講座について算出

・若年層の参加が少ないため10代～30代を対象とした講座も取り入れていきます。

・父親向けの講座はニーズが高いため、回数を増やしていきます。

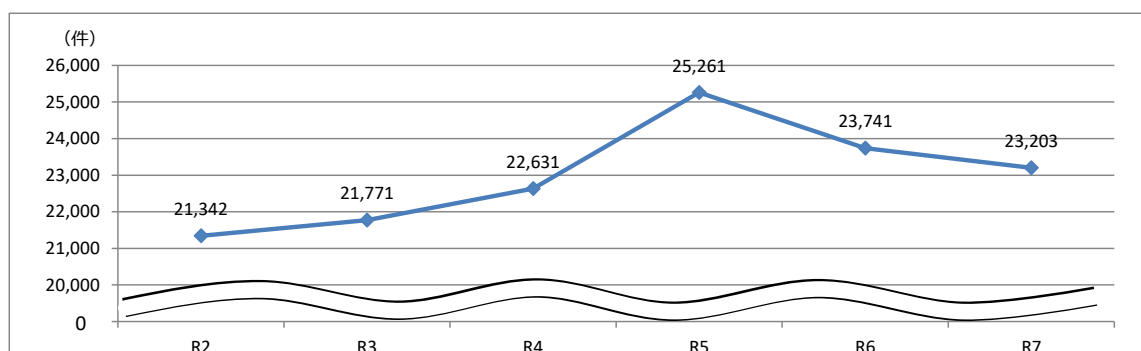
指標項目	男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数
目標値（令和8年度）	900人/年



※ 男性の参加者数を把握しているものについてのみ算出

ベビーマッサージの講座を実施するにあたり、パパが参加しやすくなるように、開催日を土曜日とし、「主にパパ対象」として募集した。

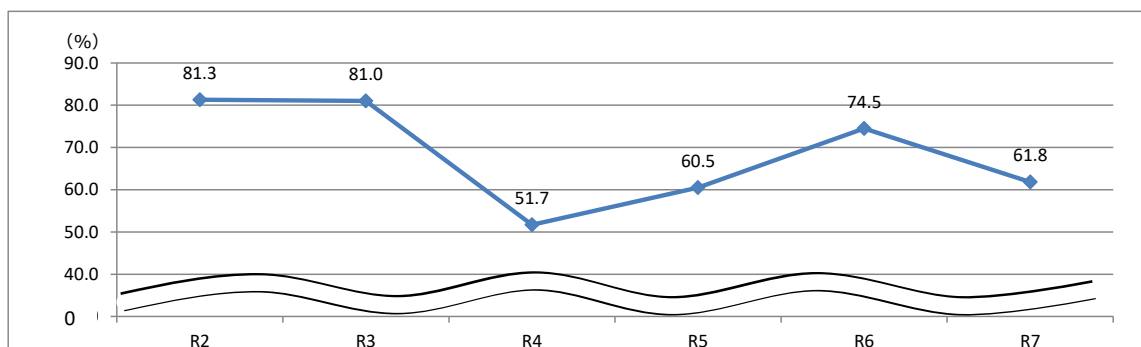
指標項目	すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数
目標値（令和8年度）	25,800件



福袋の貸出・スタンプカードラリーなどのイベント時には貸出冊数が伸びたが、昨年度より貸出冊数は減少した。利用者のニーズに沿った選書を行い貸出増加の工夫に努めたい。

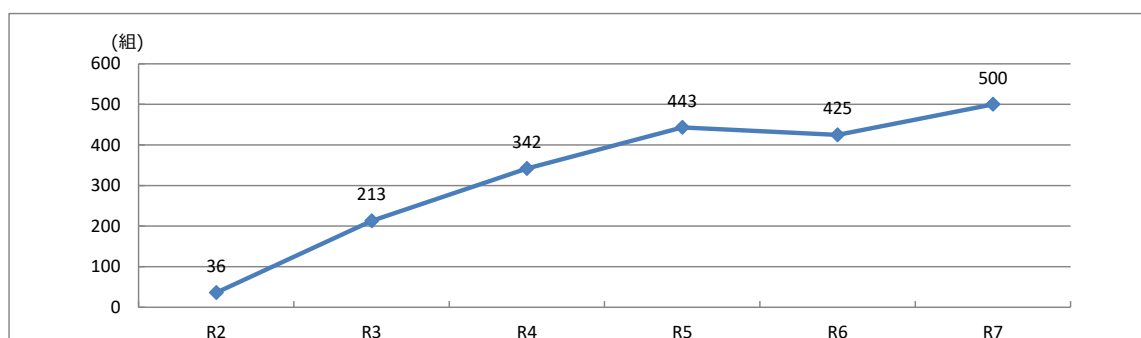
指標項目	市立学校（小学4年生・中学1年生）における、ジェンダー平等教育啓発教材を使用している学校の割合★2
目標値（令和8年度）	100%

（重点的に取り組む施策）★2 若年層に対するジェンダー平等教育の推進



ジェンダー平等教育啓発教材「With you」の使用している割合は約6割となっているが、ジェンダー平等教育の推進にあたっては、各校で絵本や読み物教材、講演など実施し、男女共同参画について学ぶ機会となるように工夫している。

指標項目	両親教室参加組数
目標（令和8年度）	720組



令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染対策の為オンライン型教室を実施。令和4年度は来所型とオンライン型で実施し、パートナーシップ講座（動画配信）開始。令和5年度、令和6年度は隔月で来所型とオンライン型を実施。令和7年度ニーズに合わせて開催回数を調整。引き続き妊娠・出産・育児等について知識の普及を行う。

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

【主な実施状況】

審議会への女性委員の参画状況を調査し、公表しました。調査の際には「審議会への女性委員の参画推進要綱」を配布し、目標値を周知しました。今後も所管課へ女性委員の登用を増やすための方策（府女性委員データベースの活用等）について周知し、目標の達成ため、取り組みの支援し登用を促していきます。

ワーク・ライフ・バランスの推進においては、すてっぷでは、情報ライブラリーにて男性の育児参画をテーマにしたコーナー展示を行いました。おやこ保健課では両親教室を開催し、産後の育児等について、妊婦とパートナーで意見交換を行い、男性の育児参加への啓発を行いました。

多様な働き方について、くらし支援課では事業所等へ、「カスタマー・ハラスメント対策講座」を実施し、従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備に向けた取組を支援するとともに、多様で柔軟な働き方の推進に資する情報提供を行いました。

豊中市女性の活躍促進支援事業では、事業所に対して、経営者・管理職等向けセミナー（交流会を含む）を実施し、アドバイザー派遣を、22事業者に対して行いました。豊中市女性活躍推進事業者認証制度としては、9事業者の認証を行いました。また総合評価一般競争入札の中で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価するとともに、豊中市女性活躍推進事業者の認証有無を評価することにより、女性の参画拡大への啓発に努めました。

【課題・今後の方向性】

女性の活躍を推進するにあたっては、市の各担当課が連携・協力し、企業や事業所に対して、多様な働き方への支援や女性の採用・育成・登用の働きかけを引き続き行っていく必要があります。また、就職や再就職、起業、キャリアアップなど、女性の多様な生き方・働き方へのニーズに寄り添い、就労に向けたスキルアップから就労支援、継続への支援などに取り組んでいきます。

市内の各事業所で働く一人ひとりの女性が、個性や能力を十分に発揮し活躍することを促進するため、「豊中市女性活躍推進事業者認証制度」の周知に取り組んでいきます。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行っていきます。

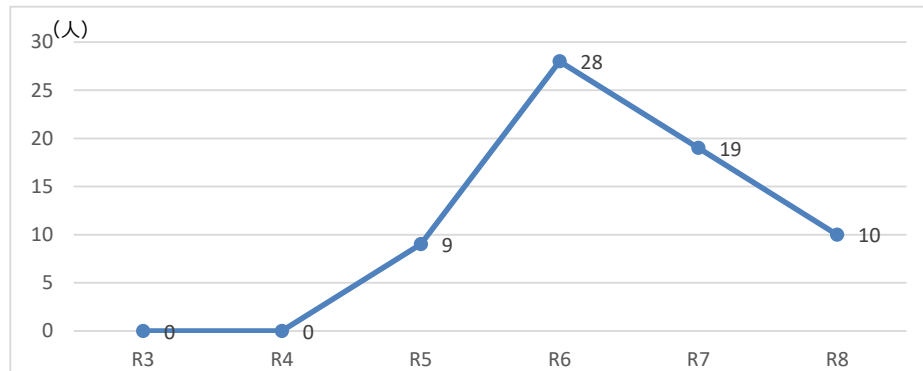


「豊中市女性の活躍促進支援事業」

【推進状況】
 ＜成果指標＞

指標項目	待機児童数★7
目標値（令和8年度）	ゼロの維持

（重点的に取り組む施策）★7 働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供

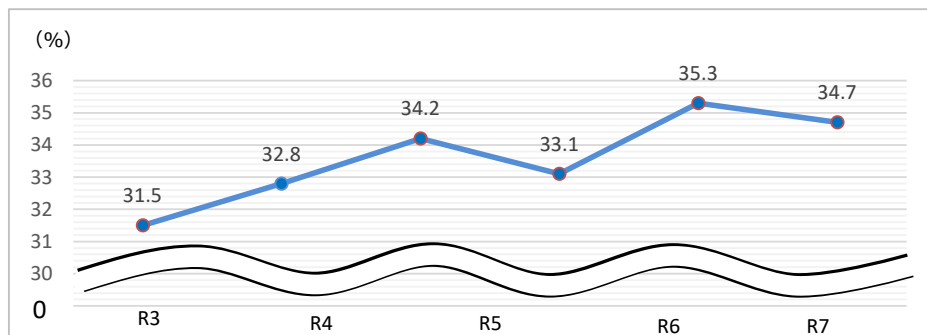


（各年度の基準日：4月1日）

前年度と比較すると申込者数は減少しており、施設整備等により待機児童についても減少したものの、解消には至らなかった。

指標項目	審議会等の女性委員の割合★5
目標値（令和8年度）	40%以上60%以下

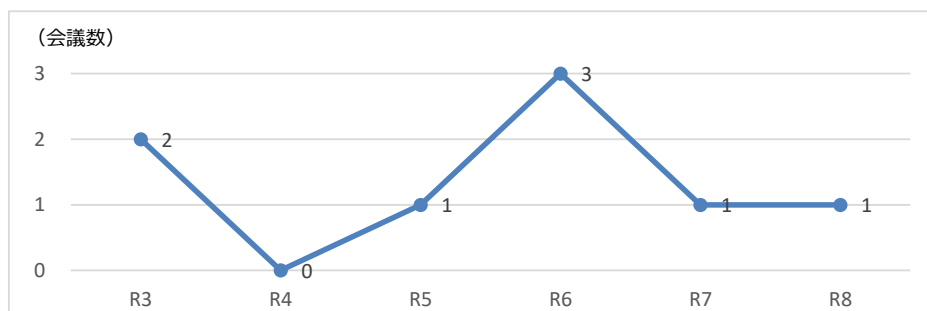
（重点的に取り組む施策）★5 市政に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大



（各年度の基準日：4月1日）

委員改選時の事前協議や各所管課での委員候補者人選時の支援を行いましたが、前年度と比較し0.6ポイント減少しました。今後も引き続き各所管課にて取組みを進めます。

指標項目	女性委員のいない審議会等の数★5
目標値（令和8年度）	ゼロの維持



（各年度の基準日：4月1日）

女性のいない審議会数については、前年度と同じ1会議でした。女性のいない審議会数0をめざして、各所管課で引き続き取組みを進めます。

項目名		令和7年度	目標値（令和8年度） ※令和8年度でない場合は年度標記
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合★5 ※この指標は女性が政治分野により一層関心を持ち、政治参加への気運を高めるために設定したものです。政党の自律的行動を制約するものではありません。		(令和5年4月1日時点) 20.0% (令和6年4月1日時点) 25.0% (令和7年4月1日時点) 25.0%	35%
市の各役職階級者に占める女性の割合	課長級以上	(令和5年4月1日時点) 24.3% (令和6年4月1日時点) 24.9% (令和7年4月1日時点) 25.5%	30% (令和7年度)
	課長補佐級	(令和5年4月1日時点) 33.4% (令和6年4月1日時点) 33.4% (令和7年4月1日時点) 34.1%	38% (令和7年度)
	係長級	(令和5年4月1日時点) 48.8% (令和6年4月1日時点) 48.2% (令和7年4月1日時点) 49.0%	50%以上 (令和7年度)
市の学校の教頭以上に占める女性の割合	校長	(令和5年4月1日時点) 34.5% (令和6年4月1日時点) 34.5% (令和7年4月1日時点) 36.3%	40% (令和7年度)
	教頭	(令和5年4月1日時点) 37.9% (令和6年4月1日時点) 38.9% (令和7年4月1日時点) 40.6%	40%以上を維持 (令和7年度)
市の男性職員の育児休業取得率（再掲）★4		(令和5年度調査) 40.5% (令和6年度調査) 73.0% (令和7年度調査) 94.4%	30%以上 (令和6年度)
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率（再掲）★4		(令和5年度調査) 89.9% (令和6年度調査) 91.9% (令和7年度調査) 98.6%	95%以上 (令和6年度)
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合（男女別）	女性：30.9% 男性：40.2% (令和7年度調査)		50%以上 (令和7年度) 男女間の意識の乖離を縮小する。
平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）	平日：28.0% 休日23.5%： (令和7年度調査)		平日・休日とも 15%以下 (令和7年度)
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望-現実」のスコア差★9	女性：+7.7 男性+13.3 (令和7年度調査)		希望と実現の差を縮める (スコア差を0に近づける) (令和7年度)
家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）★9	就学前 56.6% 小学生 57.5% (令和5年度)		就学前 50.0% 小学生 60.0% (令和5年度)
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合★6	80.3% (令和7年度調査)		75% (令和7年度)

（重点的に取り組む施策）

- ★6 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- ★9 事業所による働き方改革の推進への支援

＜活動指標＞

指標項目	両親教室参加組数（再掲）
令和7年度	500組
目標値（令和8年度）	720組

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

【主な実施状況】

地域における様々な主体による子どもの居場所づくりの充実や、学校を核としたセーフティネットの構築等2回を実施しました。具体的には、10か所で子どもの居場所を新規に立ち上げたほか、支援者向け講習会を3回開催、市域レベルの円卓会議を1回開催、7エリアで支援者や関係機関の交流会を各1回それぞれ開催するとともに、人材バンクを通じた13団体への人材派遣、ポータルサイトの運営などを行いました。

前向きな子育てスキルを学ぶ場として「トリプルグループ」を年1回(7回シリーズ)、トリプルPセミナーを年1回(4回シリーズ)で実施しました。

すてっぷでは、女性のキャリアアップのため「女性のスキルアップ応援 ゼロから学ぶ！ITパスポート試験対策講座」の実施や、ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ講座を実施しました。

豊中市女性総合相談支援窓口では、さまざまな悩みを抱える女性から電話・メールで相談を受け付け、面談(予約制)や伴走型支援を実施し、各種相談窓口と連携し必要な支援へつなげました。

【課題・今後の方向性】

生活上の困難に直面する女性などをはじめ、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティ等、支援が必要な人・生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援や各種制度・サービスの充実、環境の整備に取り組みます。また引き続き、困難を抱える人を対象とする各種相談窓口と連携し、支援の必要な方へ安心・安全な居場所の提供など、支援の充実を図っていきます。

すてっぷ2025 配布期限2025年8月24日

女性のスキルアップ応援！ ゼロから学ぶ
ITパスポート試験対策講座

おすすめポイント！

- 初歩から学習問題まで短時間で集中して学べる。
- 対面講座なので質問しやすい。
- 同じ目標に向かう仲間と学べるのでモチベーションが保てる。

ITの基礎知識を証明する国家資格として注目！
ITパスポート試験の合格をめざして、求職活動やキャリアアップに活かそう。

日程 8/21・9/7・21・28・10/5・12・26・11/2
いずれも日曜(全8回) ※予備日11/16
10:00～16:00(13:00～14:00休憩)

会場 すてっぷふせセンター1F

受講料 25,000円(受講料・教材費含む)
※初回・第2回は無料です。
※ITパスポート試験受験料は別途必要。

講師 藤原 真己(東京リーガルマインド専任講師)

対象 ITパスポート試験合格をめざす女性 35人
※定員に満たない場合は開講の要無き。

備考 1歳～小学3年生 先着10人 ※詳しくは要相談

申し込み・問い合わせ
TEL 06-6844-9773 FAX 06-6844-9706
kouza@toyomaka-step.jp
【会場】とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ
【協賛】豊中市女性総合相談支援センター すてっぷ
【協賛】豊中市女性総合相談支援センター すてっぷ
【協賛】豊中市女性総合相談支援センター すてっぷ

「女性のスキルアップ応援 ゼロから学ぶ！

with ハローワーク
生活と仕事の両立を応援
再就職支援講座
自分らしい働き方

「仕事と子育て・仕事と介護、両立できるかな？」
就活、まず何からしたらいい？あれこれ悩むのはたくさん、
か仕事探しの手と両立に向けた準備、心構えについてお話しします。

対象 再就職をめざす人
※事前にハローワークが就職活動が必要。お申し込み時に就職活動の旨をお伝えします。

日時 2月10日(火) 10:00～11:30

講師 ハローワークプラザ千里
マザーズコーナー職員

会場 とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ
2F 201号室(1階は女性専用スペース)

定員 30人(先着順) **申込** 1月10日(金)から先着順
電話・FAX・窓口・WEBフォームにて受付
一部定員あり(1回一席制、先着10人、子ども1人につき200円、200円(500円)の補助)

【お申込・問い合わせ】
TEL 06-6844-9773 FAX 06-6844-9706
kouza@toyomaka-step.jp
【会場】とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ
【協賛】豊中市女性総合相談支援センター すてっぷ
【協賛】豊中市女性総合相談支援センター すてっぷ
【協賛】豊中市女性総合相談支援センター すてっぷ

「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」

【推進状況】
 <成果指標>

指標項目	現状値				目標値（令和8年度） ※令和8年度でない場合は 年度標記
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた人数とその割合 ★8, 10		相談人数		就労に結びついた人数	男女とも20%
		女性	男性	女性	
	R2年度	901人	1059人	105人 (11.6%)	
	R3年度	557人	739人	143人 (25.7%)	
	R4年度	558人	740人	115人 (20.6%)	
	R5年度	431人	435人	95人 (22.0%)	
	R6年度	369人	291人	107人 (29.0%)	
	R7年度	442人	376人	132人 (29.9%)	

（重点的に取り組む施策）★8 女性の就労支援 ★10生活上の困難を抱える人々への支援

相談人数については、男女ともに増加に転じている。就労に結び付いた割合を見ると、女性は増加した一方で、男性は減少しており、性別による差が見られる結果となった。雇用形態に注目すると、正規雇用の割合は約70%となっており、前年度から約3ポイント低下したものの、引き続き高い水準を維持している。

今後は、これまで課題となっている雇用のミスマッチや、高齢化、複雑・複合的な就労阻害要因を抱える求職者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、就労につなげる仕組みの構築を通じて、支援の質の向上を図っていく。

指標項目	策定時（令和3年度）	令和7年度	目標値（令和8年度） ※令和8年度でない場合は 年度標記
女性に関するがんの健診の受診率 ①乳がん検診	45.0%※ （平成28年度）	48.4% （令和4年度アンケート調査時）	50.0% （令和5年度）
女性に関するがんの健診の受診率 ②子宮がん検診	40.7%※ （平成28年度）	40.4% （令和4年度アンケート調査時）	45.0% （令和5年度）

« 参考 »

市の実施する乳がん検診・子宮がん検診の受診率

令和7年度の受診率：①乳がん検診9.1% ②子宮がん検診12.9%

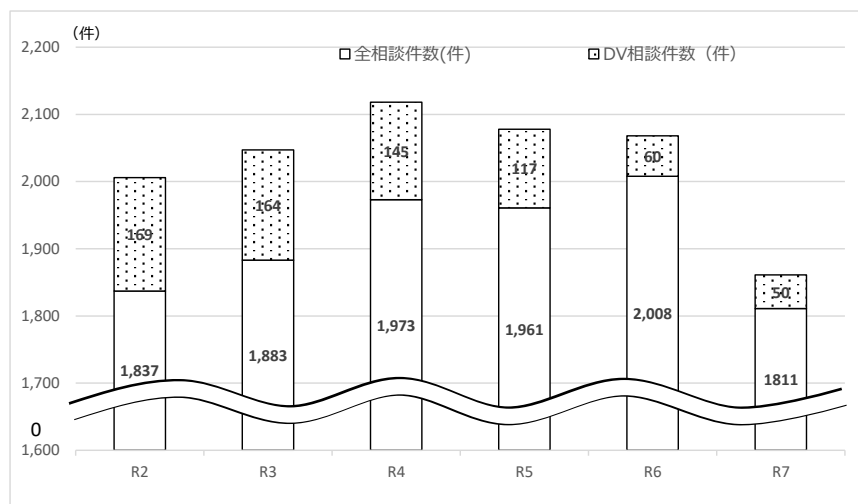
（※策定時、目標値は健康づくり計画の「豊中市食と健康に関するアンケート調査」による受診率となり、当該受診率とは異なります）

【取り組み内容】

子宮がん検診・乳がん検診について、未受診者へ受診勧奨はがきの送付、公共施設のチラシ配架、SNSやイベント、幼稚園保護者会等での啓発を行いました。

<活動指標>

指標項目	すてっぷ相談室における相談件数（うちDVに関する相談件数）
目標値（令和8年度）	現状を表す指標の一つとしているため、目標値は設定していません。



	全相談件数 (件)	DV相談件数 (件)	全相談件数に占めるDV相談の割合(%)
R2	2,006	169	8.4
R3	2,047	164	8.0
R4	2,118	145	6.8
R5	2,078	117	5.6
R6	2,068	60	2.9
R7	1,861	50	2.7

2026年度から女性総合相談支援窓口へ移行するにあたり、後半に新規相談の受付を抑制したことに加え、継続していた相談を3月末までに終結させたことが影響し、例年と比べて相談件数は減少した。

指標項目	策定時（令和3年度）	令和7年度	目標値（令和8年度） ※令和8年度でない場合は年度標記
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）相談支援件数	1,048件	560件	1,080件 （令和12年）

指標項目	策定時（令和3年度）	令和7年度	目標値（令和8年度）
ひとり親家庭への子育て・生活支援（母子父子福祉相談延べ件数）★11	1,398件	1,451件	1,348件

（重点的に取り組む施策）★11高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

令和3年以降減少していたが、令和5年度を底として増加傾向に転じている。

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

【主な実施状況】

人権政策課では、あらゆる暴力の根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に豊中パープルリボンプロジェクトを実施し、4月開設の児童相談所の周知と、DVと児童虐待防止の一体的な啓発活動として、DV・児童虐待防止キャンペーンを行いました。すてっぷにおいては、11月の女性に対する暴力防止月間に、本のテーマ展示及びパネル展示を行い、暴力根絶に向けた啓発を行いました。また被害者の体験をもとにした性暴力の実態や、正しい知識を知るため、暴力の根絶に向けた講演会を実施しました。

緊急時における安全の確保として、DV相談専属の相談員を配置し、緊急の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けて適切な助言を行いました。

こども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルにおいて365日24時間、18歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、問題解決に向けて一緒に考えるほか、専門の相談窓口を紹介し、支援へつなげました。

【課題・今後の方向性】

一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識を持つための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などの取り組みを進めていきます。周知啓発にあたっては、児童虐待や交際相手からの暴力であるデートDVの問題をふまえ、若年層への周知・啓発を行い、防止に向けて取り組んでまいります。



パープル・オレンジリボンパネル 展

オレンジリボン：「子ども虐待のない社会の実現」をめざす市民運動のシンボルマーク



「女性に対する暴力防止のポスターパネル展」

【推進状況】
 <成果指標>

指標項目		令和7年度	目標値（令和8年度） ※令和8年度でない場合は 年度標記
DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合 ★12	①何を言っても長時間無視される	女性：48.7%※1 男性：32.2%※1 （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性：74.0%※1 男性：54.9%※1 （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性：78.9%※1 男性：67.0%※1 （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）
	④十分な生活費をわたさない	女性：68.2%※1 男性：51.1%※1 （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）
DV被害を相談しなかった人の割合（「相談しなかったが、しなかった（できなかった）」＋「相談しようと思わなかった」の割合）★13		女性：47.7%※1 男性：54.3%※1 （令和7年度）	30%以下 （令和7年度）
DVに関する相談窓口に関する認知状況	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）★13	女性：11.1%※1 男性：8.0%※1 （令和7年度）	25%以上 （令和7年度）
	②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合★13	女性：4.9%※1 男性：4.9%※1 （令和7年度）	5%以下 （令和7年度）
セクシュアル・ハラスメントの防止の取り組みを実施している市内事業所の割合		58.2%※1 （令和7年度）	60%以上 （令和7年度）

<注>

※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度（2025年度））

（重点的に取り組む施策）

★12DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援

★13安心して相談できる体制づくり

<活動指標>

指標項目		令和7年度	目標値（令和8年度） ※令和8年度でない場合は 年度標記
すてっふ相談室における相談件数（再掲）		1,861件	現状を表す指標のひとつとして いるため、目標値は設定して いません。
	うちDVに関する相談件数（再掲）	50件	

指標項目	令和7年度							目標値 (令和8年度)
男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談の窓口数や相談の種類、相談枠数	相談窓口数・・・1か所							増加 (相談の種類の数)
	相談の種類		令和2年度（策定時）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
		電話相談	100時間/月	96時間/月	80時間/月	80時間/月	96時間/月	
		面接相談	78枠/月	78枠/月	78枠/月	78枠/月	78枠/月	
		ガールズ相談	48時間/月	48時間/月	52時間/月	52時間/月	48時間/月	
		法律相談	9枠/月	9枠/月	9枠/月	9枠/月	9枠/月	
		労働相談	4枠/月	4枠/月	4枠/月	4枠/月	4枠/月	
		ヘルスケア相談	2枠/月	2枠/月	2枠/月	2枠/月	2枠/隔月	
		しごと準備相談	9枠/月	9枠/月	8枠/月	8枠/月	8枠/月	
		離婚にまつわるお金の相談	-	2枠/月	2枠/月	2枠/月	2枠/月	
		男性のための相談	6時間/月	6時間/月	6時間/月	6時間/月	6時間/月	
		ボイーズ相談	-	-	4時間/月	4時間/月	4時間/月	
		ティーンズ相談	-	-	-	16時間/月	16時間/月	

第2部 男女共同参画計画の実施状況

豊中市の関係各課・施設における、令和7年度の男女共同参画に関わる事業について調査を行い、第3次豊中市男女共同参画計画の4つの基本目標に沿って実施状況をまとめました。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

1-1 人権意識の育み

1-1-1 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

1111

展示や講座の開催など、多様な機会、媒体を活用し、あらゆる人々の人権を尊重する意識を育む啓発や情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に豊中パープル・オレンジリボンプロジェクトを実施し、暴力の種類を示したポケットティッシュ、ちらし、リーフレットの配布を行った。同期間にパネル展もや市民参加型イベントを実施しDV等に関する啓発を行った。
すてっぴ	継続	すべての講演会、講座の実施、及び展示、情報提供は人権尊重を基本として実施した。
人権平和センター	継続	さまざまな人権問題にかかる講座を実施し、人権に関する情報誌を発行した。人権啓発パネル展（2回）を開催し、差別・排除や虐待、いじめ、ハラスメントなどさまざまな視点から人権を考える展示を行った。出前講座等（延べ6回）を通して、啓発・情報提供を行った。
公民館	継続	人権啓発事業として4公民館で講座実施した。

1112

教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	人権教育推進プランに添って全市的にジェンダー平等教育を推進した。

1-2 人権としての性の尊重

1-2-1 性と生殖に関する互いの意思の尊重

1211

からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてつぷ	継続	・情報ライブラリーにおいて、若年層の性教育に関する本のテーマ展示「性的な行為あなたの同意がないならそれは性暴力～4月は若年層性暴力予防月間～」を行った。 ・市内学校を対象に「とよなかすてつぷジェンダー平等教育推進助成事業」（主に性教育）と「デートDV防止出前講座」を実施し、からだと性に関する正しい情報を提供した。
健康危機対策課	継続	HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて医療機関、公共施設や駅前に横断幕や啓発ポスターの掲示、18歳成人全数へウエットティッシュを配布した。
おやこ保健課	継続	中学校での思春期性教育を5校実施した。

1-2-2 性に関する学習機会の充実

1221

あらゆる世代に向けて、性と生き方について考えるための講座等、学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてつぷ	継続	PTA・教職員を対象に「子どもと性」をテーマにジェンダー平等教育助成事業を実施した。

発達段階に応じて、ジェンダーやからだの発達、性的コミュニケーションなどを含む包括的性教育に取り組むとともに、性に関する悩みについて気軽に相談できる環境づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
児童発達支援センター	継続	子どもの特性や発達段階に応じたトイレの使い方や着替え方などについての配慮を保護者と共有して進め、また保護者が悩んでいる際には都度相談に応じた。
こども事業課	継続	クラス活動や保健指導の中で、自分のからだを知り自分を大事に思えることに視点をおいた取り組みを進めた。
学校教育課	継続	関係機関と連携し人権教育推進プランに添って包括的性教育及び環境づくりに進めた。すてっぷと共催で教職員を対象に研修を実施した。
健康危機対策課	継続	性感染症について相談を実施した。
おやこ保健課	継続	中学校での思春期性教育を5校実施。学校へ命の大切さや性教育の教材として、赤ちゃん人形の貸し出しを行った。

1-2-3 性的マイノリティの人権尊重

1231

LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するための庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	公民館と連携し、公民分館長及び公民館のグループリーダーを対象に「あなたの身近にもいるLGBTQ+～男女やLGBTだけじゃない！性のあり方は十人十色～」の研修を行った。
すてっぷ	継続	市内学校を対象に、性的マイノリティの人権尊重のプログラムを含むジェンダー平等教育推進助成事業を実施した。
人権平和センター	継続	人権啓発パネル展（2回）を開催し、差別・排除や虐待、いじめ、ハラスメントなどさまざまな視点から人権を考える展示を行った。
学校教育課	継続	市立小・中学校、義務教育学校に対し、研修等を通じて学習に必要な教材提供を行った。
公民館	継続	性的マイノリティに関する広報物の配架や掲示を行った。
おやこ保健課	継続	中学校での思春期性教育を5校に実施した。
健康危機対策課	継続	おやこ保健課と中学校での思春期性教育を5校に実施した。

1232

教育・保育の場において、性的指向および性自認に基づく差別が起きないように、子どもや職員の性の多様性に関する理解を深め、差別のない環境づくりに向けて取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	研修や各学校で人権学習を実施し、子どもや教職員の理解促進を図った。

1233

L G B Tをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが相談できる場を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	「豊中市パートナーシップ宣誓証明制度」について、周知・啓発を行った。
医療支援課	継続	こころの不調を抱える方の相談支援を行い、ニーズに応じて関係機関と連携した。
こども安心課	継続	こども専用チャット相談などSNSの活用・こども総合相談窓口では、365日24時間、電話相談を受け付けた。

1-3 表現における人権の尊重

1-3-1 市の刊行物の表現への配慮

1311

各種刊行物の作成・配布に際し、「表現のガイドライン」を活用するなどし、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	職員等を対象とした研修や出前講座の場で「表現のガイドライン」を周知し、男女の役割の多様性に気付き、男女共同参画を推進する表現ができるよう周知啓発を行った。
広報戦略課	継続	性別による固定観念的な表現とならないよう配慮した。

1-3-2 メディア・リテラシーの向上

1321

男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため図書・資料等情報の収集、提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため資料等情報の収集を行った。
読書振興課	継続	庄内図書館では公民館と連携し、父親・母親を対象とした公民館講座で関連資料の展示と貸出しを実施し、その後館内でも資料展示と貸し出しをした。

1322

男女共同参画の視点によるメディア・リテラシー向上のための教育、学習の機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	継続	大学のメディア研究会と連携し、オリジナル動画を元にリテラシー教育向上のためのジェンダー平等教育推進助成事業を実施した。
国際交流センター	継続	メディアリテラシー入門講座を2回開催した。
学校教育課	継続	資料等を市立小・中学校、義務教育学校で学習できるよう、「とよなかスクールネット」に掲載するとともに、研修等において周知した。
公民館	—	該当講座実施なし。
教育センター	継続	教職員対象の市実施研修で、男女共同参画の視点の重要性について、講義・演習等にて取り扱った。

1-3-3 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮

1331

文化創造・表現活動においては男女共同参画の視点に配慮するとともに、文化創造・表現活動を通して男女共同参画の推進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・男女共同参画の視点がある映像作品の上映会を実施した。 ・市民協働事業の演劇プログラム「アダムとイブと三人の女たち」で性別に捉われない生き方について演劇を通して啓発を行った。
魅力文化創造課	継続	男女共同参画の視点に配慮し、審議会への女性委員の参画を促進した。

1-4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

1-4-1 幼少期からの男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策★1】

1411

男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画および実践を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
公立こども園子育て支援センター	継続	日々の生活・遊びの中で、自分の好きなことや好きなものを自己決定していくことを大事にした教育・保育を実践した。
児童発達支援センター	継続	男女にかかわらず子ども一人ひとりの思いを大切にし、みんなで遊べたという経験を重ねられるよう療育を進めた。
こども事業課	継続	日々の生活・遊びの中で、自分の好きなことや好きなものを自己決定していくことを大事にした教育・保育を実践した。

1412

家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	市内学校対象のジェンダー平等教育推進助成事業は保護者の参加も促して実施した。
子育て支援センターほっぺ	継続	子育て情報に関する様々な冊子の作成において、男女共同参画の視点を意識してイラストなど掲載した。
児童発達支援センター	継続	多職種の職員が互いの専門性の中で得た知識を共有し、療育の推進や質の向上に役立てた。
こども事業課	継続	「子どものつぶやき」の作成において、男女共同参画の視点から「自分らしくあるための思い」をテーマにした子どもの思いを取り入れることができた。

1413

男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育に関わる情報収集と共有化を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・幼児とその保護者を対象に絵本を通じて性教育を啓発するための「えほんのひろば～絵本de性教育～」を実施した。 ・すてっぷ内のキッズスペースで幼児対象の読み聞かせイベントを行う登録団体へ活動場所の提供や広報などの支援を行った。
児童発達支援センター	継続	各種研修会に参加し、その情報を職員間で共有しつつ療育の実践につなげていった。
こども事業課	継続	市全体の教育・保育の向上を意識し、公立・民間施設を対象とした男女共同参画の視点での教育・保育のあり方研修を実施した。

1414

男女共同参画をめざす幼児教育、乳幼児保育・療育の研修、研究を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
児童発達支援センター	継続	多職種の職員が互いの専門性の中で得た知識を共有し、療育の推進や質の向上に役立てた。
こども事業課	継続	各公立こども園において、職員が自分自身の価値観と向き合い、子どもの人権に視点をおいた実践を行っていくための園内研究を行った。

1-4-2 若年層に対するジェンダー平等教育の推進【重点的に取り組む施策★2】

1421

教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	人権教育推進プランに添って全市的にジェンダー平等教育を推進した。

1422

男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市立学校等に通学する児童、生徒向けジェンダー平等教育啓発電子教材「With you」の活用についてアンケートを行い、豊中市男女平等教育推進協議会等で検討を行った。
すてっぷ	継続	ジェンダー平等教育推進助成事業やデートDV防止出前講座を通じて、ブックリストや情報誌の教材を提供した。
学校教育課	継続	市立小・中学校、義務教育学校で学習できるよう、「とよなかスクールネット」に掲載するとともに、研修等において周知した。

1423

ジェンダー平等教育に関する教材の内容や活用方法をはじめ、授業等において同教育を進めるための指導内容・方法について研究を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	児童、生徒向けジェンダー平等教育啓発電子教材「With you」の活用や実践について豊中市男女平等教育推進協議会で協議等を行った。
教育センター	継続	性別にかかわらず児童生徒一人ひとりの個性や能力が発揮でき、自己肯定感や、他者と共に生きる力を育成する視点を基盤とし、授業研究や教育課題研究などの教職員研修を実施した。

1424

男女共同参画について教職員の理解が深まるよう、教職員に対する研修を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	教職員研修推進事業において、すてっぷと共催で、教職員へジェンダー平等に関わる研修を実施した。

1425

性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	教職員研修推進事業および人権教育啓発推進事業において、キャリア教育に関わる研修を実施した。

1-4-3 男女共同参画を推進する学習活動の充実

1431

さまざまなテーマでの学習活動の実施を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、参加者が交流できる機会・場づくりを行い、継続的な活動につなげる。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・すてっぷフェスタでは、すてっぷを拠点に活動する団体の紹介や展示、バザーなど、参加者との交流をめざして実施した。 ・居場所提供事業として50・60代対象のCoCoカフェや30・40代対象のカフェタイムを実施し、継続的に交流する場を提供した。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を13回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を8校区で実施した。
青少年交流文化館いぶき	廃止	計画年度以前に廃止
公民館	—	該当講座実施なし。
読書振興課	継続	庄内図書館では公民館と連携し、父親・母親を対象とした公民館講座で関連資料の展示と貸出しを実施し、その後館内でも資料展示と貸し出しを行った。

1432

社会教育のあらゆる活動に男女共同参画の視点が貫かれるよう配慮を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
スポーツ振興課	継続	スポーツ推進審議会委員の女性比率が30%になり、引き続き女性がスポーツ推進に参画しやすい環境整備に取り組んだ。
社会教育課	廃止	令和4年度に廃止
公民館	継続	子育て中の保護者も公民館事業に参加しやすくするため、保育付きの講座を実施した。
読書振興課	—	令和7年度は実施なし。

1433

講座や講演会の実施などを通して、男女共同参画の視点による「家庭教育」に関わる学習を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	各こども園において、子どもや保護者の実態に合わせた男女共同参画の視点での「保護者講演会」を実施した。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を13回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を8校区で実施した。

1-5 男女共同参画の理解の醸成

1-5-1 男女共同参画の周知・啓発の推進

1511 多様な媒体によって、男女共同参画の理解を進める周知・啓発を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	各種リーフレットやチラシ等を各施設に依頼した。また、男女共同参画に関するイベント（豊中パープル・オレンジリボンプロジェクト）等では適宜記者クラブへの情報提供や、文化芸術センターのライトアップ、パネル展、啓発文を入れたウエットティッシュ、ちらし、リーフレットの配布、市ホームページへの掲載を行った。
すてっぷ	継続	事業について、紙媒体だけでなく、SNS、YouTubeなどを活用して周知を図った。また啓発冊子「STEP by STEP」は「創刊号改訂版」を発行した。

1512 男女共同参画の理解を深めるために、豊中市男女共同参画推進条例、男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間等の周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	出前講座の際に条例について周知・説明を行った。男女共同参画週間については、広報とよなか、ホームページ等で周知を行った。
すてっぷ	継続	男女共同参画週間には、講演会とパネル展示を実施した。

1513 報道機関に男女共同参画の推進に関わる情報提供をする。

主な所管・実施課	実施状況	
広報戦略課	継続	各部局・各課の実施した新規性や独自性、社会的課題の解決に向けた取り組みなどを報道提供を行った。

1514

各種啓発事業に男女共同参画の視点を盛り込むよう配慮を促す。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	各種啓発事業については、常に男女共同参画の視点に基づき実施した。他課が行う事業について、問い合わせを受けた際は、ケースに応じた助言を行った。
すてっぷ	継続	他施設と連携し、各施設の催しの際にちらしなどを配布した。

1-5-2 男性に対する男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策★3】

1521

男性に届きやすい媒体・機会を活用した情報提供や、男性が参加しやすい講座・イベント等を通じて、男性への理解促進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・国際男性デーにあわせて男性学や男性の育児参画に関する資料の展示を行った。 ・男性対象に怒りをコントロールするためのアンガーマネジメント講座を行った。
おやこ保健課	継続	パートナーシップ講座でのオンライン講演会の実施。両親教室では、産後の育児等について、妊婦とパートナーで意見交換を行い、男性の育児参加への啓発を行った。
人権平和センター	継続	さまざまな人権問題にかかる講座を夜間にも開催し、日中勤務者が参加しやすい配慮をした。（人権文化まちづくり講座：6回）
公民館	継続	人権に関する事業等を土日夜間に開催し、日中勤務者が参加しやすいように配慮した。

1522

相談支援を通じて男性が抱える悩みの解決を図るとともに、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図るため、男性が気軽に相談できる窓口や機会づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	継続	チラシを配布・設置し、男性相談について広く周知した。
人権平和センター	継続	人権擁護委員による人権相談や相談および人権・平和啓発事業として人権相談・総合生活相談事業を行った。DV関連の相談が2件・性的マイノリティが1件あり、豊中市配偶者暴力相談支援センターやプライドセンター大阪を案内するなどした。

1-5-3 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実【重点的に取り組む施策★4】

1531

男女共同参画の意識を高めるため、市職員、教職員研修を充実するとともに、民間の保育施設などへも働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	庁内の職場における人権研修及び初任教職員を対象とした研修に講師を派遣し、「男女共同参画」について研修を行った。
人事課	継続	男女共同参画をはじめ人権行政の推進に関するカリキュラムを、新規採用職員研修等に取り入れ実施した。
こども事業課	継続	公立・民間施設から広く参加者を募り、男女共同参画の視点を織り込んだ人権研修を実施した。
学校教育課	継続	すてっぴと共催で教職員を対象に研修を実施した。
教育センター	継続	性別に関係なく、職に応じた研修を実施し、積極的な参加を呼びかけた。

1532

職場における男女共同参画に関する人権研修を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	研修のテーマとして、「DVについて」や「性的マイノリティの人権問題について」「セクシュアル・ハラスメントについて」等をテーマを設定し、人権研修の講師を派遣した。今後も人権研修に多様なテーマに取り組んでもらうよう周知を行った。
人事課	継続	男女共同参画の視点も含めた多様なテーマ・手法を、職場における人権研修で推奨するとともに、各職場で実施する研修を支援した。
学校教育課	継続	年間を通して、男女共同参画に関する人権研修を実施した。

1-5-4 地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実

1541

地域の団体・グループ等に対し、男女共同参画に関わる研修の機会の提供や情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	公民館と共催で公民館分館長や公民館グループリーダーを対象に研修を行い地域の団体・グループ等に対し情報提供を行った。
すてっぷ	継続	・男女共同参画週間、女性に対する暴力防止運動における講演会などの事業は、登録団体の研修を兼ねて実施した。 ・研修用映像リストを作成し、配布した。 ・総合窓口に来館した地域自治会の研修テーマに男女共同参画に関わる出前講座を推薦、実施した。
人権平和センター	継続	高齢者等を対象にした講座を実施し、積極的な参加を促した。（地域交流事業：98回）
学び育ち支援課	継続	子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを目的とした地域子ども教室事業の担い手である地域の大人たち（安全管理員）を対象に、救命救急・応急手当一般講習を開催した。
公民館	継続	男女共同参画に関する広報物の掲示や配架を行った。

1-5-5 男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し

1551

男女に中立的でない国および大阪府の制度について把握し、その見直しを国および大阪府へ働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画の充実を図るために、大阪府市長会人権部会をととして、相談体制の充実、DV被害者の保護支援の連携充実、性的マイノリティへの配慮等について大阪府へ要望を行った。

1552

男女平等や男女共同参画に関わる各種法律について理解し、制度等の活用が可能となるよう学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	生きるための「なぜ？」を考えるフェミニズム連続講座2025では、制度や法律について学習した。

1553

男女共同参画の視点に立って、市役所や教育の場における男女共同参画を阻害する慣行がないか、常に見直しを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	職員への研修を通じて、男女共同参画の視点に立ち、市役所におけるハラスメント等がなされていないかの意識を促した。今後も職員研修等を通じて、職員一人ひとりに意識を持ってもらうよう働きかけた。
学校教育課	継続	学校における男女共同参画の取組み等について豊中市男女平等教育推進協議会で共有・協議を行った。

1554

男女共同参画の視点に立って家庭や地域、職場等の男女共同参画を阻害する慣行を見直すための情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	研修を通じて、男女共同参画の視点に立ち、市役所におけるハラスメント等がなされていないかの意識を促し、情報提供を行った。
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにおいて男性の家事・育児参画に関する資料提供や展示を行った。

1-6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供

1-6-1 男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進

1611

男女共同参画に関わる図書、資料等の収集、閲覧、貸し出しを行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにて男女共同参画に関する資料の収集と提供を行った。
読書振興課	継続	野畑図書館では、子育て関連資料のコーナーを設置し男性の育児や家事等への参加、女性の社会参加等についての資料を収集し貸し出しを行った。

1612

男女共同参画に関わる展示や情報相談等による情報の加工・提供・発信を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・男女共同参画にかかわる展示を館内で実施した。 ・男女共同参画にかかわる情報相談を行った。
読書振興課	継続	子育て・DV関連資料を通じた情報提供に努めたほか、すてっぷと連携して、男女共同参画週間にあわせ企画展示を行った。

1613

男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信のため、他の自治体の男女共同参画センターや各種機関と連携、協力を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・他館との連携・協力のため研修交流会を実施し意見交換を行った。 ・6月男女共同参画週間を広く啓発するため市立図書館と連携展示を行った。

1-6-2 男女別統計による統計調査の充実

1621

男女別統計の必要性の啓発を進め、男女別統計を作成するとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ施策立案の基礎資料として活用する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画に関する市民・事業所意識調査「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」を実施し報告書をまとめた。
すてっぷ	継続	・情報ライブラリーの利用統計やヒアリング結果をもとに、今後の事業展開に活かすことができた。 ・ジェンダーギャップ指数に関するパネルを更新した。 ・情報誌「STEP by STEP」で男女別のジェンダー統計を事由に編集を行った。

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

2-1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

2-1-1 市政に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策★5】

2111

「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、事前協議制度の活用などを通じて審議会等への女性委員の登用を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	審議会への女性委員の参画状況を調査し、公表した。調査の際には「審議会への女性委員の参画推進要綱」を配布し、目標値を周知した。女性の登用を促すために、女性委員の割合40%以上達成のための方法について確認を行った。
行政総務課	継続	庁内情報共有システムにて、「審議会等委員の選任に関する指針」について周知を行った。

2112

「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、審議会等委員の市民公募を行い、女性の登用を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	市民公募を行う際は女性の登用を積極的に図るように各所管課へ呼びかけを行った。
行政総務課	継続	庁内情報共有システムにて、「審議会等委員の選任に関する指針」について周知を行った。

2113

意見公募手続等の仕組み・機会等を活用し、各種条例、計画、方針決定過程への市民参画を進め、市民意見の把握と反映を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
広報戦略課	継続	案件のお知らせを市公式LINEで行うなど多くの人に参画していただけるよう情報発信した。

2114

「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、能力や資質に応じ、管理監督職への女性職員、女性教職員の登用を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進めた。 (課長級以上の管理職中の女性割合 令和7年度：25.5%) 引き続き、性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進める必要がある。
教職員課	継続	校長18名、副校長1名、教頭25名が女性管理職として現在活躍中。引き続き積極的に登用を進める。
クリーンランド総務課	継続	課長補佐級に女性職員を登用に続き、管理監督職への女性職員の登用を進めた。

2115

「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、採用時の職種による性別の偏りをなくすため、女性受験者の増加を促し、女性職員、女性教職員の幅広い採用を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	職員のインタビュー記事の掲載、採用説明会などの機会において、男女のバランスが均等になるよう意識し、性別にかかわりのない優秀な人材の確保及び女性受験者数の拡大を図った。 引き続き、性別にかかわりのない優秀な人材の確保する取組みを継続して実施し、女性の参画を進めていく。(採用者における女性の割合 令和7年度：66.9%)
教職員課	継続	教職員として採用された後のライフステージに合わせ、様々な制度があることを周知し、女性受験者の増加を促す取組みを引き続き行った。

2116

各種会議やプロジェクトへの女性職員、女性教職員の参画を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	審議会への女性委員の参画状況を調査し、各種会議等に女性職員や女性教員の参画について積極的に進めるよう促した。
教職員課	継続	経験年数に応じて各種会議やプロジェクトの参加を促した。

2117

女性活躍推進法に基づき、性別に偏った職域拡大、職務分担とならないよう、女性職員、女性教職員の能力や資質に応じた配置を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	異動の重点項目に女性の職域拡大を継続して掲げ、異動方針を庁内に周知し、施策の企画等への参加促進を図った。引き続き異動の重点項目に女性の職域拡大を継続して掲げ、異動方針を庁内に周知し、施策の企画等への参加促進を図る。今後も可能な限り性別によらず、経験や能力に応じた配属・職務分担を行う。
教職員課	継続	人事異動に関し、個別に得意分野を伸ばしたい能力の聞き取りを管理職を通じ継続して行った。
クリーンランド総務課	継続	性別に偏りのない職員配置を進めるため、豊中市に対して、女性職員の派遣を要請した。

2118

研修等の充実や受講機会の拡大に取り組み、女性職員の能力開発とキャリアアップを支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	他機関に派遣されていた女性職員を講師とし、女性職員としてのキャリア形成に係る内容等の研修を行った。 また、マッセ大阪の女性職員のためのキャリアデザイン研修への参加促進を図った。
教職員課	継続	長期自主研修制度や大学院修学休業制度の周知に努め、制度の活用を促した。
クリーンランド総務課	継続	研修等受講機会の拡大に取り組み、女性職員の能力開発とキャリアアップを支援した。

2119

女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにて女性の政治参画や女性活躍推進月間をテーマにしたコーナー展示を行った。

2-1-2 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策★6】

2121

「女性活躍推進法」の趣旨などをふまえ、事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや情報提供、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業所に向けて、経営者・管理職等向けのセミナー（交流会含む）を実施した。事業アドバイザー派遣を22事業者に対して行った。豊中市女性活躍推進事業者認の認証については、9事業者の認証を行った。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、男女いきいき・元気宣言事業者登録制度、男女いきいきプラス事業者認証制度、豊中市女性活躍推進事業者認証制度の情報提供を行った。

2122

市関連の委託事業者等への女性の参画拡大の働きかけや啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	人権問題事業者学習会を開催し、委託事業者（特に市民と直接接する業務を委託している事業者）を対象に啓発を行った。
経営戦略課	継続	外部活力導入のガイドラインに基づき、周知を行った。
契約検査課	継続	総合評価一般競争入札の中で、豊中市女性活躍推進事業者の認証有無を評価することにより、女性の参画拡大への啓発に努めた。

2123

事業所等に向けて、「女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定を働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業アドバイザー派遣において、「女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定を働きかけた。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、男女いきいき・元気宣言事業者登録制度、男女いきいきプラス事業者認証制度、豊中市女性活躍推進事業者認証制度の情報提供を行った。

2124

性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	令和7年度は実施なし。

2-1-3 地域・団体等における女性の参画拡大

2131

地域で活動する団体やグループの運営方針決定への女性の参画・リーダー育成について働きかけや周知啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	地域の事業所などへ出前講座を行い、周知。啓発を行った。
すてっぷ	新規	出前講座で「避難所運営ゲーム(HUG)」を実施した。
コミュニティ政策課	継続	市と協働及び連携している団体やグループにおいては、女性が多いことを確認しており、助成金交付決定や中間支援施設運営受託契約において、この水準を維持するよう働きかけた。
地域共生課	継続	各団体で女性の参画等について働きかけを行った。
人権平和センター	継続	人権問題事業者学習会を開催し、委託事業者（特に市民と直接接する業務を委託している事業者）を対象に啓発を行った。令和7年度は男女共同参画やLGBTに関するテーマではなかったが、ニーズがあるテーマであるため、今後も引き続き検討し実施する。
公民館	継続	男女共同参画に関する広報物の掲示や配架を行った。

2-1-4 女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進

2141 女性の参画拡大等に関わる図書や資料等の収集・提供を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにて女性の政治参画や地域参画に関する資料提供や展示を行った。
読書振興課	継続	女性の参画拡大等に関連する資料の収集と提供を実施した。

2142 男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市立の小・中学校等に通学する児童、生徒向けジェンダー平等教育啓発電子教材「With you」の活用についてアンケートを行い、豊中市男女平等教育推進協議会等で検討を行った。
すてっぷ	継続	デートDV防止出前講座を通じて、女性の参画拡大を取り上げた情報誌「STEP by STEP」を配布・提供を行った。
学校教育課	継続	市立小・中学校、義務教育学校で学習できるよう、「とよなかスクールネット」に掲載するとともに、研修等において周知した。

2-2 多様な働き方への支援

2-2-1 働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供 【重点的に取り組む施策★7】

2211

市民・労働者や事業所等に向けて、「男女雇用機会均等法」等雇用や職場での男女平等の推進に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにおいて労働分野に関する本のコーナー展示を行った。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、大阪府・OSAKA女性活躍推進会議のセミナー等の情報提供を行った。

2212

市民・労働者や事業所等に向けて、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った。（タイトル：職場のハラスメントから自分自身を守ろう～12月4日から10日は人権週間です～）。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、啓発DVDの紹介を行った。

2213

市民・労働者に向けて、パートタイム労働や派遣労働に関わる制度の周知を図り、労働条件や雇用の安定等についての啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報ライブラリー就労支援コーナーにおいて非正規雇用に関する資料提供や展示を行った。 ・ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ機会を設けた。
くらし支援課	継続	労働啓発冊子「知らなきゃ損する『働く』ルール」を作成し、公表した。

2214

市民・労働者や事業所等に向けて、母性保護への理解や健康管理、働く場でのメンタルヘルスなどに関する啓発や予防対策を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにてフェムテックや女性の健康問題をテーマにしたコーナー展示を行った。
くらし支援課	継続	勤労者ニュース（No.70）で労働者のメンタルヘルスや健康にかかわる記事を掲載し、啓発を行うとともに、市ホームページにおいて周知を行った。
医療支援課	継続	メンタルヘルスについて、広報・ホームページ・SNSで情報発信を行った。講座、個別支援を通じ、情報提供を行うなど相談窓口職員のメンタルヘルス問題の対応力向上に取り組んだ。
おやこ保健課	継続	母子健康手帳交付時などに情報提供を行った。

2215

事業所等において女性が能力を発揮するための積極的取組みである「ポジティブ・アクション」を進めるための啓発を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	くらし支援課の「勤労者ニュース」に男女共同参画苦情処理制度、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事業案内等を掲載してもらい啓発を行った。また豊中市女性活躍推進事業者認の認証については、9事業者の認証を行った。
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにて企業における女性のエンパワーメント促進をテーマにしたコーナー展示を行った。
くらし支援課	—	令和7年度は実施なし。

2216

在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	在宅ワークを含む新たな働き方に関する情報提供について検討した。
産業振興課	—	令和7年度は実施なし。
くらし支援課	継続	「カスタマーハラスメント対策講座」を実施し、従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備に向けた取組みを支援するとともに、多様で柔軟な働き方の推進に資する情報提供を行った。

2-2-2 女性の就労支援【重点的に取り組む施策★8】

2221

女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	女性のキャリアアップのため「女性のスキルアップ応援 ゼロから学ぶ！ITパスポート試験対策講座」を実施した。
国際交流センター	継続	相談事業の一環として、資格取得のための日本語指導を実施した。
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンター（地域就労支援センター）における就労相談や無料職業紹介事業において「医薬品登録販売者をめざす仕事講座（入門編）」を実施した。
福祉事務所	継続	年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報の提供や就労支援事業の活用を助言した。
子育て給付課	—	母子父子福祉センターの指定管理事業として介護職員初任者研修、ビジネスパソコン基礎講座を実施した。

2222

女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ講座を実施した。
くらし支援課	拡充	豊中しごと・くらしセンターの無料職業紹介事業において、「キャリア形成セミナー」や「多様な働き方セミナー」、「わたしらしく働くための8ステップ 自信を育む基礎講座」等を実施した。
子育て給付課	継続	①ひとり親の資格取得のため養成機関での受講に際し、その期間中の生活の安定を図るため給付金を支給する高等職業訓練促進給付金を支給した。 ②就業相談を通じて指定された講座を受講した後、本人が支払った費用の4～6割相当額を支給する自立支援教育訓練給付金を支給した。

2223

起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	起業のための情報収集や文書作成のために、一時保育つきでPCと作業スペースを貸出した。
産業振興課	継続	「とよなか起業・チャレンジセンター」の運営の中で女性起業家を対象とするセミナー等を開催し、起業にかかわる情報提供を行った。
国際交流センター	継続	相談事業の中で、随時対応した。

2224

女性の就労支援のための相談対応を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	就労相談では就活支援や今後のキャリア相談、労働相談では職場内の困りごとに対する相談援助を実施した。
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンター（地域就労支援センター）で就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。

2225

多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンターの無料職業紹介事業による求人企業の開拓や求人情報の収集、求職者への職業紹介を行い、就職に繋げた。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ機会を設けた。 ・情報ライブラリーにて転職や自分らしい働き方をテーマにしたコーナー展示を行った。
くらし支援課	継続	「働くための基礎知識セミナー」を実施し、働くにあたって必要な知識やトラブル防止のための注意点を学ぶ機会を作った。
子育て給付課	継続	庁内のハローワーク常設窓口と連携し、母子父子自立支援員により就労支援相談を行った。また、母子父子福祉センターで就労支援講座を実施した。

2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

2-3-1 事業所による働き方改革の推進への支援【重点的に取り組む施策★9】

男性中心型労働慣行、長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、事業所が取り組みやすくなるよう、事例などの具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業所に向けて、経営者・管理職等向けのセミナー（交流会含む）を実施した。交流会では事業者間での取組等について情報提供を行った。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、経営改善支援として「経営者・管理職セミナー」等の情報提供を行った。
くらし支援課	継続	働き方や仕事と生活の両立に関する情報について、勤労者ニュースにおいて周知を行った。
こども政策課	—	令和7年度は実施なし。

2312

在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	在宅ワークを含む新たな働き方に関する情報提供について検討した。
産業振興課	—	令和7年度は実施なし。
くらし支援課	継続	「カスタマーハラスメント対策講座」を実施し、従業員が安心して働き続けられる職場環境の整備に向けた取組を支援するとともに、多様で柔軟な働き方の推進に資する情報提供を行った。

2313

仕事と生活の両立に向け職場の環境整備を図るため、事業者等に「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」の趣旨、育児・介護休業制度等の活用についての具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業所に向けて、経営者・管理職等向けのセミナー（交流会含む）を実施した。事業アドバイザー派遣を22事業者に対して行った。豊中市女性活躍推進事業者認の認証については、9事業者の認証を行った。
契約検査課	継続	令和7年度は、総合評価一般競争入札の個別案件を通じて、次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する機会はなかったが、評価項目は引き続き設定し、仕事と子育ての両立への取組みについての働きかけや啓発に努めた。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、仕事と家庭・その他の活動が両立できるような取組みをしている事業者を応援する「男女いきいき・元気宣言」登録制度、女性活躍に取り組む事業者の「男女いきいきプラス」認証制度と、その認定事業者への「男女いきいき」事業者表彰制度についての情報提供を行った。また、女性活躍推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を認証する「豊中市女性活躍推進事業者認証制度」の情報提供を行った。
くらし支援課	継続	女性活躍推進や仕事と生活の両立に関連する情報などについて、勤労者ニュースにおいて周知を行った。
おやこ保健課	継続	母子健康手帳交付時などに情報提供を行った。
こども政策課	—	令和7年度は実施なし。

2314

労働者に対して、仕事と子育て・介護・看護の両立のための法律や具体的制度、技術等の情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてつぷ	新規	ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ機会を設けた。

2-3-2 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充

2321

仕事と家庭生活等の両立を支えるための保育サービスの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	保育所等の新規整備に加え、既存の保育所等の増築等や幼稚園から認定こども園への移行促進による受け入れ枠拡充など、多様な方策により保育定員の確保に取り組んだ。

2322

仕事と家庭生活等の両立のための保育サービスの充実の一環として、待機児童ゼロ維持をめざし、施設整備や多様な施策に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	保育所等の新規整備に加え、既存の保育所等の増築等や幼稚園から認定こども園への移行促進による受け入れ枠拡充など、多様な方策により保育定員の確保に取り組んだ。

2323

仕事と家庭生活等の両立を支えるための一時保育、延長保育、休日保育、病児保育など多様な保育サービスを提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	拡充	一時保育、延長保育、休日保育、病児保育など、各家庭の保育ニーズに対応できるよう情報提供した。 病児保育施設を1施設増設、また一時保育予約システムを導入することで、利用者の利便性が向上した。

2324

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施し、地域での子育て支援ネットワークを充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども支援課	継続	年間の活動実績は2,323回。他に、援助会員・利用会員間の情報共有や、会員と地域住民との交流を目的とした交流会を14回実施した。また、会員向けの講習会を実施し、延べ210人が参加した。

2325

放課後の子どもの居場所づくり事業を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学び育ち支援課	継続	子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすための居場所として校庭開放事業について、全校（38箇所）実施を継続した。冬季・春季休業期間や雨天時の実施も継続した。

2326

育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し、子どものライフステージごとに支援が途切れないように、また、子どもと家庭それぞれに対して相談支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	育児の悩みの一因として相談者自身の生育歴が関係しているケースが多く、グループ相談会において同様の状況にある相談者同士が分かち合う機会を設けた。
人権平和センター	廃止	令和2年度に廃止
おやこ保健課	継続	電話、面接相談時に育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し対応した。
子育て支援センターほっぺ	継続	子育て相談において男女共同参画の視点を持ちながら対応を行った。
児童発達支援センター	継続	療育相談において父親の参加を積極的に促し、子どもの理解を深められるよう進めた。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センター・連携園において、電話や対面での子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関へつなげることができた。
児童生徒課	継続	教育相談において、男女共同参画の視点も踏まえながら様々な相談に対応をした。

2327

子育ての交流事業を充実し、子育てグループのネットワークを形成し、地域における子育て支援の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
おやこ保健課	継続	必要に応じて健康に関する情報提供や交流事業の紹介を行った。
子育て支援センターほっぺ	継続	地域福祉ネットワーク会議こども部会の圏域連絡会を実施した。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センター・連携園において、参加者同士の交流や遊びの提供を目的とした子どもの年齢別子育て支援連続講座を開催した。

2328

子育てに関わる学習機会の提供や情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	廃止	「じんけんへいわ通信」令和7年度に廃止
おやこ保健課	継続	個別支援の中で、健康教育・指導、情報提供を行った。
子育て支援センターほっぺ	継続	講座等を開催し、子どもの育ちを参加者で共有し、多様な子育てのあり方に気づく機会を作ったり、関り方を学ぶ機会を提供した。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センター・連携園において、子どもの年齢別育ちの講座や手作りおやつ講座、離乳食講習会等を開催した。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を13回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を8校区で実施した。
公民館	継続	子育て子育て親育ち事業として4公民館で講座を実施した。
読書振興課	継続	野畑図書館では、子育て関連資料のコーナーを設置し積極的に関連資料を収集するとともに提供を行った。

2329

ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	シングルマザーを中心に経済面で相談を受け、就労相談では就活支援を実施した。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
子育て給付課	継続	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療証助成による経済的支援のほか、母子生活支援施設入所措置、母子父子自立支援員による自立に必要な情報提供・相談支援を行った。また、公正証書作成費用補助や、弁護士費用補助等の養育費確保支援を行った。母子父子福祉センターでは養育費等専門相談員による夜間相談や、弁護士による法律相談、親子交流支援事業等を実施した。
住宅課	継続	母子・父子世帯について、抽選における当選確率を2倍とする優遇措置を行った。市営住宅の一部について、小学校就学前の子どもがいる世帯向けに、子育て世帯限定の募集を行った。

23210

市が主催する講座、イベント等に子育て期の男女が容易に参加できるよう一時保育の場を確保する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	市が主催する講座等における一時保育制度を活用し、各所属が一時保育者を確保できるよう、一時保育者の新規募集及び一時保育者登録研修会を実施した。

2-3-3 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進

2331

介護保険サービスの充実と利用促進のための周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿社会政策課	継続	当課窓口での情報提供や相談に応じるとともに介護保険事業に関する情報のHP掲載やパンフレット作成、出前講座等による情報提供を実施した。

2332

介護離職を防ぐため、支援ニーズに対応できるよう、家族介護者への支援の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿安心課	継続	家族介護者の支援として紙おむつの給付などを行った。 また、認知症高齢者を抱える家族介護者を対象に、交流会や介護者教室を実施した。

2333

高齢者とその家族が課題を抱えながらも自宅で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で支援するためのネットワークづくりを図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿安心課	継続	地域包括支援センターの高齢部会を開催し地域全体で支援するためのネットワークづくりを進めた。

2-3-4 男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進

2341

男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、男性への子育て・介護・看護に関わる情報提供、啓発を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてつぷ	継続	・男性も対象としたハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ機会を設けた。 ・情報ライブラリーにて男性の育児参画をテーマにしたコーナー展示を行った。

子育てに関わる行事・イベント等の情報提供、啓発を推進することで男性の育児への参画を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	継続	・子育て支援センターほっぺと連携し、男性の育児参画を促す資料の展示を行い情報提供を行った。 ・おやこ教室にて保育つきライブラリーのチラシを配布し、男性の育児参画の啓発を行った。
おやこ保健課	継続	両親教室を開催し、産後の育児等について、妊婦とパートナーで意見交換を行い、男性の育児参加への啓発を行った。
こども政策課	継続	子ども・子育て支援アプリ「とよふぁみ」にて、年間50回のお知らせ配信を実施した。
子育て支援センターほっぺ	継続	父親対象のいきいき子育て講座「パパと子どもの遊び方＆パパの子育てワンポイント講座」、「おしゃべりしましょ（パパ編）」を開催し男性の育児参加を促した。
児童発達支援センター	継続	行事の日程等父親にも参加しやすい日程調整を行った。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センター・連携園で実施している各種講座、園開放等に父親が参加された。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を13回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を8校区で実施した。
学校教育課	—	該当事業なし

2343

子育てや介護等に参画する男性等によるグループづくりや運営支援を通じて活動の活性化を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	—	令和7年度は実施なし。
長寿安心課	継続	認知症高齢者を抱える男性介護者に対して、交流会や介護者教室を通じて活動を支援した。

2344

男性の自立した生活を促すための情報提供、学習機会の提供を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	廃止	令和5年度末で事業終了
公民館	継続	父親向けの講座を4公民館で講座を実施した。

2345

地域活動への男性の参画を促すための啓発、情報提供を推進するとともに、実践につなげる機会・仕組みの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	—	令和7年度は実施なし。
読書振興課	—	令和7年度は実施なし。

2-3-5 市役所における男女共同参画の推進

2351

「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭生活が調和できるよう、育児・介護休業の取得しやすい、また職場復帰しやすい職場の環境を整備する。

主な所管・実施課	実施状況	
職員課	継続	育児休業からの復帰前面談の実施や、庁内情報共有システム等を活用した情報発信を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めた。
教職員課	継続	人事異動に関し、育児や介護の実態に応じ個別事情を聞き取り、職場復帰しやすい環境の整備に努めた。
クリーンランド総務課	継続	育児・介護休業等について、取得及び復帰しやすい職場環境の整備している。

2352

「働きやすい職場づくり」を進めるため、旧姓使用の選択を可能とする制度の運用を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	旧姓使用の選択を可能とする制度を運用した。 旧姓使用制度の継続的な利用があった。今後も制度の適切な運用を図る。

2353

変則勤務の多い医療従事者の確保と離職防止のため、院内保育所の運営や保育時間の延長を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
市立豊中病院病院総務課	継続	地域の保育所への入所が困難な職員のため、引き続き院内保育所の適正運用に努め、職員の職場復帰を支援した。

2354

「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員意識の向上とともに、働き方を見直す取組みを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	誰もが働きやすい職場づくりに取り組む民間企業の話や、男性育児休業取得者の経験談を通して意識を醸成する研修を開催し、職員の意識向上を図った。 また、更なる取得促進のため、令和4年度より所属長に対し、男性職員から配偶者等の妊娠・出産の申し出があった場合、育児休業制度の周知および休業の取得意向の確認のための面談を義務付けた。
職員課	拡充	時間外勤務について、年間330時間超の職員を0にする等の取組みを進め、令和7年度も目標を達成した。 クールビズ期間にノー残業デープラス1を実施し、水曜日以外にも週1回ノー残業デーを実施する取組みを行った。 令和7年10月から部分休業の拡充を行い、第2号部分休業を新設した。 令和8年度運用開始に向けて会計年度任用職員における育児時間及びドナー休暇の有給化について規則改正を行い、ワーク・ライフ・バランス推進を図った。
教職員課	継続	出退勤システムによる、職員の勤務時間について管理職が把握に努めている。
クリーンランド総務課	継続	長時間勤務を是正しながら各種休暇制度の利用促進を行い、すべての職員が仕事と家庭を両立したうえで、十分な能力を発揮できる職場環境を整備した。

2355

男性職員、男性教職員に対する育児・介護休業制度に関する啓発とともに、各種制度の利用に向けた支援に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
職員課	継続	ポータルサイト「OneStop」に男性育休特設ページを作成し、情報発信を行うとともに、男性育休取得促進研修として育児休業制度について動画配信をし、各種制度の利用に向けた支援に取り組んだ。
教職員課	継続	管理職研修において男性の育児・介護休業制度の活用の周知を継続している。
クリーンランド総務課	継続	男性職員が取得できる出産補助休暇、育児参加休暇及び育児休業等について周知を図り、これらの取得を促進した。

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

3-1 エンパワメントへの支援

3-1-1 子ども・若者の生きる力を育むための支援

3111

「豊中市子ども健やか育み条例」および子どもの人権についての周知・啓発を通じ、子どもの人権意識を育みつつ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを伝える。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	「もちあじ」や「性の多様性」等の人権についての出前講座を小中学校計20校に対し実施した。
こども事業課	継続	豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画に掲げているめざす子ども像の4つの柱をもとに、地域・家庭・子どもの実態等に応じた指導計画を作成し、教育・保育を実践できた。
児童生徒課	継続	いじめ防止の視点から、「豊中市子ども健やか育み条例」を踏まえて策定した「豊中市いじめ防止基本方針」に基づいた研修を豊中市立学校で実施し、子どもの人権意識を育むための周知・啓発を広めた。
国際交流センター	継続	子どもサポート事業として実施した。

3112

学校園において、子どもの非認知能力を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながら子どもの生きる力を育む。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画や幼保こ小連絡協議会校区連絡会を通じ、園児1人1人が生活を通して発達に必要な経験が得られるよう日々教育・保育を行った。
学校教育課	継続	第2期豊中市教育振興計画に基づき保育・教育等が連携し「生きる力」を育む教育実践を推進した。

3113

さまざまな主体が子ども・若者のために同じ方向性をもって子どもの居場所づくりに包括的に取り組むことで、さまざまな課題を抱えた子どもの育ちを支える。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	誰もが自由に過ごせる居場所を提供し、世代を超えて交流ができた（【豊中】164回、【螢池】165回）
国際交流センター	継続	子どもサポート事業として実施した。
こども支援課	継続	地域における様々な主体によるこどもの居場所づくりの充実や、学校を核としたセーフティネットの構築等を実施した。具体的には、10か所でこどもの居場所の新規立ち上げ、支援者向け講習会を3回開催、市域レベルの円卓会議を1回開催、7エリアで支援者や関係機関の交流会を各1回開催、人材バンクより13団体への人材派遣、ポータルサイトの運営を行った。
青少年交流文化館いぶき	継続	学校教育だけでは養えない社会的に自立する力を育むとともに、情操教育や健全育成をめざし、土曜日・日曜日・長期休業中に様々な体験活動ができる地域の子どもの居場所づくりや、青少年が様々な立場や異年齢の人達との交流を図れる事業を行った。

3114

性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	教職員研修推進事業および人権教育啓発推進事業において、キャリア教育に関わる研修を実施した。

3115

性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	R7は実施なし。

3116

子ども自身が身を守るために必要な情報の提供および教育を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	若者支援総合相談窓口やできるカンパニーによる早期の相談から社会生活への適応支援を中心に、自立に向けた包括的な支援を行った。
保健安全課	継続	子ども自身が薬物乱用から身を守れるよう、薬物に関することや薬物への誘いの断り方の知識を増やす機会の提供や啓発を行った。

3117

自分らしい生き方を選択できるよう、将来の生き方について考える機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	子ども・若者が自分の将来を具体的にイメージし、主体的に考える機会を提供するため学校向けの出前講座を4回実施した。

3118

困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	社会的支援を要する若者の状況に応じて、助言、情報提供、関係機関の紹介等の支援のコーディネートを行い、自立に向けた支援を行った。
青少年交流文化館いぶき	継続	社会支援を必要とする若者やその家族・支援者からの相談に応じ、支援につなげる「若者支援総合相談窓口」を実施した。計127件の相談があった。
国際交流センター	継続	若者支援事業として実施した。
人権平和センター	廃止	「学びの場」 令和7年度に廃止

3-1-2 女性の就労支援【重点的に取り組む施策★8】

3121

女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	女性のキャリアアップのため「女性のスキルアップ応援 ゼロから学ぶ！ITパスポート試験対策講座」を実施した。
国際交流センター	継続	相談事業として実施した。
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンター（地域就労支援センター）における就労相談や無料職業紹介事業において「医薬品登録販売者をめざす仕事講座（入門編）」を実施した。
福祉事務所	継続	年齢性別等関係なく、就労の必要性のある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報提供を行った。
子育て給付課	—	母子父子福祉センターの指定管理事業として介護職員初任者研修、ビジネスパソコン基礎講座を実施した。 今後は、ハローワークや民間、くらし支援課などでの講座等の充実から指定管理事業としては廃止し、受講者が堅調な介護初任者研修のみ指定管理者の自主事業として実施することとした。

女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ講座を実施した。
くらし支援課	拡充	豊中しごと・くらしセンターの無料職業紹介事業において、「キャリア形成セミナー」や「多様な働き方セミナー」、「わたしらしく働くための8ステップ 自信を育む基礎講座」等を実施した。
子育て給付課	継続	①ひとり親の資格取得のため養成機関での受講に際し、その期間中の生活の安定を図るため給付金を支給する高等職業訓練促進給付金を支給した。 ②就業相談を通じて指定された講座を受講した後、本人が支払った費用の4～6割相当額を支給する自立支援教育訓練給付金を支給した。

3123

起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	起業のための情報収集や文書作成のために、一時保育つきでPCと作業スペースを貸出した。
産業振興課	継続	「とよなか起業・チャレンジセンター」の運営の中で女性起業家を対象とするセミナー等を開催し、起業にかかわる情報提供を行った。
国際交流センター	継続	相談事業として実施した。

3124

女性の就労支援のための相談対応を進める。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	就労相談では就活支援や今後のキャリア相談、労働相談では職場内の困りごとに対する相談援助を実施した。
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンター（地域就労支援センター）で就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。

3125

多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンターの無料職業紹介事業による求人企業の開拓や求人情報の収集、求職者への職業紹介を行い、就職に繋げた。

3126

女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・ハローワークと共催事業「再就職支援講座～生活と仕事の両立を応援～」を実施し、就労に関する制度等を学ぶ機会を設けた。 ・情報ライブラリーにて再就職や起業をテーマにしたコーナー展示を行った。
くらし支援課	継続	「働くための基礎知識セミナー」を実施し、働くにあたって必要な知識やトラブル防止のための注意点を学ぶ機会を作った。
子育て給付課	継続	庁内のハローワーク常設窓口と連携し、母子父子自立支援員により就労支援相談を行った。また、母子父子福祉センターで就労支援講座を実施した。

3-1-3 就労に必要な能力の習得支援

3131

年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	成人したひきこもり状態にある子どもの就労に関しては、若者サポートステーションを案内し、相談者である母の心のケアを行った。
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンター（地域就労支援センター）で就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。
福祉事務所	継続	年齢性別等関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して就労支援員がHW等と連携し支援した。
子育て給付課	継続	母子父子自立支援員により就労相談を受け、しごとくらしセンターおよびハローワーク等の資格取得講座等の情報提供を行った。

3132

高齢者の介護予防・自立支援、今後の社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労を支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンターにて、高齢者への職業紹介やシルバー人材センターの情報提供を行った。
福祉事務所	継続	年齢性別等関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して就労支援員がHW等と連携し支援した。

3-1-4 政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実

3141

女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにて女性の政治参画や女性活躍推進月間をテーマにしたコーナー展示を行った。

3-1-5 エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり

3151

互いの力を高め合うため、共通の課題・目標を持つ個人のグループ化を支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	市民協働事業の市民委員に自主グループ化を提案したが、自主グループ結成には至らなかった。
国際交流センター	継続	相談事業として実施
くらし支援課	廃止	令和5年度末で終了
こども支援課	継続	前向きな子育てスキルを学ぶ場として「トリプルPグループ」を年1回(7回シリーズ)、トリプルPセミナーを年1回(4回シリーズ)で実施した。保護者同士が、子育ての悩みや問題を共有し、問題解決や自身の振り返りの機会をもてるよう努めている。
青少年交流文化館いぶき	継続	ダンスや音楽など主に文化部に所属する高校生年代グループを募り、各代表者が企画運営に関わり、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程における出演者同士の交流や体験から学ぶことを大切にしたいイベントを創りあげてきた。

3152

男女共同参画社会の実現に貢献する団体・グループ等に対し、情報提供や助成を行い、交流を通じたネットワークの形成を図り、継続的な活動支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・市民グループへ目的利用の貸室提供を積極的に行うことで、継続的な活動支援を行った。 ・すてっぷフェスタやネットワーク会議の運営支援など、登録団体の活動発表や交流を支援する場を提供した。

3-1-6 エンパワメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進

3161

エンパワメントに向かうための気づきを促す学習機会・情報の提供を充実させ、各種相談業務との連携を強化する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてつぷ	継続	グループ相談会では、母親に対する感情や葛藤について相談者同士が分かち合い、今後に向けて取るべき対応について考える機会を設けた。

3162

デジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上やデジタルデバインド（インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用機会の格差）の是正・解消に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
すてつぷ	継続	・市民の情報リテラシー向上のため「女性のための仕事に役立つパソコン講座(初級・中級)」を実施した。 ・施設内の無料Wi-Fiの規格を変更し、セキュリティレベルの高い回線を時間制限なく利用できるようにした。貸室でのオンライン会議利用の促進を図った。
デジタル戦略課	拡充	市民向けスマホ・パソコン無料相談、講習会を開催した。 ・地域ITリーダーによるスマホ・パソコン無料相談、講習会 開催回数：スマホ・パソコン無料相談 257回、講習会 60回 ・福祉なんでも相談窓口などにおける無料スマホ相談 開催回数：212回 参加者数：1,335名
公民館	継続	スマートフォンの操作方法を学ぶ講座を実施した。

3-2 さまざまな困難を抱える人々への支援

3-2-1 生活上困難を抱える人々への支援【重点的に取り組む施策★10】

3211

ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付等、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。
(再掲)

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	シングルマザーを中心に経済面で相談を受け、就労相談では就活支援を実施した。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
子育て給付課	継続	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療証助成による経済的支援のほか、母子生活支援施設入所措置、母子父子自立支援員による自立に必要な情報提供・相談支援を行った。また、公正証書作成費用補助や、弁護士費用補助等の養育費確保支援を行った。母子父子福祉センターでは養育費等専門相談員による夜間相談や、弁護士による法律相談、親子交流支援事業等を実施した。
住宅課	継続	母子・父子世帯について、抽選における当選確率を2倍とする優遇措置を行った。市営住宅の一部について、小学校就学前の子どもがいる世帯向けに、子育て世帯限定の募集を行った。

貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況をふまえ、多機関・多職種と連携しながら、切れめのない支援・子どもの貧困対策に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	子どもの貧困対策計画に基づき、子どもの未来応援施策を推進した。
子育て給付課	継続	貧困の連鎖を防止する観点から関係機関と情報共有し連携して対応を行った。
こども安心課	継続	貧困状態にある世帯の子どもを発見した場合は、要保護児童対策地域協議会において、教育や福祉関連の関係機関と情報や連携を行い、役割分担しながら子どもや家庭の支援を行うようにしている。
くらし支援課	継続	くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。また、若者支援総合相談窓口においても、相談者の状況に応じて関係機関と連携をしながら支援を行った。
国際交流センター	継続	相談事業として実施した。

3213

生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題をふまえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。

3214

年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	成人したひきこもり状態にある子どもの就労に関しては、若者サポートステーションを案内し、相談者である母の心のケアを行った。
くらし支援課	継続	豊中しごと・くらしセンター（地域就労支援センター）で就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。
福祉事務所	継続	年齢性別等関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して就労支援員がHW等と連携し支援した。
子育て給付課	継続	母子父子自立支援員により就労相談を受け、しごとくらしセンターおよびハローワーク等の資格取得講座等の情報提供を行った。

3215

困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	社会的支援を要する若者の状況に応じて、助言、情報提供、関係機関の紹介等の支援のコーディネートを行い、自立に向けた支援を行った。
青少年交流文化館いぶき	継続	社会支援を必要とする若者やその家族・支援者からの相談に応じ、支援につなげる「若者支援総合相談窓口」を実施した。計127件の相談があった。
国際交流センター	継続	相談事業として実施した。
人権平和センター	廃止	「学びの場」 令和7年度に廃止

3-2-2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 【重点的に取り組む施策★11】

3221

高齢者や障害者、外国人等が安心して生活できるよう自立に向けた支援やサービス・制度等の提供を通して、セーフティネットの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	高齢者等を対象にした講座を実施し、誰もが身近な地域で安心して生活できるよう努め、生きがいづくりや健康づくりを推進した。（人権文化まちづくり講座：6回・地域交流事業：98回）
国際交流センター	継続	相談事業として実施した。
くらし支援課	継続	くらし再建パーソナルサポートセンターでは、相談者の状況に応じて、助言、情報提供、関係機関の紹介等の支援のコーディネートを行い、自立に向けた支援を行った。
長寿安心課	継続	窓口・電話での相談に対応し、必要なサービスの提供や制度の案内を実施した。
障害福祉課	継続	各々のニーズに合わせ、安心して生活出来るようサービス提供を行った。
地域共生課	継続	各課と連携し、様々な課題に対応することのできる制度の充実に努めた。

3222

在住外国人に対して、ライフステージに応じた多言語による情報提供、相談支援・対応等の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	広報とよなか多言語版や生活ガイドブックの発行、外国人向け市政案内・相談窓口を設置し対応した。
国際交流センター	継続	相談事業として実施した。

3223

コミュニケーションや生活をより豊かにしていくため、識字教育の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	—	「よみかき教室について」 令和5年度より社会教育課回答担当
国際交流センター	継続	日本語交流活動事業として実施した。
社会教育課	継続	識字教室として人権平和センター・豊中及び蛍池で「識字教室」を、中央公民館で「学びの場」を実施した。
公民館	継続	日本語よみかき教室を実施した。

3224

L G B Tをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが気軽に相談できる環境づくりを推進する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	「豊中市パートナーシップ宣誓証明制度」について、周知・啓発を行った。
医療支援課	継続	こころの不調を抱える方の相談支援を行い、ニーズに応じて関係機関と連携した。
こども支援課	継続	こども専用チャット相談などSNSの活用・こども総合相談窓口では、365日24時間、電話相談を受け付けた。

3225

ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
医療支援課	継続	豊中市メンタルヘルス計画における推進会議等の取組として、研修の実施や多様な媒体の活用を通じ、メンタルヘルスリテラシーの向上とネットワークづくりに取り組んだ。

3-2-3 人権侵害の相談・救済の充実

3231

男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関わる相談対応を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	毎月2回実施する人権擁護委員による人権相談や、相談及び人権・平和啓発事業として一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に委託し、人権平和センター豊中で、月～金に人権相談と総合生活相談を実施した。 (人権相談：50件、生活相談：229件)
すてっぷ	継続	性別役割等に悩む女性からの相談に対応し、自己肯定感の向上や主体的な意思決定を促す支援を行った。
国際交流センター	継続	相談事業として実施した。

3232

相談関連機関の相談員の研修を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	相談員が高い知識と意識をもって相談業務に取り組めるよう、大阪府等が行うDVIに関する研修会出席した。

3233

人権侵害に関する相談関連機関の連携を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	毎月2回実施する人権擁護委員による人権相談や、相談及び人権・平和啓発事業として一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に委託し、人権平和センター豊中で、月～金に人権相談と総合生活相談を実施した。 (人権相談：50件、生活相談：229件)

3234

男女共同参画苦情処理制度によって、人権侵害の救済を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画苦情処理委員会を1回開催した。事前相談は延べ6件であった。相談時の傾聴及び主訴の確認、解決案の提示等を行った。また、電話での相談に抵抗がある相談者も想定し、メールでの相談受付も引き続き実施した。

3-2-4 包括的な支援体制の構築・強化

3241

地域福祉に関する既存の会議体・ネットワークなどの見える化を進めるとともに、地域での支え合いやネットワーク等の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
地域共生課	継続	社会福祉協議会と共同で地域福祉ネットワーク会議を開催し、市、地域で活動する事業者、NPO、地域福祉団体等とのネットワークを強化した。
長寿社会政策課	継続	生活支援サービス部会の開催により部会員・関係者の意見を聴き、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」に取り組んだ。
障害福祉課	継続	ネットワーク会議等への積極的な参加を通じて、連携体制の強化を図った。
子育て支援センターほっぺ	継続	地域福祉ネットワーク会議 こども部会の圏域連絡会を実施した。
くらし支援課	継続	多機関協働推進会議や地域福祉ネットワーク会議に参加し、支援の質の向上に努めた。

3242

さまざまな困難を抱える人などを地域で孤立させないよう、身近な地域での理解の促進や見守り活動などによる「気づき」を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
地域共生課	継続	福祉なんでも相談窓口や民生・児童委員等の訪問等による「気づき」から、地域の相談支援機関、市への「つなぎ」を行った。
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議や実務担当者会議の研修を通して、相談者のしんどさに気付き寄り添いながら支援できるように関係機関が協力できる体制作りに努めた。
すてっぴ	継続	ロビーや自習室Myすてっぴなど、利用しやすい場や事業を実施することで、さまざまな人に居場所を提供した。

3243

当事者等が相談しやすい仕組みの検討・構築、相談に関する重層的なネットワークの構築・強化とともに、複合的な課題への対応に向けて総合相談体制の整備・強化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
地域共生課	継続	複雑・複合的な課題を抱えた個人や世帯に対し、分野を超えた包括的な支援を行うため、関係課、関係機関による多機関連携会議を開催し、適切な支援方針を検討した。
長寿安心課	継続	高齢者の地域の総合相談窓口として市内14か所に地域包括支援センターを設置している。また多機関連携会議を地域共生課で実施しており、当課のみでは解決できないケースについて、多機関と横断的に対応できる仕組みづくりの構築に努めた。
障害福祉課	継続	ネットワーク会議等への積極的な参加を通じて、連携体制の強化を図った。
子育て支援センターほっぺ	継続	相談内容により適切な関係課や関係機関につなぎ、保護者の悩み・不安に寄り添った支援を行った。
くらし支援課	継続	必要に応じて関係機関との会議をもち、支援の質の向上のために研修に参加した。
福祉事務所	継続	重層的支援事業において多機関連携会議へ参加、他機関との横断的な連携に努め、複合的な問題解決へ取り組んだ。

3-2-5 相談員の資質の向上

3251

性による差別と他の差別を複合的に受けているケースに対応する相談員、職員の資質の向上に向けた研修を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	出前研修のテーマとして「アンコンシャス・バイアス」「男女共同参画」を設定し、無意識の偏見に気付くことの重要性や、多様な背景を持つ当事者への支援に必要な視点等について紹介を行った。
人事課	継続	庁内講師出前研修のテーマとして、「男女共同参画社会」や「セクシュアル・ハラスメント」を設定している。

3-3 生涯を通じた健康支援

3-3-1 女性の健康対策の推進

3311

からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・情報ライブラリーにおいて、若年層の性教育に関する本のテーマ展示「性的な行為あなたの同意がないならそれは性暴力～4月は若年層性暴力予防月間～」を行った。 ・市内小中学校を対象に「とよなかすてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」（主に性教育）と「デートDV出前講座」を実施し、からだと性に関する正しい情報を提供した。
健康危機対策課	継続	HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて医療機関、公共施設や駅前に横断幕や啓発ポスターの掲示、18歳成人全数へウエットティッシュを配布した。
おやこ保健課	継続	保健師や助産師による個別相談対応を行った。

3312

妊娠、周産期において妊産婦・乳幼児が健康を保持できるよう支援を行う。
また、不妊症（男性不妊を含む）や不育症への支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
おやこ保健課	継続	妊産婦や乳幼児への健康相談や情報提供などを行った。母子健康手帳交付時には医療職による面接や社会福祉職による情報提供も実施。産婦人科医による不妊症・不育症オンライン専門相談の実施。医療職による相談支援体制を継続。

3313

子宮頸がん検診、HPVワクチン、乳がん検診などの受診の周知を行うとともに、女性特有の心身の健康問題などに関する相談支援、正しい知識などの啓発や情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
コロナ健康支援課	継続	女性の検診チラシを作成し、イベントや乳幼児健診、就学時健診、幼稚園保護者会での健康教育の際に配布を行うとともに受診勧奨を実施した。併せて、子宮がん検診については中学校におけるがん教育にてHPVワクチン接種勧奨とがん検診のチラシを配布し、乳がん検診についてはイベントや就学時健診等で乳房触診モデルによる啓発も実施した。
健康危機対策課	継続	中1・高1への個別通知の他、HPVワクチンの特例措置対象者宛に個別通知を2回実施した。また、SNSで複数回周知した。
市立豊中病院病院総務課	継続	職員や委託事業者等への周知等を行った。
市立豊中病院医事課	継続	女性患者に対して、検診の重要性や接種の必要性を伝えるポスターを通じた情報発信を行った。また診察中相談があれば、受診希望者への案内や予約支援を実施した。

3-3-2 一人ひとりの健康づくりの支援

3321

健康づくりに関する意識啓発や定期的な健康診査の受診勧奨などを通じて、市民の主体的な健康づくりを促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
コロナ健康支援課	継続	検診未受診者へ勧奨ハガキ送付による受診勧奨やSNSでの受診啓発を行った。女性のやせと骨をテーマに、幼稚園や中学校の保護者に対し測定を中心とした健康教育の実施した。併せて、イベントでのブース出展を行い、行動変容に向けた啓発を行った。

3322

ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。
(再掲)

主な所管・実施課	実施状況	
医療支援課	継続	豊中市メンタルヘルス計画における推進会議等の取組みとして、研修の実施や多様な媒体の活用を通じ、メンタルヘルスリテラシーの向上とネットワークづくりに取り組んだ。

3-4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進

3-4-1 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進

3411

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	防災会議等において、女性の登用を促すために、女性委員の割合40%以上達成のための方法について確認を行った。
危機管理課	継続	防災会議審議会等の女性委員割合向上のため、各機関へ女性委員の推薦を依頼した。

3412

地域防災活動などに女性の視点を反映すること、そのために女性の参画が必要であることなどについて、自主防災組織や防災関係者への情報提供・啓発を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	自主防災への取組みを行う上で、女性の参加や意見を取り入れるよう地域住民へ促した。

3413

男女共同参画の視点をふまえた地域住民主体による自主防災活動や要配慮者に対する取組みなどを支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	男女共同参画の視点もふまえて、防災への取組みを促すための出前講座を実施した。

3414

災害時の指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点または性的マイノリティに配慮する視点等をふまえた運営を努める。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	避難所開設訓練を行う上で、女性の参加や意見を取り入れるよう地域住民へ促した。

3415

災害時における女性の悩み・暴力に関する相談サービスを提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	・出前講座「避難所運営ゲーム(HUG)」内で相談先等の情報提供を行った。 ・防災イベントを実施し、災害時のジェンダー課題が平時のそれとリンクしていることについて情報提供を行った。また、何かあったときの相談窓口について案内を行った。 ・You-Tubeで女性に必要な防災グッズの発信をするなど、情報発信を行った。

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

4-1 DVを許さない社会づくり

4-1-1 DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援 【重点的に取り組む施策★12】

4111

市民一人ひとりがDVとは何か（DVにあたる行為とは何か）を認識し、DVの防止策・対応策などについての理解を深めることができるよう、多様な広報媒体の活用や講座等の開催による普及・啓発に取り組む。また、あらゆる世代への効果的な啓発手段・手法を検討する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープル・オレンジリボン展を実施し、DVの種類が分かるティッシュ、ちらし、リーフレットの配布を行った。小・中学生用ジェンダー平等教育啓発教材「With you」を作成し、早期からの教育・啓発にも努めた。
すてっぷ	継続	被害者の体験をもとにした性暴力の実態や、正しい地意識を知るため、暴力の根絶に向けた講演会を実施した。
広報戦略課	継続	広報誌や市HPで、各部局・各課が開催する啓発イベント等の取り組みを発信した。
読書振興課	継続	子育て・DV関連資料を通じた情報提供に努めた。庄内図書館では人権政策課と連携し、人権パネル展の会場でDV関連資料の展示と貸出しを実施し、その後館内でも資料展示と貸し出しをした。岡町図書館では児童養護施設に協力し、里親制度・児童養護施設についてのパネル展と関連資料の展示を実施した。

4112

交際相手などからの暴力（デートDV）の防止に向けて、市内中学校への出前講座や若年層を対象としたデートDVセミナーを実施するとともに、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用したDVやデートDVの防止に向けた啓発に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	小・中学生用ジェンダー平等教育啓発教材「With you」を活用し、子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を生かしながら将来像を描きそれを達成するために行動できる力を養っていけるよう啓発に取り組んだ。
すてっぷ	継続	市内中学校を対象にオリジナルプログラムによるデートDV防止出前講座を実施した。

4113

学校や保育施設などにおける人権教育、人権保育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、ジェンダー平等教育の推進を図るための体制を整備する。また、教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を生かしながら将来像を描きそれを達成するために行動できる力を養う、小・中学生用ジェンダー平等教育啓発教材「With you」の活用について検討を行った。
こども事業課	継続	各公立こども園で人権研修や公開保育を行い、職員一人一人が自分の価値観と向き合い、人権教育・保育の実践に繋げることができた。
学校教育課	継続	教職員研修推進事業において、すてっぷと共催しジェンダー平等教育研修を実施した。

4114

出前講座や啓発物の配布などを通して、自治会や民生委員・児童委員、PTA、保護者会、事業所などへのDVに関する周知・啓発に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中パープルオレンジ展を開催し、パネル展を通して啓発を行った。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向けた周知・啓発の方法を検討した。
地域連携課	継続	チラシ等の配布を通して、自治会への広報・啓発に努めた。
地域共生課	継続	研修や啓発物の配布などを通して、民生委員・児童委員等への啓発に努めた。
障害福祉課	継続	研修講師として出向き、市民、事業所などへの広報・啓発に努めた。
長寿安心課	継続	地域の住民等の参加する高齢部会や、介護事業者連絡会で、高齢者虐待予防啓発のための、リーフレットを配布した。
こども事業課	継続	関係機関からのパンフレットやチラシを掲示・配布し、保護者や地域の方への広報や啓発に努めた。また、子どものつばやき展やお便り、子ども健やか育みフォーラム等を通して、ともに考える機会を持ち啓発に努めた。

4115

情報の多言語化や外国人向けのセミナーの開催、関連情報の点字化や、障害者施設へのリーフレットの設置等、DVに関する情報が幅広く行き渡るよう、情報のバリアフリー化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
国際交流センター	継続	ウェブサイトやSNSでの多言語情報発信を随時実施した。
障害福祉課	継続	パンフレットを配架し、代読など必要な配慮を行った。

4116

医療関係者や福祉関係者等に対し、DV防止ネットワーク会議などを通して、「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨や市施策等を周知し、被害者の早期発見、支援に結びつける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議で配偶者暴力防止法に基づく通報等の周知を行った。

4117

市立病院内において、職員に「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨を徹底し、被害者に対して相談窓口や緊急連絡先等、利用できる関係機関を紹介する等の情報提供に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
市立豊中病院医事課	継続	病院内の掲示板上に啓発ポスターやリーフレットを配架し関係機関の情報提供を通じて、職員に配偶者暴力防止法の趣旨や医療機関における対応の重要性について周知した。
市立豊中病院病院総務課	継続	病院内の目につきやすい場所にDV相談室のリーフレットを配架し、幅広い年齢層に窓口の周知や、職員や委託事業者等に対しても周知等を行った。

4118

加害者を対象とした更生のための施策等、DVの防止に向けた取組みについては、国や大阪府などにおける調査研究の情報収集に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	大阪府女性相談センターを通して情報収集を行った。

4119

配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	配偶者暴力相談支援センターの業務内容や時間等について、リーフレット、カードを作成し、市民をはじめ関係各機関への周知を行った。

4-2 相談体制の充実

4-2-1 安心して相談できる体制づくり【重点的に取り組む施策★13】

4211

配偶者暴力相談支援センターや「すてっぷ相談室」、警察などのさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	配偶者暴力相談支援センターの業務内容や時間等について広報誌や市ホームページに掲載している。リーフレットカードを作成し市民をはじめ関係機関への周知を行った。
すてっぷ	継続	夫や交際相手からの暴言や暴力等があった場合は、DVについて説明をし、関係機関へ橋渡しをした。
国際交流センター	継続	相談事業の中で随時対応。
広報戦略課	継続	市ホームページなど、市が所管するメディアにより、各部局・各課の取組みなどを発信した。
地域共生課	継続	地域福祉等の関係団体等とも連携して、相談窓口や支援機関の周知を行った。
障害福祉課	継続	様々な機会を通じて、窓口の周知を実施した。
長寿安心課	継続	市内14か所の身近な高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターで虐待相談も対応していることを、リーフレット等で周知している。
おやこ保健課	継続	個別相談において、必要な人に、リーフレットや相談窓口などの情報提供を行った。
こども支援課	継続	こども総合相談窓口の電話相談、子育て心の悩み相談などの相談場面や家庭訪問した際などでDVの相談を受けた場合には、リーフレットや相談窓口の案内を行った。
子育て給付課	継続	ひとり親家庭のしおり等を通じて、相談窓口の周知に努め、DV相談があった場合は、人権政策課と連携し業務を行った。
市立豊中病院医事課	継続	令和7年度、市立豊中病院では、配偶者暴力相談支援センターやさまざまな相談窓口の周知・情報発信を強化した。具体的には、院内掲示板や広報資料、ウェブサイトを通じて、被害者やその身近な人が相談しやすい窓口であることを分かりやすく案内した。
市立豊中病院病院総務課	継続	職員や委託業者等への周知等をおこなった。

あらゆる人が相談しやすい環境づくりに向けて、SNSやオンラインなど、多様なコミュニケーションツールを活用した相談支援に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	相談の入り口として、女性総合相談支援窓口ではメール相談を活用した。デジタルサイネージを活用し、あらゆる人が相談しやすい環境づくりに向けて情報を発信した。
すてっぷ	継続	からだの相談や労働相談にて、オンラインでの相談を設けた。
国際交流センター	継続	ZOOM,SNSでの相談対応を実施した。
広報戦略課	継続	DVに係る相談が寄せられた場合、「すてっぷ相談室」や配偶者暴力相談支援センターを案内したり、緊急を要する案件は関係機関につないだ。また、DV防止ネットワーク会議での情報などを課内で周知・共有を行った。
障害福祉課	継続	様々な媒体を使用し、相談支援に取り組んだ。
保健安全課	継続	相談支援等に関する情報を市保健所Instagram・XなどのSNSで発信し、市民への啓発を図った。
こども支援課	継続	こども専用チャット相談などSNSの活用。こども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルにおいて365日24時間、18歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、問題解決に向けて一緒に考えたり、専門の相談窓口を紹介した。
デジタル戦略課	継続	オンライン予約やオンライン相談の環境を運用した。

4213

被害者が、障害者、高齢者、外国人などであることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	課題が複合しているため、関係機関との連携の大切さを考えるため、ネットワーク会議の中で各関係機関に対して研修を行った。
すてっぷ	継続	「外国人×女性×防災」をテーマにとよなか国際交流センターと共催事業を実施するなど、日頃からの相互理解の必要性や有事の際の相談窓口について情報提供を行った。
国際交流センター	継続	地域福祉ネットワーク会議などの会議に出席して、当会の取り組みを周知した。
人権平和センター	継続	人権平和センター豊中では人権相談・総合生活相談を実施しており、各関係機関と連携し、情報提供や専門機関の支援に繋げることができた（人権相談：50件、生活相談：229件）
障害福祉課	継続	関係機関と連携し、必要な情報提供や相談支援を行った。
長寿安心課	継続	身近な地域の高齢者総合相談窓口である地域包括支援センター等と連携した相談支援体制を整備している。

4214

被害者の早期発見・早期対応と、複合・多様化するケースに対応するため、地域や関係機関と連携した分野横断的な相談支援体制を構築するとともに、各種会議等において、情報の管理・共有を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議で地域や関係機関との顔の見える関係を構築し連携の重要性について研修を開催した。また、関係機関向けにDV支援についての研修の際に、当事者から話を聞くことにより、早期発見・早期対応の重要性について共通認識をもった。

4215

D V相談の内容の複雑化や深刻化をふまえ、相談業務や関連業務等に係る職員向けに、D Vの早期発見により被害を最小限に防ぐことや、D Vの理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害の防止などについての、情報提供や研修に取り組む。また、相談担当者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点をふまえた研修の機会および情報の提供に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	担当職員が大阪府の実施する専門研修に参加するなどして専門知識を養った。関係施設にも研修情報を提供し、相談担当者のスキルアップの機会への参加を呼びかけた。DV防止ネットワーク実務担当者会議でのケース検討会議やスーパーバイズ研修を通じて相談担当者の資質向上に努めた。
すてっぷ	継続	オンライン研修を活用して参加しやすい形式で研修を行った。相談員等に対するS V研修等において二次受傷に関するケアを行った。
くらし支援課	継続	支援調整会議において、事例をもとにDV支援についての情報共有を職員全体で行った。
地域共生課	継続	多機関連携会議を通じて、支援にかかる情報を共有し、理解を深めた。
福祉事務所	継続	研修会等に参加することで理解を深め、関係機関と情報共有を行い対応した。
障害福祉課	継続	研修などに積極的に参加した。
長寿安心課	継続	高齢者虐待予防啓発のため、リーフレットを作成し周知啓発を行った。
医療支援課	継続	相談対応において、職員間でのケース検討および情報共有を行い、関係機関と連携した包括的な支援に取り組んだ。また、支援者向けにメンタルヘルスに関する講座を開催した。
おやこ保健課	継続	相談対応の研修参加や、相談対応時に適切な対応を行うため、ケース検討や連携機関についての情報共有を行った。
こども安心課	継続	毎年、大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修に参加し、DV対応に関する研修を受講し、相談担当者の資質向上を図っている。
子育て給付課	継続	ひとり親家庭のしおり等を通じて、相談窓口の周知に努め、DV相談があった場合は、人権政策課と連携し業務を行った。
教育総務課 学務保健課	継続	対応した職員が作成する「対応記録」を活用し、係内で共通認識を持つようにした。
児童生徒課	継続	相談対応時に迅速かつ適切な対応を行うため、係内でケース検討や連携機関についての情報共有、研修を行った。

4216

配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	配偶者暴力相談支援センターの業務内容や時間等について、リーフレット、カードを作成し、市民をはじめ関係各機関への周知を行った。

4-3 DV被害者の保護および自立支援

4-3-1 緊急時における安全の確保

4311

緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察、消防などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、大阪府の一時保護につなぐ。また、状況に応じて、緊急の宿泊費や交通費、食費が必要な場合に、本市の助成制度を活用する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	緊急に保護が必要になった被害者が安心して保護を受けられるよう、大阪府女性相談センターや警察、NPOと連携しながら同行支援を行い一時保護に繋いだ。
消防局救急救命課	継続	消防局では救急活動時において、DVによる負傷が疑われる傷病者等へは、DV相談案内カードの配布を行うとともに、職員間において事案にかかる情報共有を徹底し、市担当部局及び警察への連絡を行った

4312

被害者や同伴する家族（子や親など）の状況に応じて、一時保護以外でも対応できるよう、必要に応じてケース検討会議を開催し、高齢者福祉施設や母子生活支援施設などの避難場所を提供できるよう、施設との協力・連携の強化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	必要に応じて多機関連携会議に案件を提出したり、ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有を密にすることで、同伴家族のいる世帯が、安全、安心だと思える適切な施設に入所できるように努めた。シェルター退所後、早期に自立できると思われる行先を調整し、被害者や同伴家族が1日も早く地域で安定した生活ができるように努めた。
長寿安心課	継続	養護老人ホームや特別養護老人ホーム等の高齢者施設等と協力し、入所支援を行った。
子育て給付課	継続	被害者の事情を細かく聞きとり、ケース会議等で課内検討し、母子生活支援施設に入所措置を行った。

4313

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立にむけての適切な助言や支援を行った。

4314

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	外国人のDV 被害者から相談があれば、必要に応じて庁内各課における手続きの同行支援に外国人の通訳を派遣する体制をとり対応している。
国際交流センター	継続	自立支援の過程で相談事業の中で随時対応した。
障害福祉課	継続	必要に応じて手話通訳等の派遣が行える体制の整備を行った。

4315

生活のためのさまざまな施策をはじめ、制度の狭間にいる被害者への生活費等の貸付や給付制度等の支援、それらの支援に関する窓口や手続きなどについて情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議を通じて関係課や関係機関に周知を行った。
すてっぷ	継続	関係機関の情報提供や情報ライブラリー資料を通じた情報提供を行った。
福祉事務所	継続	制度の周知に努め、関係機関の情報や連絡先等の資料を提供した。

4-3-2 自立支援の充実

4321

複数の窓口でDVに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する「豊中市DV被害者支援相談共通様式」の活用や関係機関の窓口連携によるワンストップサービスの推進および充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者の精神的な負担を軽減するため、また、安心して市民サービスを受けられるように同行支援や各課におけるサービスの情報提供を行っている。
すてっぷ	継続	DV被害者から相談があった場合は、豊中市配偶者相談支援センターへの迅速な橋渡しを行った。
国際交流センター	継続	DVCとの連携で対応している。
くらし支援課	継続	生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の仕組みを活用し、関係機関での情報や支援方針の共有を図った。
市民課	継続	窓口では支援措置対象者の個人情報適切に取り扱い、必要があれば関連部署への情報共有を行った。
福祉事務所	継続	本人への同意を得た上で、直接関係機関へ情報提供を行い、本人負担の軽減を図った。
障害福祉課	継続	関係機関との連携を密にし、対応を実施した。
長寿安心課	継続	身近な地域の高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターとは、システムを通じて記録等を共有した。
おやこ保健課	継続	市民対応するにあたり、必要な場合、本人同意のもと、直接関係機関への情報提供をおこない、本人負担の軽減を行った。
こども安心課	継続	「豊中市DV被害者支援相談共通様式」については、現時点での活用はできていないが、被害者の精神的負担を軽減するため、被害者の同意を得た上で、関係機関との連携時には、きめ細かな対応を図った。
子育て給付課	継続	DV相談があった場合は、人権政策課やこども支援課、こども安心課と連携し対応を行った。
教育総務課 学務保健課	継続	DVに関する相談を受けた際には必要に応じて、人権政策課等関係機関との連携や案内等の対応を行った。

4322

「支援措置対象者の情報管理に関する指針」に基づき、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う関係部局との連携を通じて、適正な個人情報の管理を徹底して行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV被害者や同伴家族の住民基本台帳の閲覧制限に関して、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行った。今後も住民基本台帳からの情報に基づく事務においては、被害者の個人情報管理について適正に扱いながら、関係部局と連携し、被害者の生活再建が安全かつ安心して行えるよう、引き続き努めていく。
法務・コンプライアンス課	継続	「支援措置対象者の情報管理に関する指針」及び「個人情報の保護に関する法律」に基づき、支援措置対象者の個人情報の適正な管理に努めた。
税務管理課	継続	市税に係るすべての証明書について、住民基本台帳事務における支援措置対象者及び同措置相談者に対しては、原則、納税義務者本人以外からの請求による発行を行わない。 また、税務担当各課内では、上記該当者について、システム上で注意喚起を行い、課税や納税状況等の照会の際に、より慎重な対応を行った。
市民課	継続	庁内の関係各課と連携した支援を行った。
選挙管理委員会事務局	継続	引き続きDV等の被害者の情報を閲覧させないよう配慮する等、適正な個人情報の管理を行った。

4323

被害者の安全確保の観点から、被害者に対し、住民票の写しの発行制限に関する情報の提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者の安全確保のため、住民基本台帳の閲覧制限や本人通知制度に関して情報提供を行った。今後も引き続き被害者の安全確保のために情報提供に努める。
すてっぷ	継続	DV被害者から相談があった場合は、豊中市配偶者相談支援センターへの迅速な橋渡しを行った。
市民課	継続	DV、ストーカー行為、児童虐待、その他これらに準ずる行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳事務における支援措置を行った。

生活支援や就労支援、住宅の確保、医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学など、自立に向けて必要な制度、窓口、手続き等について情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が地域で安心して生活できるように必要な手続きについて、情報提供や各課への同行支援を通して支援を行った。
すてっぷ	継続	必要に応じて情報提供を行った。
国際交流センター	継続	相談事業の中で随時対応した。
人権平和センター	継続	人権平和センター豊中では人権相談・総合生活相談を実施しており、生活に関する問い合わせが多いため、随時情報提供を行った。相談が困難な高齢者等には家庭訪問にて手続き支援を行った（人権相談：50件、生活相談：229件）
くらし支援課	継続	地域就労支援センターとくらし再建パーソナルサポートセンターにおいて、就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
福祉事務所	継続	相談時において、必要と考えられる制度や情報については説明を行い、資料提供を行った。
長寿安心課	継続	必要に応じて、介護保険制度や高齢者向け住宅等の情報提供等の支援を行った。
保険相談課	継続	本人からDVを受けていたと申し出があった場合やDVが想定される相談に関して、相談者の安全確保及び秘密の保持に十分な配慮をしながら受付を行った。
子育て給付課	継続	住宅や医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学などの情報提供を行った。
住宅課	継続	配偶者等からDVを受けている方について、母子・父子世帯または単身者として申込みできるものとして市営住宅入居者募集を行った。（ただし、入居資格審査時に要件を満たすことが確認できるものを提出いただくことが必要）
教育総務課 学務保健課	継続	DVに関する相談を受けた際には必要に応じて、人権政策課等関係機関との連携や案内等の対応を行った。

4325

一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅（ステップハウス）について、調査・検討、支援団体への働きかけを行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者の自立支援を円滑に包め、避難してきた被害者が生活支援を再建できるよう住宅確保につながる支援を行った。NPO法人と連携し一時的な居場所の確保を行った。

4326

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	長期的なサポートが必要と思われるケースについては、DVCと連携しながら対応した。同伴家族がいる被害者については、学校等関係機関と連携しながら地域で安定した生活ができるように支援を行った。

4327

信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要があることから、被害者が身近な場所で相談など心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に切れ目のない支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	長期的なサポートが必要と思われるケースについては、DVCと連携しながら対応した。同伴家族がいる被害者については、学校等関係機関と連携しながら地域で安定した生活ができるように支援を行った。
すてっぷ	継続	精神面のケアを中心に、カウンセリングや悩みほっとラインで対応した。
国際交流センター	継続	相談事業の中で随時対応した。

4328

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が障害者や高齢者である場合、被害者の状態に応じて対応できる施設が異なってくるため、その都度大阪府や関係部局と連携しながら、適切な保護を行った。
国際交流センター	継続	相談事業の中で随時対応している。
障害福祉課	継続	必要に応じて手話通訳等の派遣が行える体制の整備を行った。

4329

自らの体験等を語り合い、気持ちを分かち合うための交流できるグループの場づくり、グループ活動のサポートを行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	DV被害者に特化した場の提供は実施していない。

43210

面前DV等により被害を受けた子どもを支援するため、子どもに関する相談窓口の情報提供などを行い、子どものメンタルケアの実施を図っていく。また、子どもの転校先や居住地等の情報について、厳重に取り扱い、子どもを暴力の危険にさらすことのないよう、教育関係機関との連携を強化する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども安心課	継続	24時間相談できる「こども総合相談窓口」や「こども専用フリーダイヤル」の情報提供を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の中において、厳重に情報を管理し、教育や福祉などの機関と情報共有や連携を行って子どもの安全確保に努めた。
子育て給付課	継続	子どもの情報について厳重に取り扱い、教育関係機関と連携し対応を行った。
教育総務課 学務保健課	継続	相談内容により、必要に応じて就学校に対する事前の情報提供などを行った。
児童生徒課	継続	子どもの心のケアについて、カウンセリングなどの面接を継続的に行った。また、保護者には、子どもへの関わり方や心理教育などの相談を継続的に行った。また情報提供などの支援も行った。

43211

被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が障害者や高齢者である場合、被害者の状態に応じて対応できる施設が異なってくるため、その都度大阪府や関係部局と連携しながら、適切な保護を行った。
国際交流センター	継続	相談事業の中で随時対応した。
障害福祉課	継続	必要に応じて手話通訳等の派遣が行える体制の整備を行った。
長寿安心課	継続	同伴家族が高齢者の場合には対応できる施設や利用できる制度の情報を提供した。
子育て給付課	継続	障害や高齢の家族に配慮し、関係機関と情報共有し連携し対応を行った。

43212

被害者のなかには、異性に対する恐怖心がぬぐえない人もいるため、被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行う。また、担当者の不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害を防止するため、必要に応じて専門相談員による同行支援に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男性被害者の場合、女性の相談員になることを丁寧に説明したうえで相談業務にあった。二次被害を防ぐためにも職員が専門研修に参加するなどして専門知識を養った。
くらし支援課	継続	相談者の状況に応じて同性の相談員が対応を行ったり、関係機関への手続きの際に、必要に応じて同行支援を行った。
福祉事務所	継続	相談者の状況に応じて、同性の相談員が対応を行う等、臨機応変な対応に努めた。
障害福祉課	継続	DV被害者の情報漏れを防ぐため、ケースファイルやシステム上で注意喚起が伝わりやすい仕組みを作り、職員間で共有。適正な個人情報の管理を行った。
長寿安心課	継続	被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行った。
こども安心課	継続	被害者の精神的負担を軽減するため、同性対応を基本としながら、被害者の同意を得た上で、担当課との連携時には、きめ細かな対応を図っている。
子育て給付課	継続	二次被害を防止する観点から関係機関と情報共有し連携し対応を行った。
教育総務課 学務保健課	継続	相談内容により、必要に応じて同性の職員が対応するほか、人権政策課等関係機関と連携しながら対応した。

4-4 関係機関等との連携・協力

4-4-1 関係機関・民間団体等との連携・協力

4411

DV防止ネットワーク会議やケース検討会議の充実を図り、被害者にとって迅速かつ適切な支援の提供や、被害者支援に関する情報の共有と課題の解決に向けて、顔の見える横の結びつきをより深めていく。

主な所管・実施課	実施状況	
DV防止ネットワーク会議の構成課	継続	DV防止ネットワーク会議及び実務担当者会議の場にて、各部局や関係機関で被害者支援について考える機会を設定しより良い支援のあり方を検討した。

4412

他の自治体から豊中市に被害者を受け入れる際、被害者本人の同意を得たうえで、自治体や配偶者暴力相談支援センターと情報を共有することは、被害者が適切な行政サービスを受け、スムーズに自立していくために有効であるため、情報管理に十分留意しながら、今後とも関係機関との連携を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	他の自治体から被害者を受け入れる際、支援調整会議に出席し、事前の顔合わせと必要な支援内容について、被害者と共有した。
福祉事務所	継続	事前相談や情報共有に努め、被害者の安心・安全と自立へ向けた支援に努めた。

4413

被害者の支援が円滑に行えるよう、大阪府と府内の市町村で構成する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に参加し、情報の収集や交換を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に出席し情報交換や情報収集を行い、今後も支援に繋がるように努めた。

4414

被害者への支援やDVに関する周知・啓発などは、公的機関だけで対応できるものではないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体や地域の事業所との連携を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月に開催した女性に対する暴力をなくす運動期間中、デジタルサイネージを使用しDVについて啓発・周知を行った。また、NPO法人と連携し、被害者の安全確保と生活支援に努めた。
すてっぷ	継続	すてっぷ登録団体の協力のもと、パープルキルトづくり及びその展示を実施し、啓発を図った。
国際交流センター	継続	相談事業の中で随時対応している。
障害福祉課	継続	民間団体が参加する様々な会議等を通じて、窓口の周知などの啓発を実施した。
長寿安心課	継続	医療機関や介護サービス事業所と連携して対応した。

4415

児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者について、適切な保護が行われるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携・協力を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども安心課	継続	児童福祉法25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク：行政・民間の22団体・機関で構成）の中において、大阪府子ども家庭センターや医療機関、教育、福祉などとも情報共有や連携を行い、DV被害者に適切な保護が行われるようにしている。
人権政策課	継続	被害者もそのこどもも安心した場所で生活できるように児童相談所やこども関係部局と連携を取りながら支援を行った。
子育て給付課	継続	適切な保護を実施する観点から関係機関と情報共有し連携し対応を行った。

4-5 あらゆる性暴力への対策の推進

4-5-1 セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援

4511

雇用におけるセクシュアル・ハラスメントの防止促進と被害者への支援を行うとともに、テレワークやオンラインの場における新たなセクシュアル・ハラスメントについての周知・啓発を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画苦情処理窓口の周知を行い、相談者の支援を行った。
すてっぷ	継続	労働相談等にてセクシュアル・ハラスメントに対する相談を行った。情報ライブラリー資料の収集提供、展示等により周知啓発を行った。アウトリーチ先での広報や、手に取りやすいカード型のチラシなどを配布するなど、相談窓口の周知に努めた。
くらし支援課	継続	勤労者ニュースNo.69およびNo.70において、雇用におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する法改正内容や相談窓口、職場での困りごとに対する相談・支援制度を紹介し、周知を図った。

4512

教育、保育・療育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施やポスターやチラシ等による啓発を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
公立こども園子育て支援センター	継続	関係機関からのパンフレットやチラシを掲示・配布し、広報や啓発に努めた。
児童発達支援センター	継続	ポスターやチラシを掲示し啓発に努めた。
こども事業課	継続	関係機関からのパンフレットやチラシを掲示・配布し、広報や啓発に努めた。
学校教育課	継続	学校に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する伝達を行い、防止に向けた啓発を行った。
青少年交流文化館いぶき	継続	ポスター・チラシを掲示・配架し、セクシャルハラスメント防止を呼びかけました。
教職員課	継続	セクハラを含めた不祥事防止自己点検チェックシートを作成したり、アンケートを実施した。
教育センター	継続	セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットやカードを配架し、来所する教職員にむけて啓発を行った。

4513

地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する出前講座等を実施するとともに、被害者が相談しやすい機会づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	地域活動に取り組むボランティア団体や社会教育関係団体等を対象に「ハラスメント」「性的マイノリティ」について研修を実施し、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止について理解を深める機会とした。
すてっぴ	継続	DDV等のアウトリーチ先での広報や、手に取りやすいカード型のチラシなどを配布するなど、相談窓口の周知に努めた。

4514

市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントについての研修等を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、周知に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	庁内講師出前研修のテーマとして「セクシュアル・ハラスメントについて」を設定し、セクシュアル・ハラスメントを起こさないよう男女平等の意識を持つことや、処理事例、性的マイノリティの人へのセクシュアル・ハラスメント防止などを紹介した。
人事課	継続	セクシュアル・ハラスメントを含めた男女共同参画に関するカリキュラムを職階別研修において実施するとともに、相談窓口の設置・庁内情報で周知を行った。
市立豊中病院病院総務課	継続	研修等ハラスメント防止の取り組みを継続した。
上下水道局総務課	継続	昨年に引き続き、局内にセクシャルハラスメント相談員を設置し、職員に広く周知したうえで、防止に努めてきた。
教育総務課	継続	職場内での互いの関わり方に意識を持ち、ハラスメントの防止に努めた。
教職員課	継続	職場内で定期的な研修をしたり、年度当初に窓口を周知をした。
クリーンランド総務課	継続	セクハラ相談窓口について周知に取り組んだ。職場内において職員がお互いの関わり方やセクハラ防止を意識するよう注意喚起を行った。

4-5-2 ストーカー等の防止および被害者支援

4521

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」による被害者への支援として住民票の写し等の発行制限を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
市民課	継続	DV、ストーカー行為、児童虐待、その他これらに準ずる行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳事務における支援措置を行った。

4522

市内の各所に防犯カメラ（暮らし安心・安全見守りカメラ）を設置し、地域における街頭犯罪や侵入等を未然に防止し、犯罪のない安心・安全のまちづくりを推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	通学路を中心に設置した見守りカメラ（防犯カメラ）の維持管理を行うとともに、自治会への防犯カメラ設置に対して補助を実施し、犯罪抑止力の向上を図った。

4-5-3 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援

4531

有害サイトへのアクセス制御を実施するなど、有害環境を浄化するための活動を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
デジタル戦略課	継続	有害サイト等へのアクセス制御を実施した。
教育センター	継続	児童生徒が有害情報にアクセスできないようにフィルタリングを強化した。
児童生徒課	継続	令和2年度をもって青少年指導ルーム指導員が担っていた実動的な活動は終了しているが、大阪府から周知されたトラブル防止策やネットリテラシーの向上などを目的とした取組内容を各学校あて周知している。

4532

子育ての悩みや不安、子どもとの関係について保護者への相談支援や乳児等のいる家庭への訪問事業を行い、児童虐待の防止に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
子育て支援センターほっぺ	継続	自ら出向くことが困難な状況にある家庭に対し、育児支援家庭訪問を実施した。
おやこ保健課	継続	訪問事業を行い、児童虐待の防止に取り組んだ。

4533

児童虐待の予防と早期発見、早期援助に向けて、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
こども安心課	継続	要保護児童対策地域協議会において代表者会議や実務者会議、ケース会議を実施し関係機関が連携するとともに、公用車への啓発マグネットの貼り付けやデジタルサイネージなどの媒体を用いて児童虐待防止の啓発を進めた。また、虐待予防のための相談窓口として、こども総合相談窓口では、365日24時間、電話相談を受け付けており、案内をしている。

4534

子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少期からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV、デートDVの防止に向け、啓発に努めた。
こども支援課	継続	こども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルにおいて365日24時間、18歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、問題解決に向けて一緒に考えたり、専門の相談窓口を紹介したりしている。また、子育て心の悩み相談では、保護者からの相談と併せて、ニーズに応じて子どものプレイセラピーも行っている。
こども事業課	継続	豊中市人権保育基本方針に則り、男女共同参画の視点を大切にした教育・保育に取り組んだ。また、気軽に相談できる環境を整え、日ごろから在園児や保護者の様子を細かく把握するように努め、DVや虐待等の早期発見に努めた。該当事例があった場合には、園長が中心となって対応し、速やかに関係機関との連携をとった。
学校教育課	継続	相談ポスターを作成し公共施設及び学校に配布、掲示をした。

4-5-4 あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

4541

あらゆる暴力の根絶に向けて、学習機会の提供や、広報媒体や図書資料等を通じた啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、パープル・オレンジリボン展で、パネル展や市民参加型イベントを行い、DVの啓発に努めた。面前DVと児童虐待の啓発も務めた。
すてっぷ	継続	・4月若年層の性暴力被害予防月間には、関連本とポスターを展示し性暴力予防啓発を行った。11月の女性に対する暴力防止月間にも、本のテーマ展示及びパネル展示を行い、暴力根絶に向けた啓発を行った。 ・被害者の体験をもとにした性暴力の実態や、正しい地意識を知るため、暴力の根絶に向けた講演会を実施した。

【あ行】

アウトリーチ	手を伸ばす、手を差し伸べること。援助・支援が必要であるにもかかわらず自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、厚生労働省が公表した行動指針。自分や周りの人、地域を感染拡大から守るため、日常生活において感染予防のために行うもの。手洗い等の基本的な感染対策のほか、買い物や公共交通機関の利用時などの日常生活を営む上で実践すべき対策、また、テレワークやローテーション勤務の実施などの働き方の新しいスタイルなども含む。
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。
一般事業主行動計画	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および平成 15 年（2003 年）7 月に成立し「次世代育成対策推進法」に基づき、事業主に対して策定が求められた行動計画。 女性活躍推進法では、労働者 301 人以上の企業に対し、勤続年数や労働時間、管理職比率などの男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標や取組内容を定めた計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられたが、令和元年（2019 年）の改正により、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大された（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日施行）。 次世代育成対策推進法では、事業主が従業員の仕事と子育ての両立等に関し、環境整備や目標および目標を達成するための対策とその実施時期などを定めるものとなっており、従業員 101 人以上の企業に策定・届出、公表・周知が義務化されている。
一時保護	DV 被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号および第 4 項により、婦人相談所において、または社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。
H I V / A I D S	H I V はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）という、A I D S の原因となるウイルスのこと。A I D S は後天性免疫不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）という、H I V 感染による免疫力低下によって発症するさまざまな病気の総称（症候群）のこと。「H I V に感染する」ことと、「A I D S を発症する」ことは異なる。

HPVワクチン	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV感染症）を防ぐためのワクチンのこと。ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスであり、子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等多くの病気の発生に関わっている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NPO	「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
M字 (M字カーブ)	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴が背景にあると考えられる。 なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。
LGBT	レズビアン（Lesbian）・ゲイ（Gay）・バイセクシュアル（Bisexual）・トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉として使われることもある。 レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシュアルは両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致せず、「心の性」にそって生きる（生きたい）人のこと。 LGBT以外にも、性自認や性的指向を決められない、決めていない、わからない人をさす「Q」（クエスチョニング（Questioning））、どの性にも恋愛感情を抱かない人をさす「A」（アセクシュアル（Asexual））など、さまざまな人がいる。 また、これらのほかにもさまざまなセクシュアリティがあることを意味するために最後に「+」（プラス）を付ける場合もある。
エンパワーメント (エンパワメント)	その人が本来持っている力を引き出すこと。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在になること。

【か行】

キャリア教育	児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育のこと。
くらし再建 パーソナル サポートセンター	豊中市在住の市民を対象に、就労に関することや、失業等による暮らしへの不安など、仕事をはじめとする暮らしの困りごと全般を受け付ける相談窓口。

固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	高齢者、障害者、子どもなどの対象分野別の個別支援ではなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。

【さ行】

ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数（GGI）	世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表している、各国における男女格差を測る指数のこと。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）	ジェンダー関係の国連4機関（国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））を統合して、平成23年（2011年）1月に発足した国連機関のこと。 女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目的とし、ジェンダー分野における加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取組みを主導、調整、促進する。
次世代育成支援対策推進法	平成17年（2005年）に施行された、10年間の時限立法。日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための法律。この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。 平成26年（2014年）の改正により、法律の有効期限が平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長された。
持続可能な開発目標（SDGs）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された。17のゴール・169のターゲットから構成されている。

児童虐待	親または親に代わる保護者が、子どもに対し身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことをいう。 ・身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など ・性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など ・ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など ・心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など
情報リテラシー	適切に情報を活用することができる基礎的な知識や技能のこと。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的および公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。
女性活躍推進法 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した、10 年間の時限立法。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるため、以下の 3 つを基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かである社会の実現を図るために制定された法律。 ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと
女性相談センター	売春防止法第 34 条に基づき設置される婦人相談所。配偶者暴力防止法による配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられている。
新型コロナウイルス感染症	コロナウイルスのひとつである「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症のこと。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。
人生 100 年時代	平均寿命の延びを背景に、100 歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。平成 29 年（2017 年）9 月に政府主導による「人生 100 年時代構想会議」が設置され、9 回にわたって議論がなされるなど、人生 100 年時代の到来に向けてさまざまな検討が行われている。
すてっぷ	社会のあらゆる分野への男女の均等な参画および男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざして、平成 12 年（2000 年）11 月に豊中市に設置した男女共同参画推進センターのこと。施設の名称は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（愛称：すてっぷ）。豊中市の男女共同参画を推進する拠点施設としての事

	業を行っている。
ステップハウス	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅。
ストーカー (ストーカー行為)	恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行う人、またはその行為のこと。
ストーカー行為等の 規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律。 平成 25 年（2013 年）の改正により、電子メールを送信する行為の規制や被害者の関与の強化などの措置が講じられることになった。さらに平成 28 年（2016 年）の改正により、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止等の措置が講じられることになった。
政治分野における 男女共同参画推進法	平成 30 年（2018 年）5 月 23 日に公布・施行された法律であり、衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めたもの。
性的指向および 性自認	性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということ（恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを示すもの）。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさす。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかということで、「心の性」と言われることもある。 また、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとり、人の属性を表す略称として「S O G I（ソジ）」と表現されることもある。
性的マイノリティ	性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数派）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性、性自認、性的指向により人それぞれに異なる。
セーフティネット	直訳すると「網の目」。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
セクシュアル・ ハラスメント (セクハラ)	職場や学校、地域等で起きる性的いやがらせ。相手の意に反した、性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等が含まれる。

Society5.0	第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。
------------	--

【た行】

男女共同参画	男女が性別にかかわらず、その個性と、能力を十分に発揮し、男女共が等しく社会に参加できること。
男女共同参画苦情処理制度	市民が性別による不当な扱いを受けたときに、公正・中立的な機関として設置した男女共同参画苦情処理委員会が申出を受け付けて、調整・あっせんを行い、迅速に問題の解決を図る制度。
男女共同参画社会基本法	平成11年（1999年）6月に公布、施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
男女別統計（ジェンダー統計）	男女間の意識による偏り、格差および差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。
地域就労支援センター	働く意欲がありながら、年齢、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座の開催などの支援を行う施設。
地域包括ケアシステム・豊中モデル	「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」（平成29年（2017年）3月策定）において示されたもので、地域包括ケアシステムを豊中市の実情にあわせて「すべての人に対して・すべての人が支えるシステム」に拡大・発展させたもので、以下の特徴がある。 ○高齢者・障害者・子どもなどの分野別・対象者別の概念を超え、医療・介護・予防・生活支援などの関係機関が、バラバラではなく連携して支える体制。 ○「支えられる人」「支える人」の固定的な役割分担ではなく、誰もが、その人なりのやり方で支え、また、必要な時に支えられる体制。 ○自助・互助・共助・公助のそれぞれでバランスよく支える（すべての人で支える）体制。

DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力がある。 ・身体的暴力：殴る、蹴る、首をしめる、突き飛ばす、髪をひっぱる、腕をひねる、引きずり回す など ・精神的暴力：どなる、脅す、ばかにする、無視する、物を投げる、刃物を出す、自殺をほのめかす など ・社会的暴力：友人や身内とのつき合いを制限する、自由に外出させない、電話やメールをチェックする、浮気を疑う、激しい嫉妬、行動を監視する など ・経済的暴力：生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、外で働くことを嫌がる、家計の責任をあなた一人に負わせる など ・性的虐待：キスや性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノなどを無理やり見せる、裸の写真を無理やり撮る など ・子どもを利用した暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子どもの前であなたを非難する など
DV防止ネットワーク会議の構成課	人権政策課、すてっぷ、とよなか国際交流センター、広報戦略課、くらし支援課、市民課、市民税課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、母子保健課、保険資格課、こども相談課、こども事業課、子育て給付課、住宅課、市立豊中病院医事課、消防局救急救命課、教育総務課、学校教育課、児童生徒課、および外部関係機関 ※令和4年（2022年）2月時点
デートDV	ドメスティック・バイオレンスの中でも、恋人同士の間で起こる暴力をいう。
出前講座	市民の要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度について説明する講座。
テレワーク	テレワークは（Telework）あるいはテレコミュuting（Telecommuting）といい、勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し時間や場所に制約されず、柔軟に仕事する働き方のこと。
特定事業主行動計画	平成27年（2015年）8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および平成15年（2003年）7月に成立した「次世代育成対策推進法」に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務づけられた行動計画。女性活躍推進法では、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標とともに取組内容を定めなければならない。 次世代育成対策推進法では、職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、取組内容等について定めることとしている。

【な行】

ニート	Not in Education, Employment or Training、NEET。教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない状態をさした造語であり、日本においては15歳～34歳の若年の無業者をいう。
二次受傷	相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること。
二次被害	DVなどにより心身ともに傷ついた被害者が、関係機関や被害者を取り巻く周囲の人々の不適切な言動によって、さらに傷つけられること。

【は行】

パートナーシップ 宣誓証明制度	LGBTなど性的マイノリティ当事者の人が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、府県や市区町村として公に証明する制度。
パープルリボン プロジェクト	女性に対する暴力の根絶をめざして、暴力の被害を受けた人たちが声をあげて始まった運動のこと。「パープルリボン」は、運動のシンボルマークとなっている。
バーンアウト	それまでひとつの物事に没頭していた人が、心身の極度の疲労により燃え尽きたように意欲を失い、社会に適応できなくなること。
配偶者からの暴力の 防止及び被害者の 保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法 /DV防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的とする法律。 平成25年(2013年)の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者について、この法律を準用することとなった。
配偶者暴力相談支援 センター	配偶者暴力防止法第3条に基づき、都道府県が設置する婦人相談所または都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図るための業務を行う。
派遣労働	労働者と派遣労働契約(労働契約)を結んだ会社(派遣元)が労働者派遣契約(派遣契約)を結んでいる会社(派遣先)へ労働者を派遣し、労働者は派遣先の指揮命令を受けて働くという働き方のことをいう。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活を送る上で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
パワー・ ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のことをいう。
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示す現象概念のこと。
非認知能力	学習における知的な能力を支える子どもの内面の力。(例:好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。)
包括的性教育	ジェンダーやからだの発達、異性との関係性、性暴力の防止なども含む包括的な性教育のこと。国連教育科学文化機関(UNESCO)による「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で示された考え方。

ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。個々の状況に応じて実施していくものとする。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
母子父子福祉センター	ひとり親家庭や寡婦の人に対して、生活相談や技能習得に向けた講習会、子どもへの学習支援や交流会などを開催し、暮らしをより豊かにするための支援を行う施設。
母性保護	女性が持っている妊娠・出産などの身体機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止など、女性労働者を保護すること。
保護命令	配偶者暴力防止法第10条により、配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、または、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令をいう。 なお、保護命令には、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令 の5つの類型がある。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠や出産、育児などを理由とした解雇、降格などの取扱いや嫌がらせなどの行為のこと。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。 悪気がなくても、そこから生まれた言動により、相手を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまう等、さまざまな影響を及ぼす可能性がある。
面前DV	児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうもの。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
メンタルヘルス	心の健康管理のことを言い、身体の健康管理と同様に、予防や治療だけでなく、その健康を高めて、よりよい心の状態をつくることをめざす。

【ら行】

ライフステージ	人の生涯における人生の各段階のこと。年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。
---------	--

労働力率	15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。
------	--------------------------

【わ行】

ワーク・ライフ・ バランス	仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。
ワンストップサービス	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



40万人の
とよなか
未来バトン

SDGs to 2030

令和 7 年度 (2025 年度)

第 3 次豊中市男女共同参画計画

年次報告書

令和 8 年(2026 年)〇月

発行 豊中市 市民協働部人権政策課 女性支援係

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL : 06-6858-2654 FAX : 06-6846-6003

■第3次豊中市男女共同参画計画中間見直し(「豊中市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を含む)について

【計画の中間見直しについて】

同計画は令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）までを計画期間とし、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和8年度（2026年度）に計画の中間見直しを行うものとしている。
令和4年度からの計画の取り組みを総括し、課題整理を行うとともに、国・府の動向、市民・事業所意識調査結果（令和7年度実施）などを勘案して、「豊中市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」について内包した計画の見直しを行う。見直し等にあたっては、男女共同参画審議会への諮問、庁内会議開催を通じて検討を行い、パブリックコメントを経て、成案化を図る。

【実施スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男女共同参画 審議会					8月3日 ・計画の進捗状況 ・施策の体系等案	9月14日 ・計画案検討 ・指標の見直し等	10月21日 ・計画案検討	11月18日 答申案検討 計画案決定	答申確定			
人権本部会議							10月 報告書案報告 計画案検討	11月後半～ 12月初旬 計画案確定			2月 計画成案 化承認	
推進会議				7月 計画見直し 考え方 年次報告書案 報告		9月 計画案検討		11月 計画案検討		1月 計画成案化		
DVネットワーク 会議			6月30日 課長対象 計画振り返り	7月3日 実担対象 計画振り返り				11月 研修会				
各 課						担当課・関係団体ヒアリング 9月～10月						
担当課	男女計画進捗状況確認 ～5/15	年次報告書案作成					年次報告書公表 （10月本部会議後）		12月～1月（予定） パブリックコメント実施		パブリックコメント回答	
		意識調査の把握 国・府・他市、各種データなど情報収集整理・分析、現計 画・年次報告書の課題整理			計画案作成		計画案修正					

※業務の進行状況に応じて、会議時期や会議回数は変更の可能性があります。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

基本
課題

1. 人権意識の育み 2. 人権としての性の尊重 3. 表現における人権の尊重 4. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
5. 男女共同参画の理解の醸成 6. 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供

取組みの状況

- 豊中市男女平等教育推進協議会において、学校をはじめ、市、教育委員会、関係機関が連携しながら、男女平等教育啓発電子教材「With you」の作成・活用について検討を行い、若年層に対するジェンダー平等教育の推進に向けて取り組んだ。
- すてつでは市内学校を対象に「とよなかすてつジェンダー平等教育推進助成事業」（主に性教育）と「デートDV防止出前講座」を実施し、からだ性にに関する正しい情報を提供した。
- 性的マイノリティの人権問題をテーマに出前講座を実施した。令和6年度より豊中市独自の「豊中市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始した。
- 市の男性職員の育児休業取得率向上の取組として、令和4年度より、所属長に対し、男性職員から配偶者等の妊娠・出産の申し出があった場合、育児休業制度の周知および休業の取得意向の確認のための面談を義務付けた。

今後の課題等

- 男女共同参画の理解の醸成には、子どもの発達段階に応じたジェンダー平等教育や意識啓発のための取組や、若年層、子育て世代を対象とした講座の開催など、対象を明確にした啓発や、地域へのアウトリーチ活動を継続していく必要がある。
- あらゆる世代や立場の人々が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深めるため、多種多様な機会を、媒体を活用して啓発に取り組むことで意識改革につなげていく必要がある。
- LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するために、庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を引き続き進めていく必要がある。
- 男性職員の育児休業取得率については大幅に上昇しているものの、更なる取得率の向上と取得日数の増加に向けた取り組みを進めていく必要がある。

成果指標

指標項目	策定時 (令和3年度)	令和7年度	目標値 (令和8年度)	備考	評価	
					計画策定時 と比較	目標値と比 較
人権が尊重されているままだと思う人の割合※1	女性：39.5% 男性：40.6% (令和元年度)	女性：52.9% 男性：53.7% (令和7年度)	60%以上 (令和7年度)	※1 豊中市「豊中市市民意識調査」(令和元年度)		
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合 ※2	女性：57.7% 男性：42.8% (令和2年度) ※2	女性：56.2% 男性：39.4% (令和7年度)	80%以上 (令和7年度)	※2 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」		
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合※2	女性：58.5% 男性：51.3% (令和2年度) ※2	女性：64.0% 男性：64.0% (令和7年度)	80%以上 (令和7年度)			

すてっぷの認知度※2	全体：35.2% (女性：39.1%) (男性：29.0%) (令和2年度)※2	全体：38.4% (女性：46.6%) (男性：25.0%) (令和7年度)	50%以上 (令和13年度) 45%以上 (令和8年度)		(全体) 	(全体) 
					(女性) (男性)  	
市の男性職員の育児休業取得率	13.9% (令和2年度)	94.4%	30% (令和6年度)			
市の男性職員の配偶者の出産に伴う 休暇取得	92.4% (令和2年度)	98.6%	95%以上 (令和6年度)			

活動指標

指標項目	策定時 (令和3年度)	令和7年度	目標値 (令和8年度)	備考	評価	
					計画策定時と 比較	目標値と比 較
男女共同参画を推進する学習講座の 参加者数、定員に対する参加率	1,459人、87% (令和2年度)※1	5,021人/年 78.0%※3	4500人/年 95%※2	※1 コロナ禍により一時的に 参加者数が減少している。 ※2 コロナ感染拡大以前の 参加者数を考慮して設定	(参加者数) (参加率)  	(参加者数) (参加率)  
男女共同参画を推進する学習への男 性の参加者数	168人※1 (令和2年度)	232人/年※4	900人/年	※3 定員が設定されている 講座について算出 ※4 男性の参加者数を把 握しているものについてのみ 算出		
すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件 数	21,342件 (令和2年度)	23,203件	25,800件			

市立小中学校（小学 4 年・中学 1 年）におけるジェンダー平等教育啓発教材を使用している学校の割合	81.3% （令和 2 年度）	61.8%	100%			
両親教室参加組数	36 組 （令和 2 年度）※3	500 組	720 組※2	※3 コロナ禍により開催方法を変更し一時的に参加組数が減少している。		

基本目標 2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

基本課題		1. 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 2. 多様な働き方への支援					
		3. ワーク・ライフ・バランスの推進					
取組みの状況				今後の課題等			
○政策・方針の立案・決定過程への女性の参画を促進するため、審議会への女性委員の参画状況を調査し、公表した。また、性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進めた。 ○働きやすい職場環境を整え、市内の事業所で働く女性たちが 能力を十分に発揮し活躍できる職場づくりを促進するため、セミナーの実施や専門家派遣事業などを実施するとともに「豊中市女性活躍推進事業者認証制度」を開始した。 ○男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、父親対象の講座や展示を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。				●審議会等への女性委員の登用を引き続き進めるとともに、「豊中市特定事業主行動計画」の適切な推進を図り、市政等にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大をめざす。 ●女性活躍に向けた取り組みは、企業等がそれぞれ主体的に取り組むことが重要であることから、経営者や管理職層の意識改革につながる啓発等を行うとともに、女性活躍推進事業者認証制度の運用により事業者の取り組みを推進していく。 ●男性の意識改革、家庭・地域への参画促進について、男性の多様な働き方に対する女性・家族・職場など周囲の正しい理解の促進に向けた広報・啓発、環境づくりを進めま			
成果指標							
指標項目		策定時 (令和3年度)	令和7年度	目標値 (令和8年度)	備考	評価	
						計画策定時と 比較	目標値と比較
待機児童数		0人	10人	ゼロの維持		 ※減少していることが 目標達成となる	 ※減少していることが 目標達成となる
審議会等の女性委員の割合		31.5%	34.7%	40%以上 60%以下			
女性委員のいない審議会等の数		0会議	1会議	ゼロの維持		 ※減少していることが 目標達成となる	 ※減少していることが 目標達成となる
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合		20.0%(令和2年度)	25.0%	35%			
	①課長級以上	24.4%(令和2年度)	25.5%	30% (令和7年度)			

市の各役職階級者に占める女性の割合	②課長補佐級	32.4%(令和２年度)	34.1%	38% (令和７年度)			
	③係長級	46.8%(令和２年度)	49.0%	50%以上 (令和７年度)			
市の学校の教頭以上に占める女性の割合	①校長	32.7%	36.3%	40%（令和７年度）			
	②教頭	40.6%	40.6%	40%以上を維持 (令和７年度)			
市の男性職員の育児休業取得率		13.9%(令和２年度)	94.4%	30%（令和６年度）			
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率		92.4%(令和２年度)	98.6%	95%以上（令和６年度）			
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合※1		女性：27.9% 男性：42.8% (令和２年度)	女性：30.9% 男性：40.2% (令和７年度)	50%以上 (令和７年度) 男女間の意識の乖離を縮小する	※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい 豊中市をつくるためのアンケート」	(女性) (男性)  	
平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）※1		平日：33.9% 休日：31.1% (令和２年度)	平日：28.0% 休日：23.5% (令和７年度)	平日・休日とも15%以下 (令和７年度)		(平日) (休日)   ※減少していることが目標達成となる	 ※減少していることが目標達成となる
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望－現実」のスコア差 ※1		女性：+10.4 男性：+13.3 (令和２年度)	女性：+7.7 男性：+11.3 (令和７年度)	希望と実現の差を縮める (スコア差を0に近づける) (令和７年度)		 ※減少していることが目標達成となる	 ※減少していることが目標達成となる

家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）※2	就学前 45.9% 小学生 53.3% （平成 30 年度）	就学前 56.6% 小学生 57.5% （令和 5 年度）	就学前 50.0% 小学生 60.0% （令和 5 年度）	※2 豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」	(就学前) (小学生)  	(就学前) (小学生)  
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合 ※1	69.9% （令和 2 年度）	80.3% （令和 7 年度）	75%（令和 7 年度）	※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい 豊中市をつくるためのアンケート」		

活動指標

指標項目	策定時 （令和 3 年度）	令和 7 年度	目標値 （令和 8 年度）	備考	評価	
					計画策定時 と比較	目標値と比較
両親教室参加組数	36 組 （令和 2 年度）※3	500 組	720 組※2	※3 コロナ禍により開催方法を変更し一時的に参加組数が減少している。		

基本目標 3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

基本課題		1. エンパワメントへの支援 2. さまざまな困難を抱える人々への支援 3. 生涯を通じた健康支援 4. 防災・災害対応時における男女共同参画の推進					
取組みの状況			今後の課題等				
○すてつがでのグループ相談会では、同じ悩みを抱える相談者同士が分かち合い、前を向くためにできることを考える機会を設けた。 ○さまざまな困難を抱える人々への支援として、多機関で連携して支援に取り組んだことで、切れ目のない支援に取り組んだ。また、人権政策課では令和 6 年度より「女性総合相談支援窓口」を開設し、さまざまな悩みを抱える女性から電話・メールで相談を受け付け、面談や伴走型支援を実施した。 ○検診未受診者へ勧奨ハガキ送付による受診勧奨や SNS での受診啓発のほか、イベント時にチラシ配布等啓発した。 ○すてつがでは、出前講座「避難所運営ゲーム(HUG)」や、防災イベントを実施し、災害時のジェンダー課題が平時のそれとリンクしていることについて情報提供を行った。			●困難を抱える女性への支援が法制化され、女性が直面するあらゆる問題について総合的に対応する必要があるため、引き続き、困難を抱える人を対象とする各種相談窓口と連携し、支援の必要な方へ安心・安全な居場所の提供など、支援の充実を図っていく。 ●男女が互いの身体について正しく理解するとともに、特に女性はその心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性があるため、ライフステージごとの課題に応じた支援に取り組む必要がある。 ●見落とされがちな災害時の女性の問題について、自主防災への取組みや避難訓練においての男女双方の視点や性的マイノリティに配慮した運営、継続的に防災に関する展示など情報発信等の啓発を行っていく必要がある。				
成果指標							
標項目		策定時 (令和 3 年度)	令和 7 年度	目標値 (令和 8 年度)	備考	評価	
						計画策定時と 比較	目標値と 比較
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去 1 年間で就労に結びついた人数とその割合		女性：105 人・11. 6% 男性：89 人・8.4% (令和 2 年度)	女性：132 人・29.9% 男性：88 人・23.4%	男女とも 20%			
女性に関するがん検診の受診率※	①乳がん検診	45.0% (平成 28 年度)	48.4% (令和 4 年度アンケート調査時)	50% (令和 5 年度)	※豊中市健康づくり計画市民アンケート調査		
	②子宮がん検診	40.7% (平成 28 年度)	40.4% (令和 4 年度アンケート調査時)	45.0% (令和 5 年度)			

活動指標

標項目	策定時 (令和 3 年度)	令和 7 年度	目標値 (令和 8 年度)	備考	評価	
					計画策定時と 比較	目標値と 比較
すてっぷ相談室における相談件数	2,006 件 (令和 2 年度)	1,861 件	目標値の設定なし			
うち DV に関する相談件数	169 件 (令和 2 年度)	50 件				
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）相談支援件数	1,048 件※ (平成 31 年)	560 件	1,080 件 (令和 12 年)	※コロナ禍により一時的に件数が増加している。		
ひとり親家庭への子育て・生活支援 (母子父子福祉相談延べ件数)	1,398 件 (令和 2 年度)	1,451 件	1,348 件			

基本目標 4 あらゆる暴力を根絶する

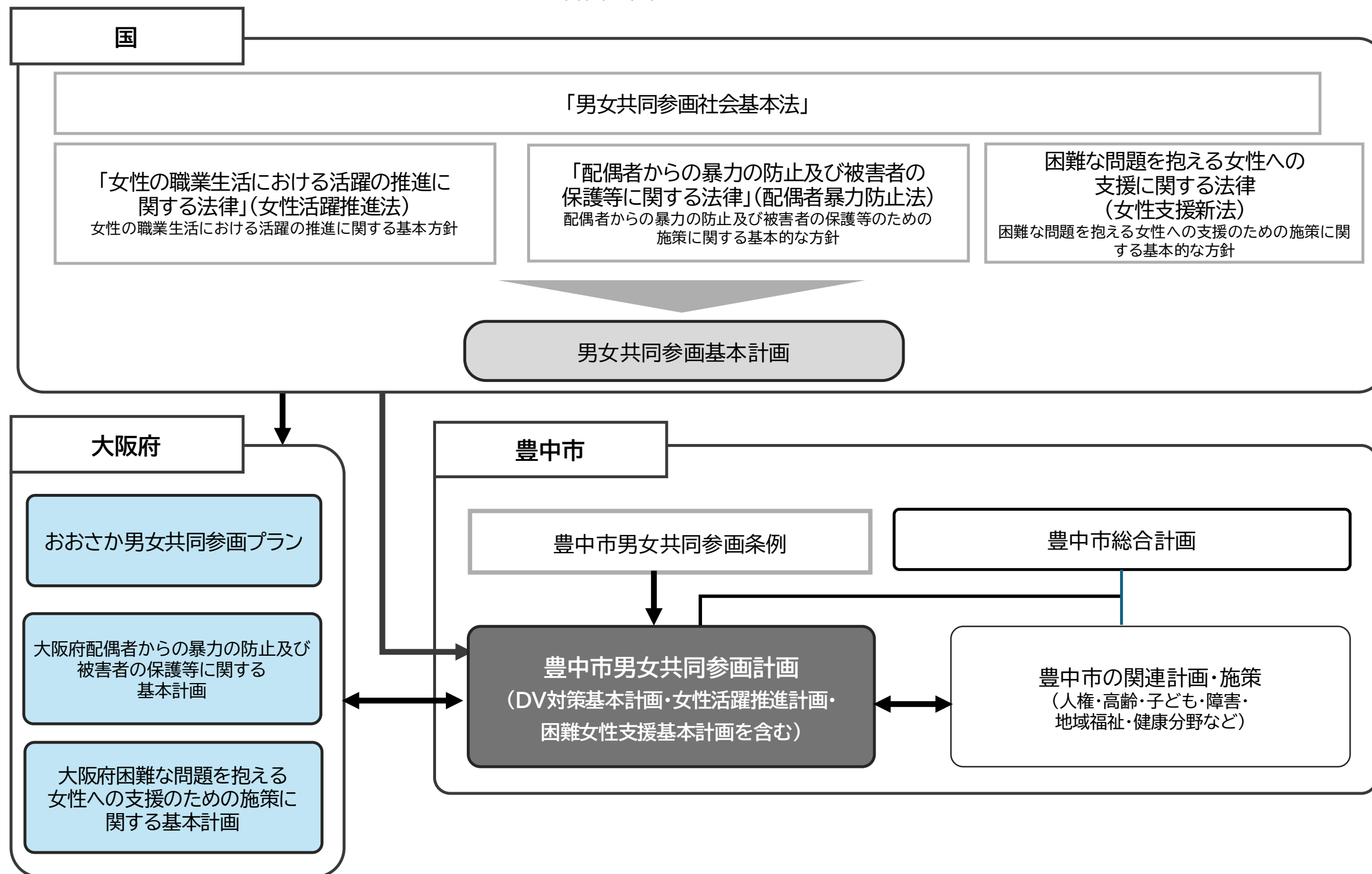
基本課題		1. DV を許さない社会づくり 2. 相談体制の充実 3. DV 被害者の保護および自立支援 4. 関係機関等との連携・協力 5. あらゆる性暴力への対策の推進					
		取組みの状況		今後の課題等			
		○11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープル・オレンジリボン展を実施し、DV の種類が分かるティッシュ、ちらし、リーフレットの配布を行った。 ○DV 相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行った。 ○DV 被害者や同伴家族の住民基本台帳の閲覧制限に関して、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行った。 ○他自治体が豊中市に情報提供することに被害者本人が同意した場合、事前に情報共有をしてもらうことで、被害者本人が豊中市に来られて速やかに安心、安全に新しい暮らしがスタートできるように支援した。 ○女性に対する暴力防止月間だけでなく、デート DV 防止出前講座も含め若年層に対する啓発なども積極的に行った。		●市民意識調査（令和 7 年度実施）によると受けた行為を暴力と認識していない（していなかった）人が一定割合いることから、相談体制の充実や啓発活動の充実について引き続き取り組む必要がある。 ●被害者の特性を踏まえ対応ができるよう、大阪府の実施する専門研修や DV ネットワーク会議での研修会等を通して関係機関の連携強化や相談員のスキルアップに取り組む必要がある。 ●被害者が地域で安心して生活できるように必要な手続きについて、引き続き情報提供や各課との連携、同行支援を通して支援を行っていく。 ●支援調整会議や他自治体との連携を密にし、被害者本人が新しい土地で安心して安全な生活ができるようそれぞれのケースに応じた適切な支援を進めていく必要がある。 ●若年層に対する啓発の範囲を幅広い世代へあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行っていく必要がある。			
成果指標							
標項目		策定時 (令和 3 年度)	令和 7 年度	目標値 (令和 8 年度)	備考	評価	
						計画策定時 と比較	目標値と 比較
DV で次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合※ 1	①何を言っても長時間無視される	女性：37.1% 男性：28.7% (令和 2 年度)	女性：48.7% 男性：32.2% (令和 7 年度)	90%以上 (令和 7 年度)	※ 1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」		
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性：59.5% 男性：46.7% (令和 2 年度)	女性：74.0% 男性：54.9% (令和 7 年度)	90%以上 (令和 7 年度)			
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性：69.3% 男性：58.3% (令和 2 年度)	女性：78.9% 男性：67.0% (令和 7 年度)	90%以上 (令和 7 年度)			

	④十分な生活費 をわたさない	女性：58.2% 男性：46.9% (令和2年度)	女性：68.2% 男性：51.1% (令和7年度)	90%以上 (令和7年度)	※1 豊中市「女性と 男性がともに暮らし やすい豊中市をつく るためのアンケート」	(女性) (男性)  	
DV被害を相談しなかった人の割合 (「相談したかったが、しなかった(できな かった)」+「相談しようと思わなかった」 の割合) ※1		女性：45.0% 男性：59.3% (令和2年度)	女性：47.7% 男性：54.3% (令和7年度)	30%以下 (令和7年度)		(女性) (男性)   ※減少していることが 目標達成となる	 ※減少していることが 目標達成となる
DVに関する相談 窓口に関する認知 状況 ※1	①相談窓口として 「豊中市配偶者暴 力相談支援センタ ー」を知っている人 の割合(同センタ ーの認知度)	女性：6.5% 男性：9.6% (令和2年度)	女性：11.1% 男性：8.0% (令和7年度)	25%以上 (令和7年度)		(女性) (男性)  	
	②相談できる窓口 があることを知らな かった人の割合	女性：13.3% 男性：16.4% (令和2年度)	女性：4.9% 男性：4.9% (令和7年度)	5%以下 (令和7年度)		 ※減少していることが 目標達成となる	 ※減少していることが 目標達成となる
セクシュアル・ハラスメントの防止の取組み を実施している市内事業所の割合 ※1		47.2% (令和2年度)	58.2% (令和7年度)	60%以上 (令和7年度)			

活動指標						
指標項目	策定時 (令和 3 年度)	令和 7 年度	目標値 (令和 8 年度)	備考	評価	
					計画策定時 と比較	目標値と 比較
すてっぷ相談室における相談件数 (再掲)	2,006 件 (令和 2 年度)	1,861 件	目標値の設定なし			
うち DV に関する相談件数 (再掲)	169 件 (令和 2 年度)	50 件				
男女共同参画の推進を阻害する要因に よる人権侵害相談の窓口数や種類、相 談枠数	電話相談：100 時間/月 面接相談：78 枠/月 (令和 2 年度)	電話相談：96 時間/月 面接相談：78 枠/月 相談の種類 11 種類	増加 (相談の種類の数)	令和 2 年度相談の 種類 8 種類		

第 3 次豊中市男女共同参画計画見直しの体系案

計画の位置づけのイメージ



基本目標	基本課題	施策の方向
1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	1 人権意識の育み	1)人権意識の高揚をめざす啓発の推進
	2 人権としての性の尊重	1)性と生殖に関する互いの意思の尊重 2)性に関する学習機会の充実 3)性的マイノリティの人権尊重
	3 表現における人権の尊重	1)市の刊行物の表現への配慮 2)メディア・リテラシーの向上 3)文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮
	4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	1)幼少期からの男女共同参画の推進★1 2)若年層に対するジェンダー平等教育の推進 ★2 3)男女共同参画を推進する学習活動の充実
	5 男女共同参画の理解の醸成	1)男女共同参画の周知・啓発の推進 2)男性に対する男女共同参画の推進★3 3)市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実★4 4)地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実 5)男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し
	6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供	1)男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進 2)男女別統計による統計調査の充実
2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する	1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	1)市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★5 2)事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★6 3)地域・団体等における女性の参画拡大 4)女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進
	2 多様な働き方への支援	1)働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供★7 2)女性の就労支援★8
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	1)事業所による働き方改革の推進への支援★9 2)仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充 3)仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進 4)男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進 5)市役所における男女共同参画の推進
3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する	1 エンパワメントへの支援	1)子ども・若者の生きる力を育むための支援 2)女性の就労支援★8(再掲) 3)就労に必要な能力の習得支援 4)政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実 5)エンパワメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり 6)エンパワメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進
	2 さまざまな困難を抱える人々への支援	1)生活上の困難を抱える人々への支援★10 2)高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★11 3)人権侵害の相談・救済の充実 4)包括的な支援体制の構築・強化 5)相談員の資質の向上
	3 生涯を通じた健康支援	1)女性の健康対策の推進 2)一人ひとりの健康づくりの支援
	4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進	1)男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進
4 あらゆる暴力を根絶する	1 DVを許さない社会づくり	1)DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援★12
	2 相談体制の充実	1)安心して相談できる体制づくり★13
	3 DV被害者の保護および自立支援	1)緊急時における安全の確保 2)自立支援の充実
	4 関係機関等との連携・協力	1)関係機関・民間団体等との連携・協力
	5 あらゆる性暴力への対策の推進	1)セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援 2)ストーカー等の防止および被害者支援 3)児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援 4)あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

基本目標	基本課題	施策の方向
3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する	2 さまざまな困難を抱える人々への支援	1)生活上の困難を抱える人々への支援★10 2)高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★11 新 3)複合的な問題を抱える女性への支援★12 4)人権侵害の相談・救済の充実 5)包括的な支援体制の構築・強化 6)相談員の資質の向上

3)複合的な問題を抱える女性への支援
主な取り組み(案)
・相談支援体制の充実
・包括的な支援を行うための庁内及び各機関との連携
・民間団体との連携による居場所の提供

策定方針

○現計画の基本目標、基本課題については継続する。
○困難な問題を抱える女性への支援は「基本目標3すべての人とがいきいきと安心して暮らせる環境を整備する」の基本課題「さまざまな困難を抱え人々への支援」に含まれるが、新たに「困女性支援計画」として取り組む必要があることから、新たに施策の方向性として追加し、重点課題とするもの。

第3次豊中市男女共同参画計画見直しに向けた背景・課題の整理

1 単独世帯の増加等による世帯構成の変化

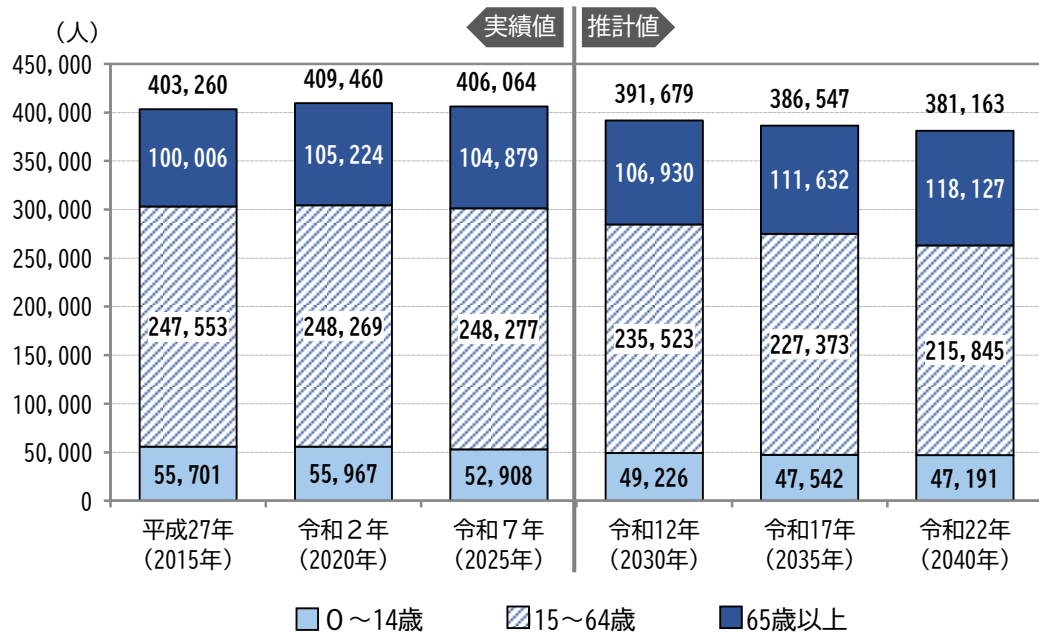
【現状・背景】

- ①豊中市の総人口は令和2年(2020年)までは増加しているが、今後は全国的な傾向と同様に減少が予測される。特に、高齢者率が増加し、生産年齢人口比(総人口に占める15～64歳人口の割合)が減少していくことが予測される。【図表1-1】
- ②合計特殊出生率(女性が生涯に産む子どもの数)は、令和2年(2020年)以降減少傾向にあるが、令和6年(2024年)の1.29は、全国(1.15)、大阪府(1.14)を上回っている。【図表1-2】
- ③高齢者人口は、近年は横ばい傾向にあり、高齢化率は令和7年(2025年)で25.8%。特に、高齢者の中でも、前期高齢者人口(65～74歳人口)は減少しているが、後期高齢者人口(75歳以上)が増加し、後期高齢化率は令和7年(2025年)で15.9%。【図表1-3】
- ④65歳以上の単独世帯は、平成17年(2005年)の15,468世帯から、令和2年(2020年)には25,642世帯と約1.65倍増加しており、そのうち7割程度を女性が占めている。【図表1-4】
- ⑤18歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は増加傾向にあるが、令和2年(2020年)には4,405世帯と、平成27年(2015年)から増加した。【図表1-5】
- ⑥生活保護を受給している高齢者世帯は近年では横ばい傾向となっており、生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合は6割程度で推移している。【図表1-6】

【課題】

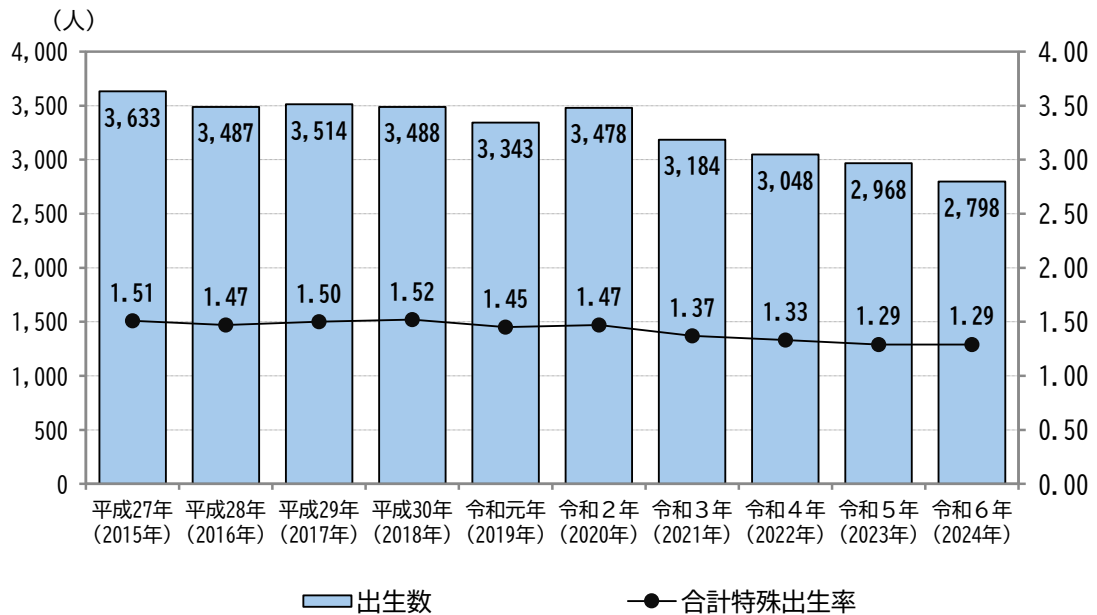
- 1) 人口減少・少子高齢化や単独世帯の増加による、多様な人材が能力を発揮できる男女共同参画社会の実現
- 2) 高齢单身女性やひとり親家庭など、支援ニーズの多様化を踏まえた地域共生社会の実現と豊中モデルの包括的支援体制の構築・強化

【図表 1-1：年齢3区分別人口の推移（豊中市）】



資料：実績値は住民基本台帳データ（各年10月1日）、推計値は豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

【図表 1-2：出生数及び合計特殊出生率の推移（豊中市）】

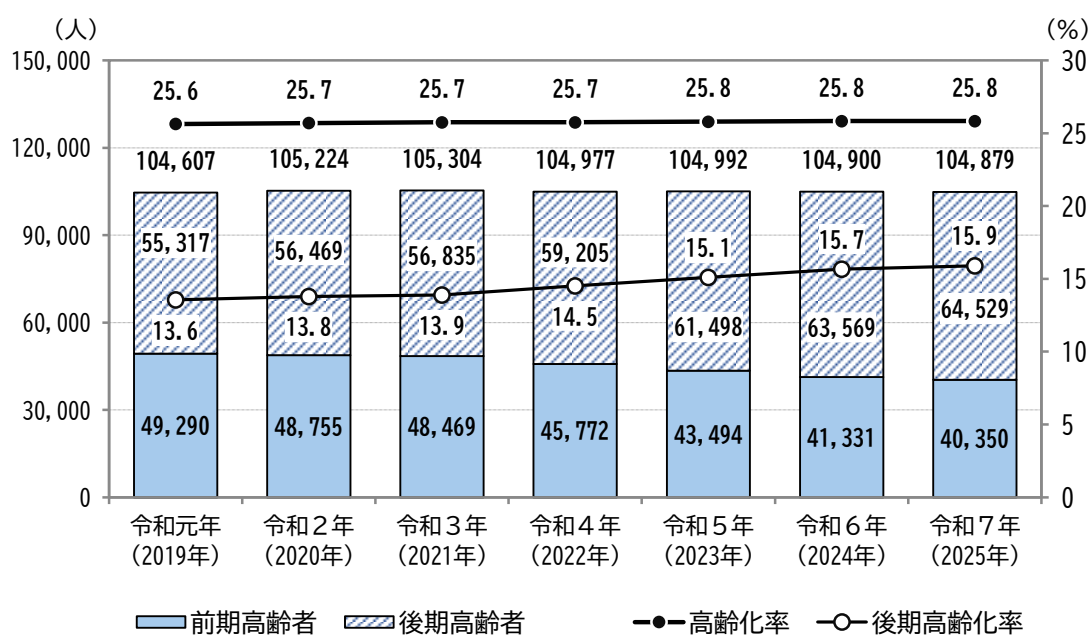


資料：豊中市「こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和6年度(2024年度)事業実施報告書）」（令和7年10月）

※大阪府衛生年報・政府統計より

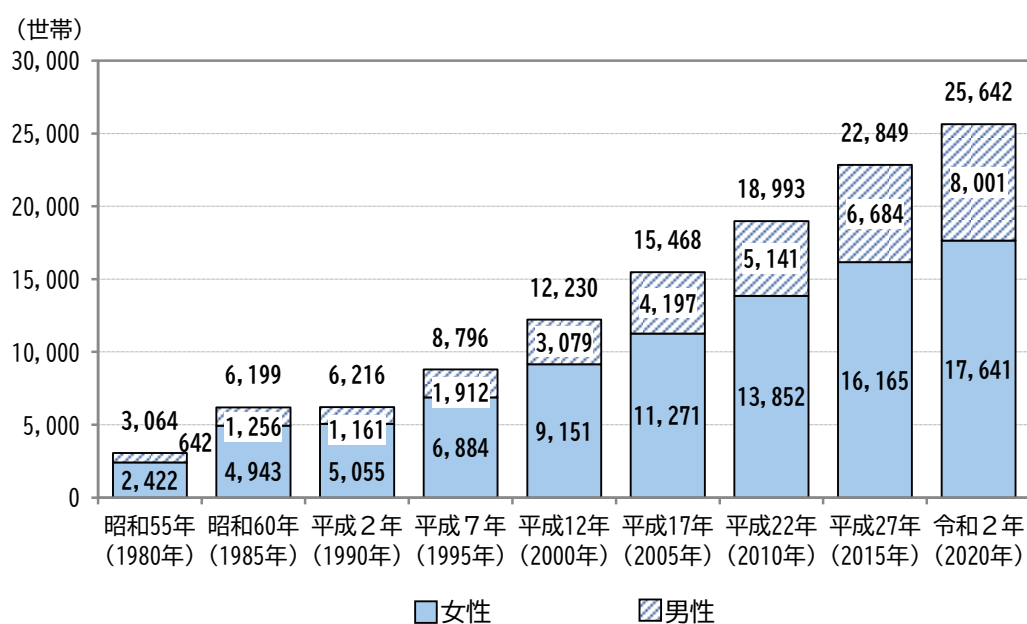
※合計特殊出生率は住民基本台帳及び人口動態統計をもとに独自に算出。なお、算出に用いる女性人口について、国・府の算出方法にあわせるため、外国人住民を除く日本人の女性人口を用いている。

【図表 1-3：前期高齢者と後期高齢者の人口等の推移（豊中市）】



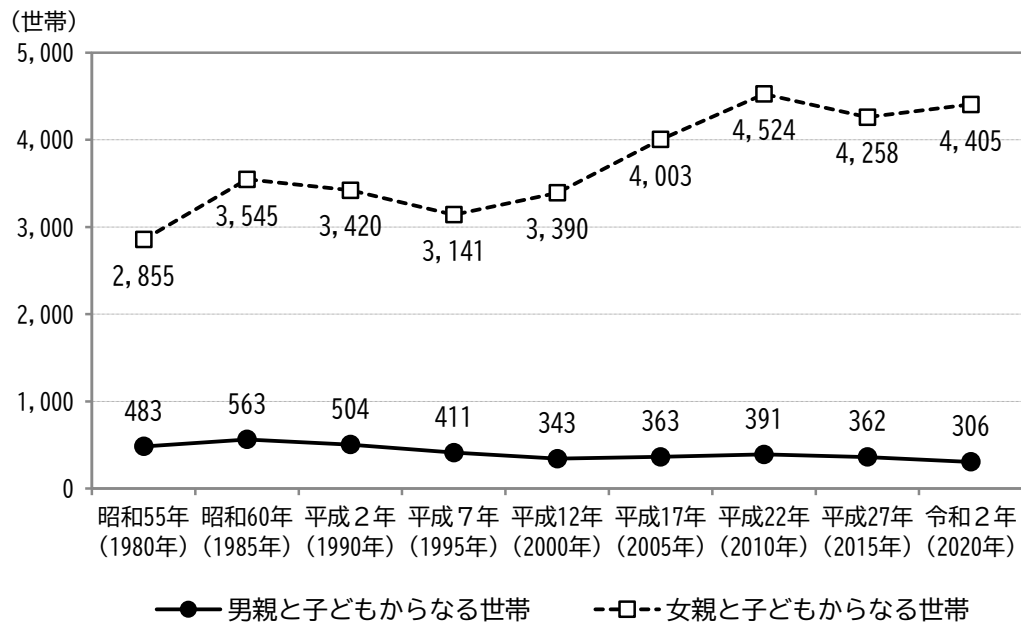
資料：住民基本台帳（各年10月1日データ）

【図表1-4：性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（豊中市）】



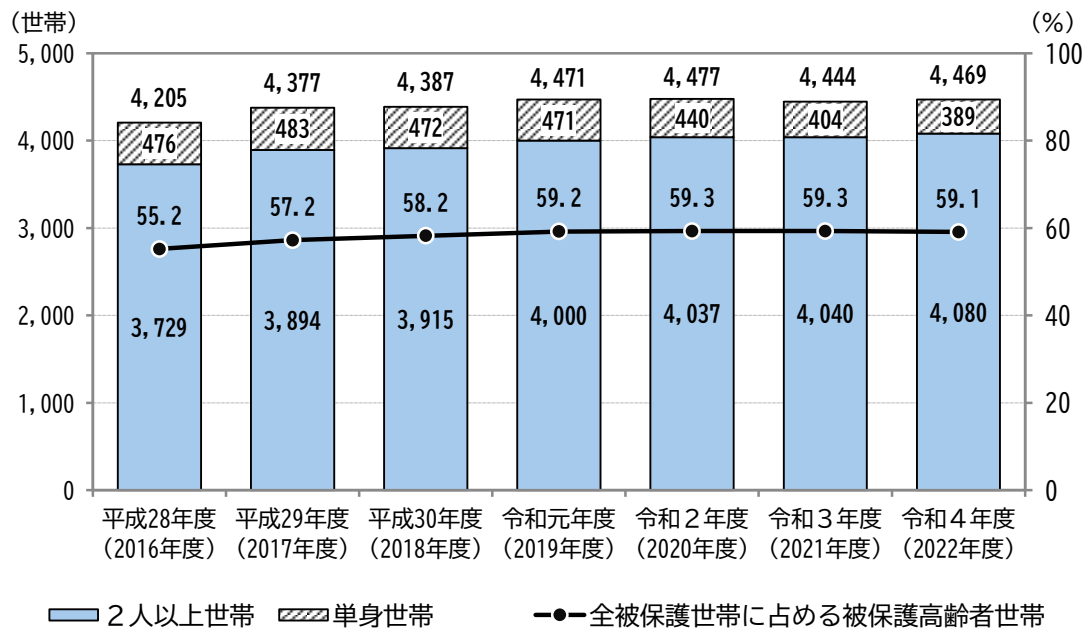
資料：国勢調査

【図表1-5：18歳未満の子どもがいる母子家庭世帯と父子家庭世帯の推移（豊中市）】



資料：国勢調査

【図表 1-6：生活保護を受給している高齢者世帯の推移（豊中市）】



資料：豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

2 人生100年時代の働き方・暮らし方の変革

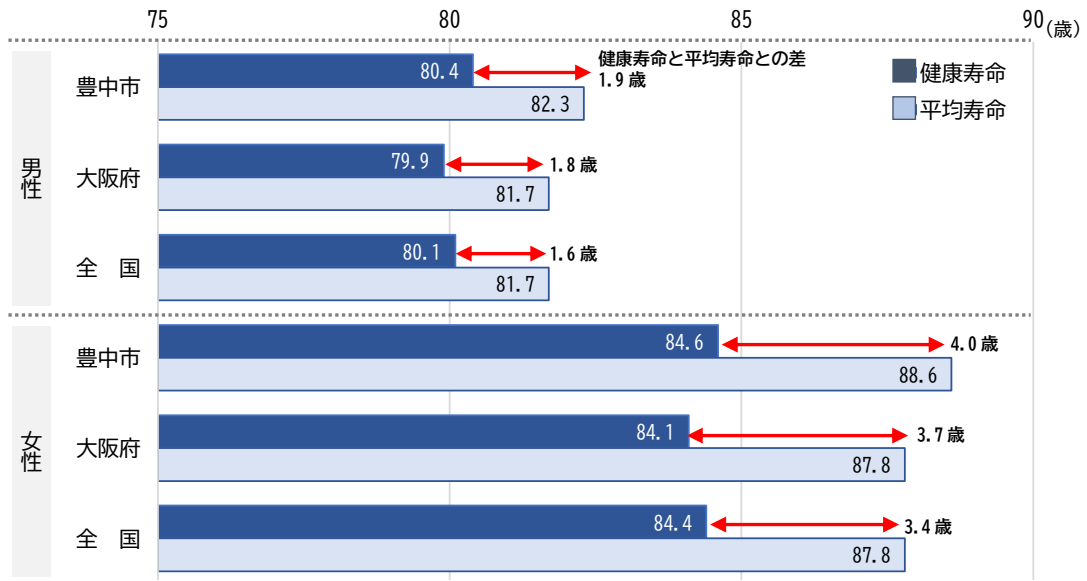
【現状・背景】

- ①豊中市の令和2年度(2020年度)の平均寿命は、男性より女性が長く、国や大阪府と比較すると男女ともやや長い。また、健康寿命も男性より女性が長い。しかし、女性は男性より「健康でない期間」が長く、男性に比べて約2年長く要介護状態が続いているといえる。【図表2-1】
- ②就業者に占める女性の割合は令和2年(2020年)で46.1%となっており、昭和55年(1980年)以降、ゆるやかに増加傾向で推移。【図表2-2】
しかし、令和2年(2020年)の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)を大阪府や全国と比較すると全体的に低く、特に30~44歳で低い。【図表2-3】
- ③雇用者(役員除く)に占める非正規職員・従業員の割合は、令和4年(2022年)で女性が56.5%、男性が22.1%となっており、女性で非正規雇用が多い。また、女性の非正規職員・従業員の割合は大阪府(56.0%)や全国(53.2%)と比べても高い。【図表2-4】
- ④夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯(夫と妻がともに就業者の夫婦)の割合は41.2%で、大阪府(40.8%)と同程度となっているが、全国(47.1%)と比べると低い。【図表2-5】
- ⑤現在就労していない母親の約8割は何らかの就労希望を持っているものの、就労していない理由は「子育てしながら働ける適当な仕事がない」や「保育サービスが利用できない」が多い。【図表2-6、2-7】
- ⑥「男性は仕事、女性は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識については、女性は「反対派」が多いのに対し、男性は「賛成派」と「反対派」が同数。世代別の傾向には違いが見られ、概ね年代が高くなるにつれて「賛成派」が多く、男女ともに70歳以上で「賛成派」が最も多い。また、男女ともに30歳代で、その前後の年齢層よりも「反対派」の割合が高い等の特徴が見られる。【図表2-8】
- ⑦生活の希望(理想)と現実のギャップをみると、女性では希望する以上に「仕事」または「家庭生活」を優先せざるを得ない人が多く、男性では希望する以上に「仕事」を優先せざるを得ない人が多い。また、男女とも、希望しているほど「仕事」と「家庭生活」をともに優先できている人、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先できている人が少なく、ワーク・ライフバランスを取りたくても取れていない状況にある人が多い。【図表2-9】
- ⑧男女共同参画社会の推進のために市が力を入れていくべきことでは、男女ともに「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が最も多く、特に女性では男性を20ポイント以上上回っている。【図表2-10】
- ⑨父親が育児休業を取らずに働いた理由では、「仕事が忙しかった」が39.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36%と高くなっている。【図表2-11】

【課題】

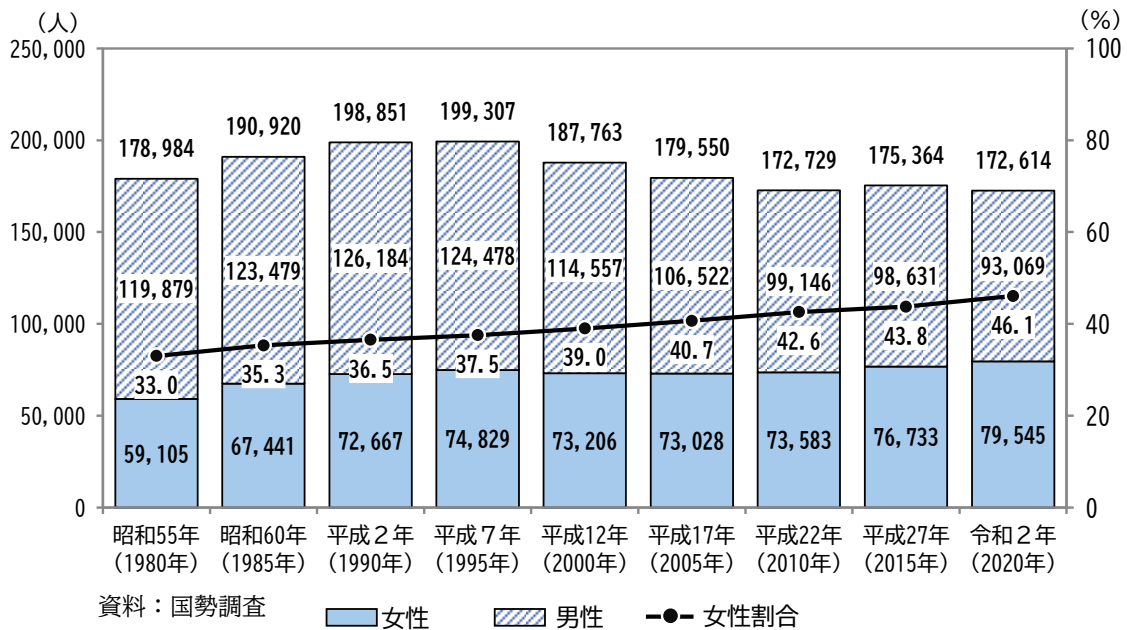
- 1) 人生100年時代を見据えた、生涯を通じた健康づくりと健康寿命の延伸
- 2) ライフステージに応じた仕事と家事・育児・介護等を両立できる就労・生活環境の整備
- 3) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消と行動変容の促進

【図表 2-1：平均寿命と健康寿命（令和 2 年度）】

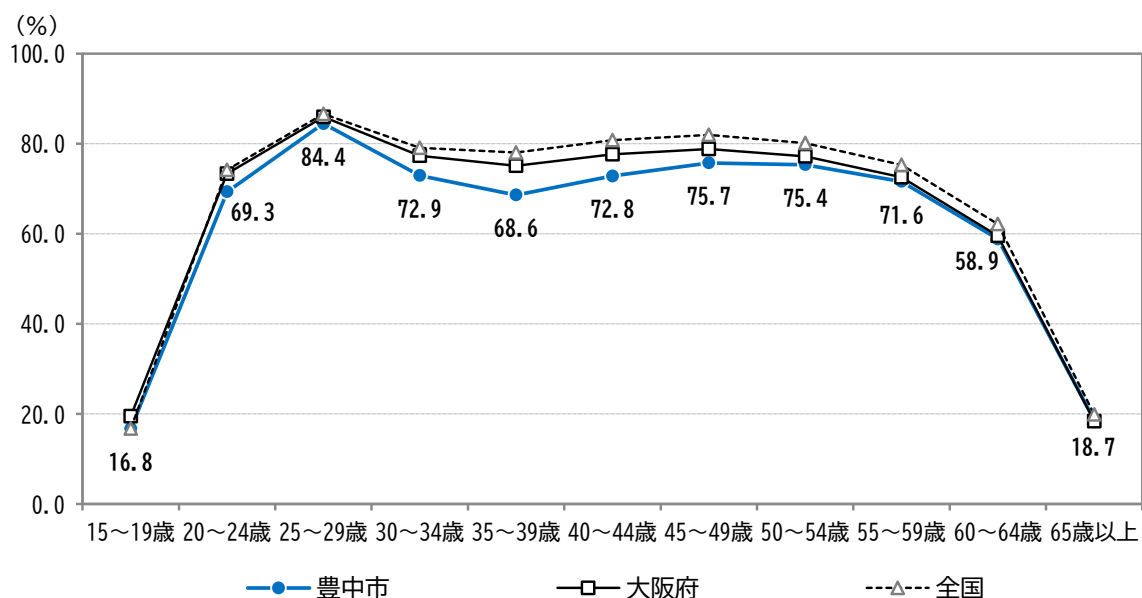


資料：豊中市健康づくり・食育推進計画（国保データベース（KDB）より）
 ※健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）

【図表 2-2：就業者数及び就業者に占める女性割合の推移（豊中市）】

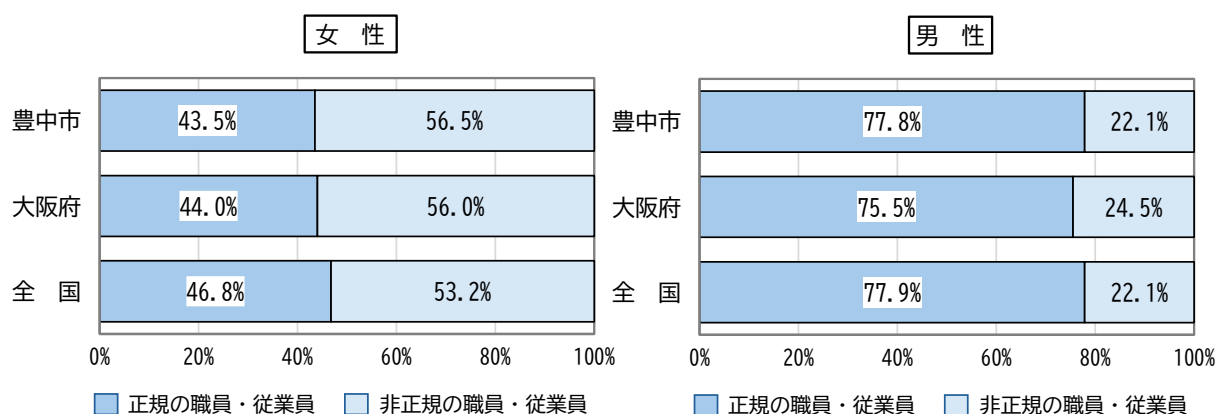


【図表 2-3：年齢階級別にみた女性の労働力率（令和２年）（豊中市・大阪府・国）】



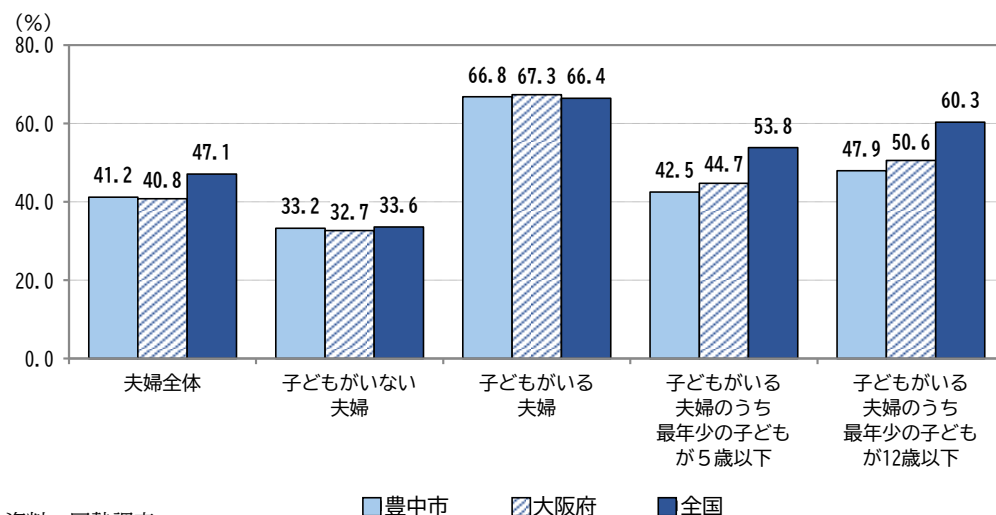
資料：国勢調査

【図表 2-4：雇用者（役員除く）における正規・非正規雇用の状況（令和４年）（豊中市・大阪府・国）】



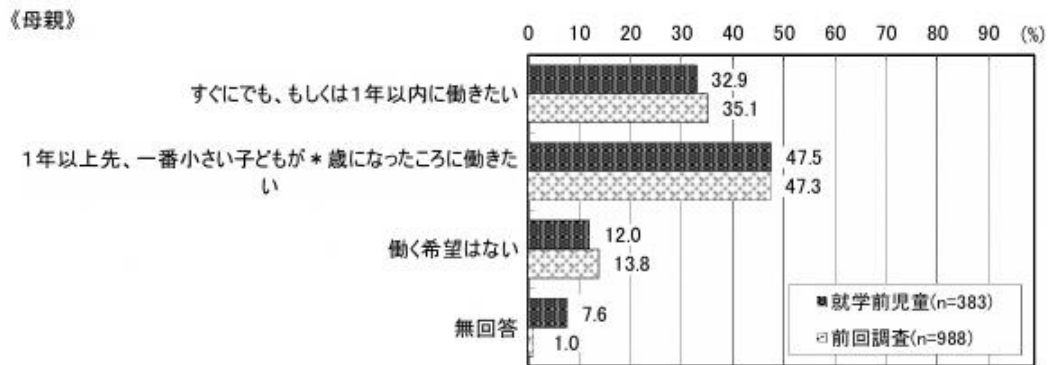
資料：総務省「令和４年就業構造基本調査」

【図表 2-5：共働き夫婦の割合（令和２年）】



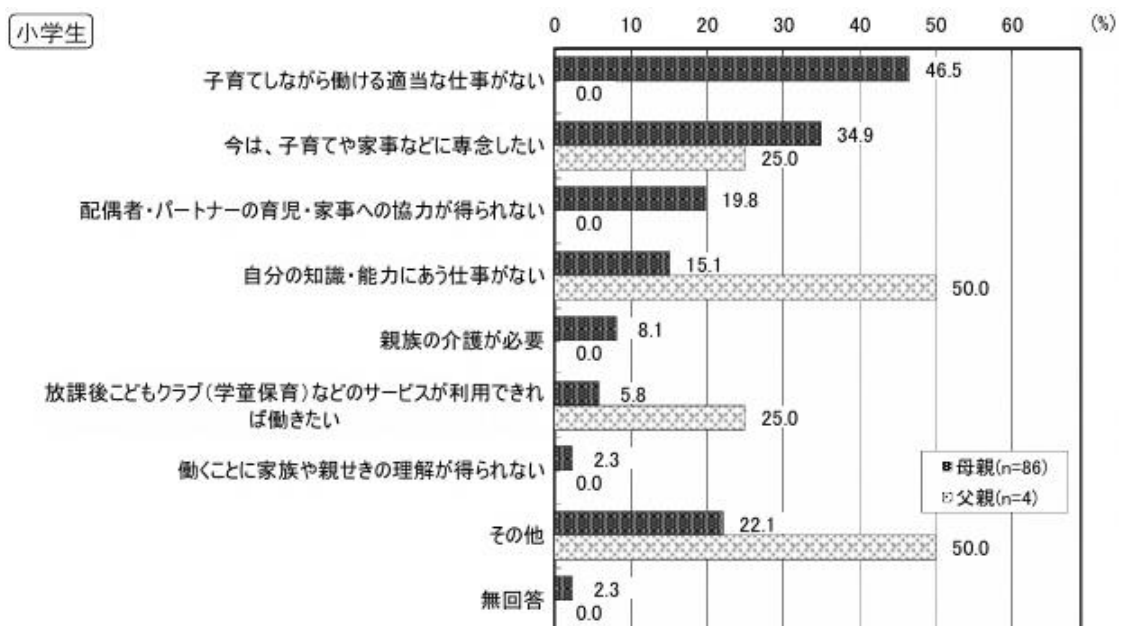
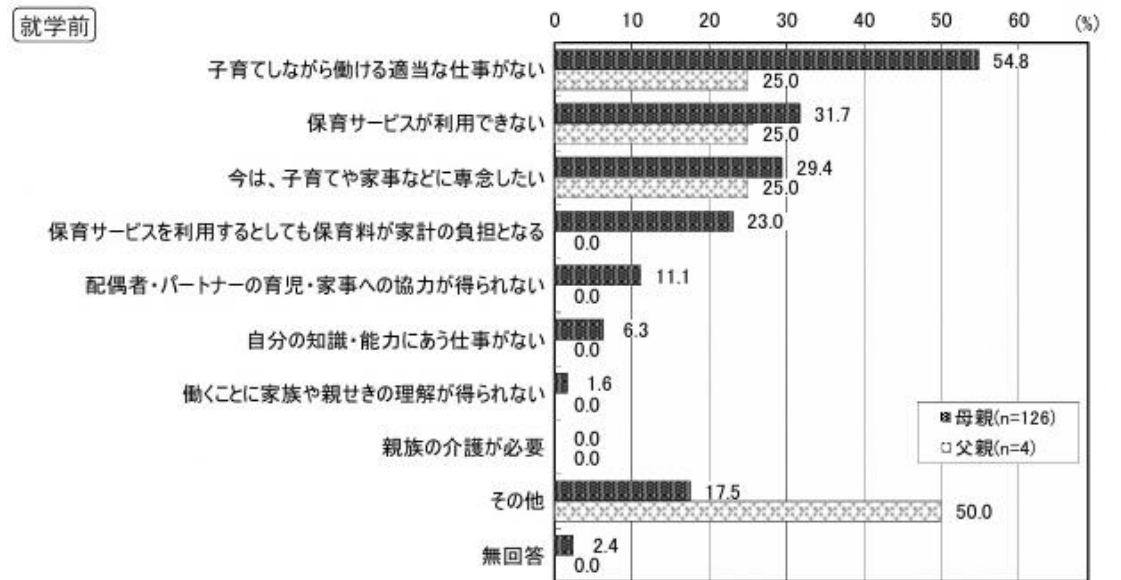
資料：国勢調査

【図表 2-6：現在就労していない母親の就労希望（令和 7 年）（豊中市）】



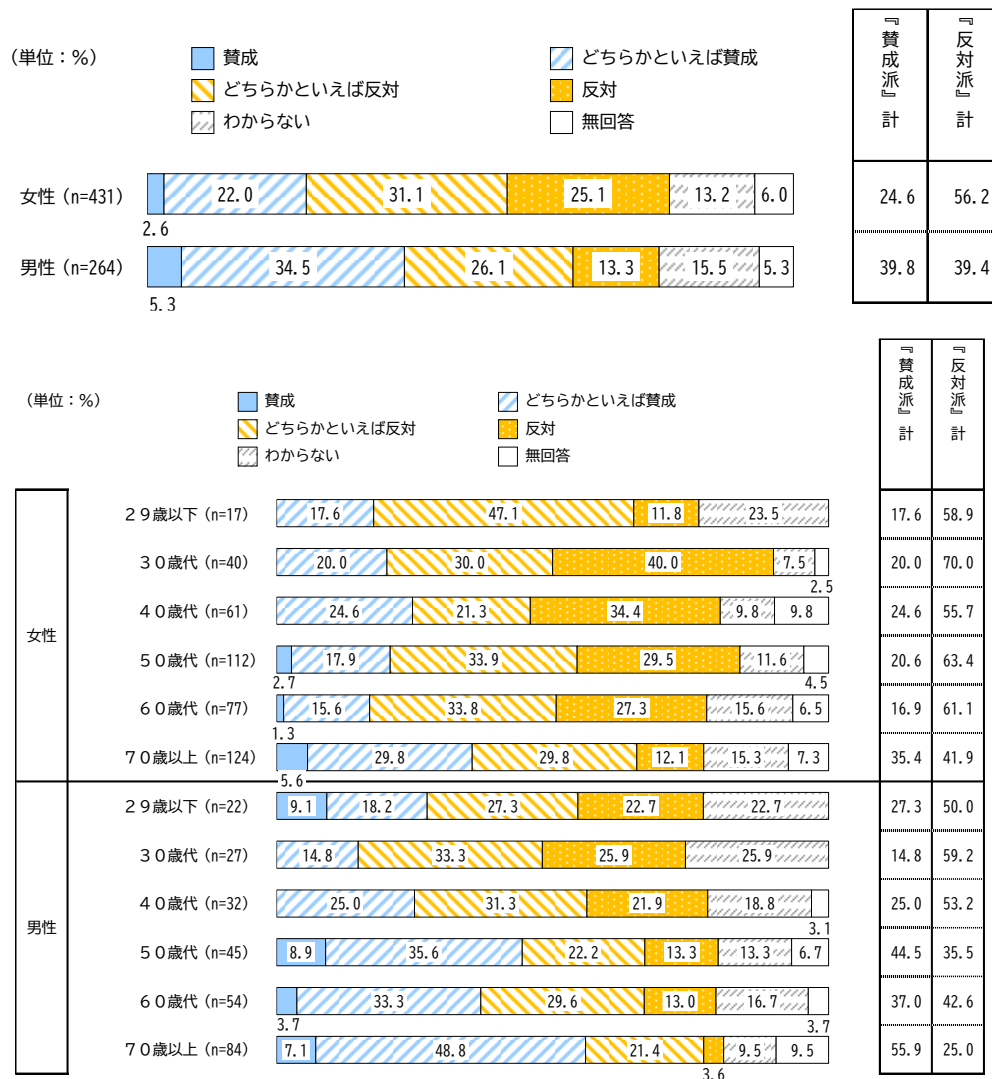
資料：豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」（令和 7 年 2 月）

【図表 2-7：就労希望がありながら働いていない保護者の理由（令和 7 年）（豊中市）】



資料：豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」（令和 7 年 2 月）

【図表 2-8：性・年齢別の性別役割分担意識（豊中市）】



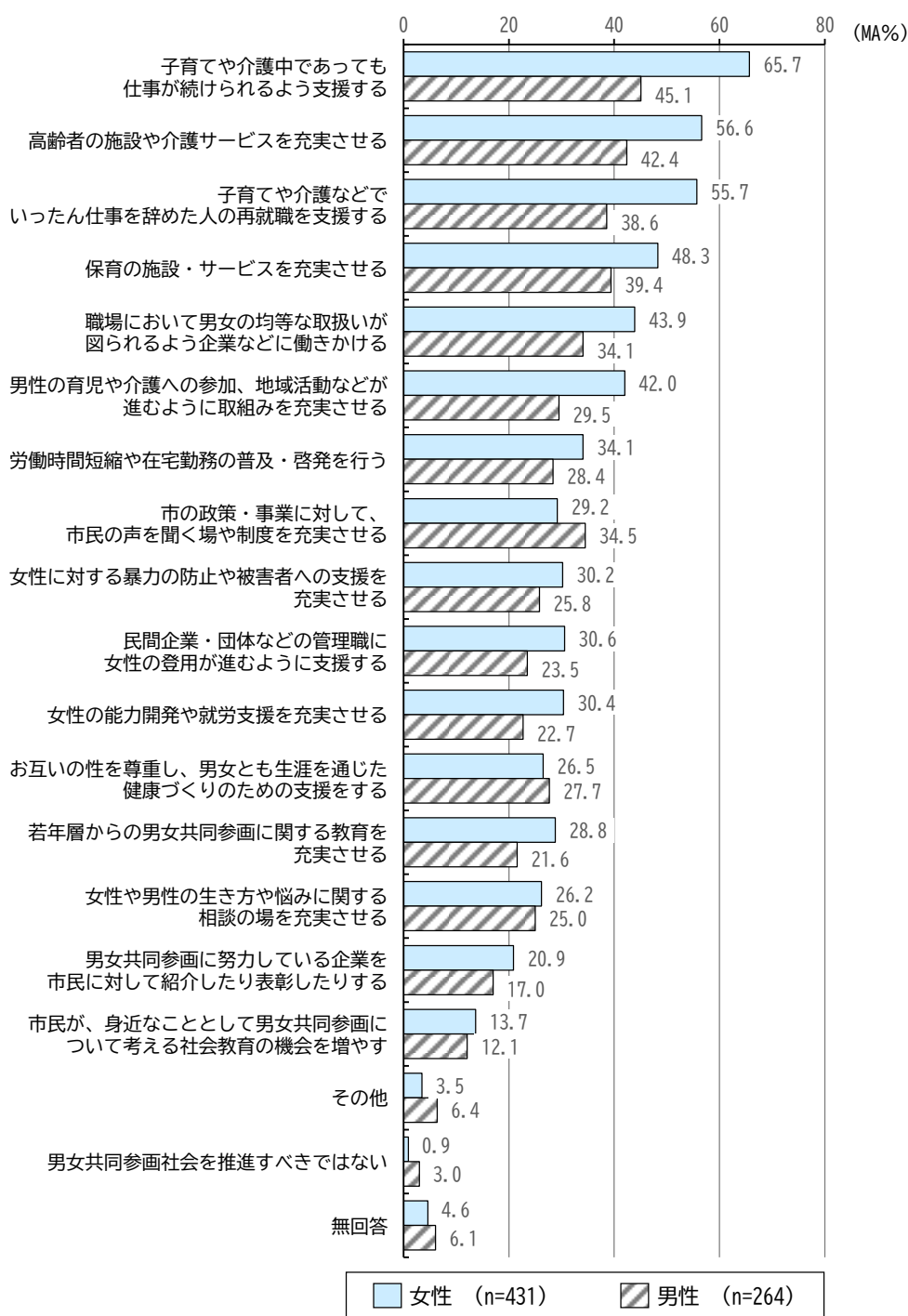
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）
 ※『賛成派』計は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の計、『反対派』計は「反対」と「どちらかといえば反対」の計

【図表 2-9：生活の希望（理想）と現実（希望－現実のスコア差）（豊中市）】

		「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
全 体		-18.2	-9.7	+1.7	+8.9	+1.1	+3.3
性別	女性	-14.4	-14.4	0.0	+7.7	+1.4	+3.9
	男性	-23.1	-3.4	+4.1	+11.3	+0.4	+2.6

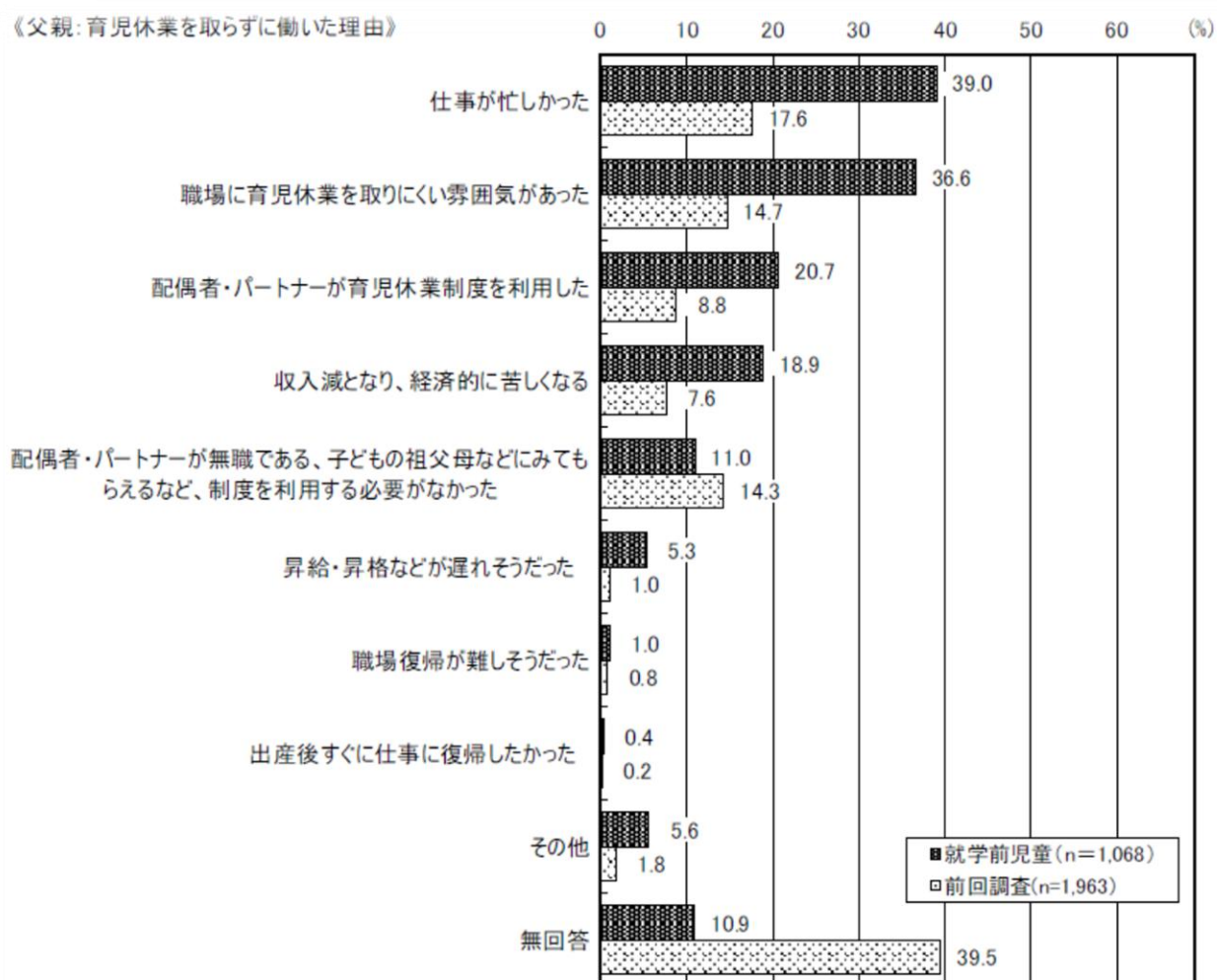
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 2-10：男女共同参画社会の推進のために市が力を入れていくべきこと（豊中市）】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 2-11：《父親：育児休業を取らずに働いた理由》（就学前）（豊中市）】



3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

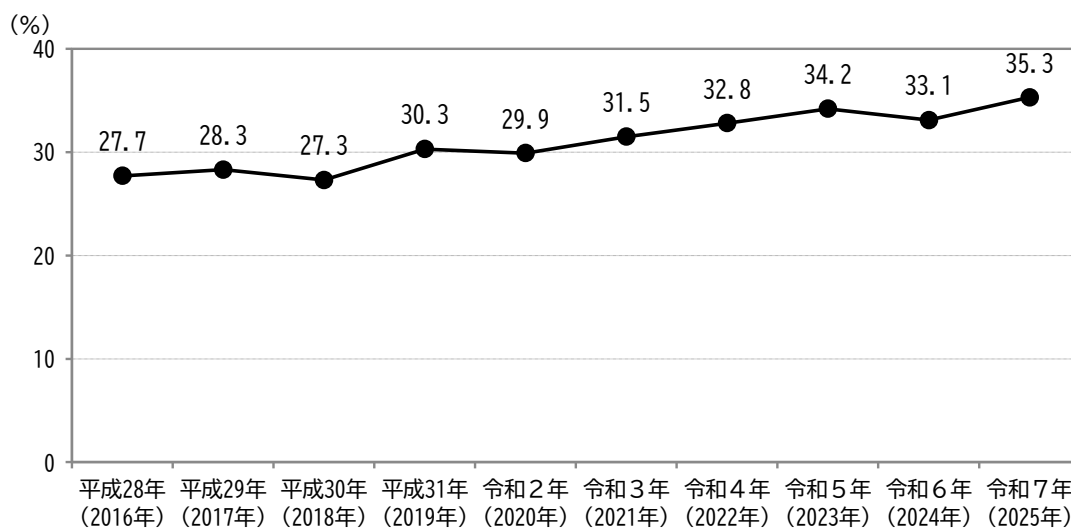
【現状・背景】

- ①豊中市における審議会等の女性委員の割合はゆるやかな増加傾向で推移しており、令和7年(2025年)は35.3%と令和6年(2024年)からわずかに増加している。【図表3-1】
- ②女性委員のいない審議会等の数は減少傾向にあり、令和7年(2025年)は1件となっている。【図表3-2】
- ③市の課長級以上の職員に占める女性職員の割合は横ばい傾向にあり、令和7年(2025年)時点で25.5%となっている。【図表3-3】
- ④市の課長補佐級及び係長級職員に占める女性の割合は増減しながら一定水準で推移しており、令和7年(2025年)時点で34.1%となっている。【図表3-3】
- ⑤法律や制度で男女は平等になっていると思うかについて、女性では51.0%、男性では33.7%が、「男性が優遇されている(「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の計、以下『男性優遇』計)」と回答している。一方で、「平等になっている」の割合は女性で20.2%、男性で36.0%と、男女間の意識に差が見られる。【図表3-4】
- ⑥政治の場で男女は平等になっていると思うかについて、『男性優遇』計の割合は、女性で76.1%、男性で64.1%とそれぞれ6割を超えているが、男女で10ポイント以上の差がみられる。また、「平等になっている」の割合は女性で7.7%、男性で16.7%と男女間の意識に差が見られる。【図表3-4】

【課題】

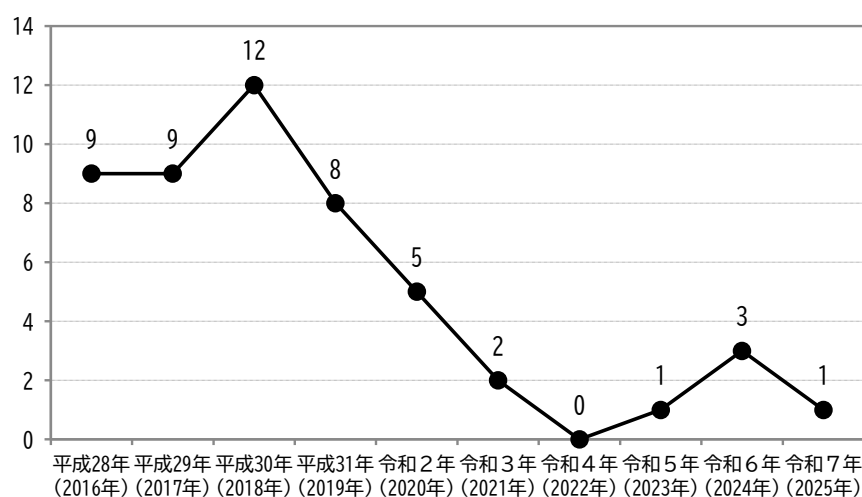
- 1) 行政・地域活動・防災分野等の政策・方針決定過程における女性参画の拡大と意思決定の場の多様性の確保
- 2) 性別にかかわらず多様な人材が活躍できる組織づくりとダイバーシティ・マネジメントの推進
- 3) 男女平等に関する意識差や構造的課題の把握と理解促進

【図表3-1：審議会等の女性委員の割合（各年度の基準日 4月1日）】



資料：豊中市「男女共同参画計画年次報告書」

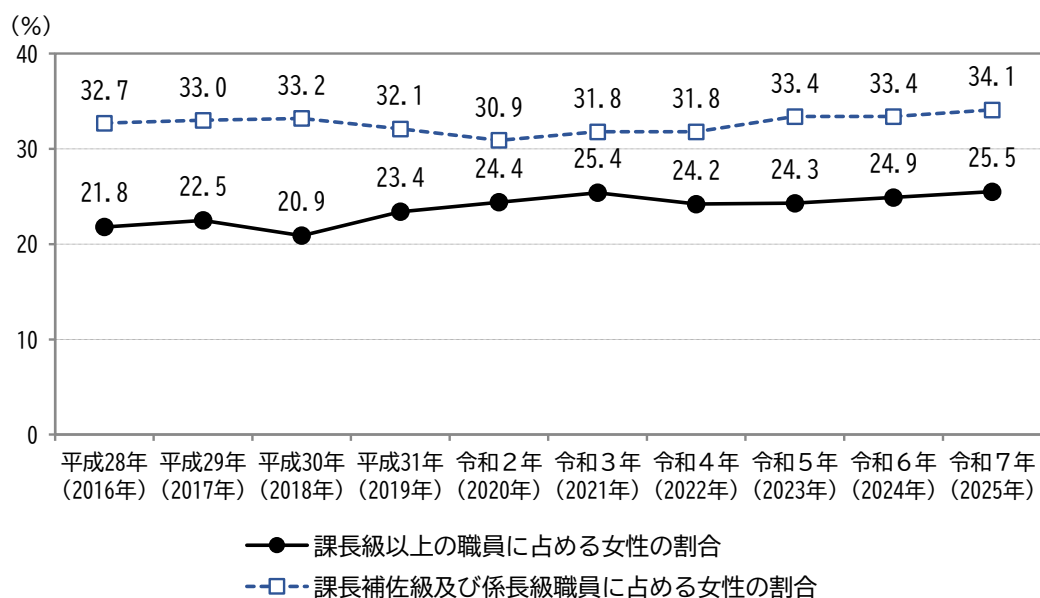
【図表 3-2：女性委員のいない審議会等の数（各年度の基準日 4月1日）】



	全審議会数
H28	79
H29	84
H30	88
H31	85
R2	83
R3	87
R4	89
R5	86
R6	78
R7	83

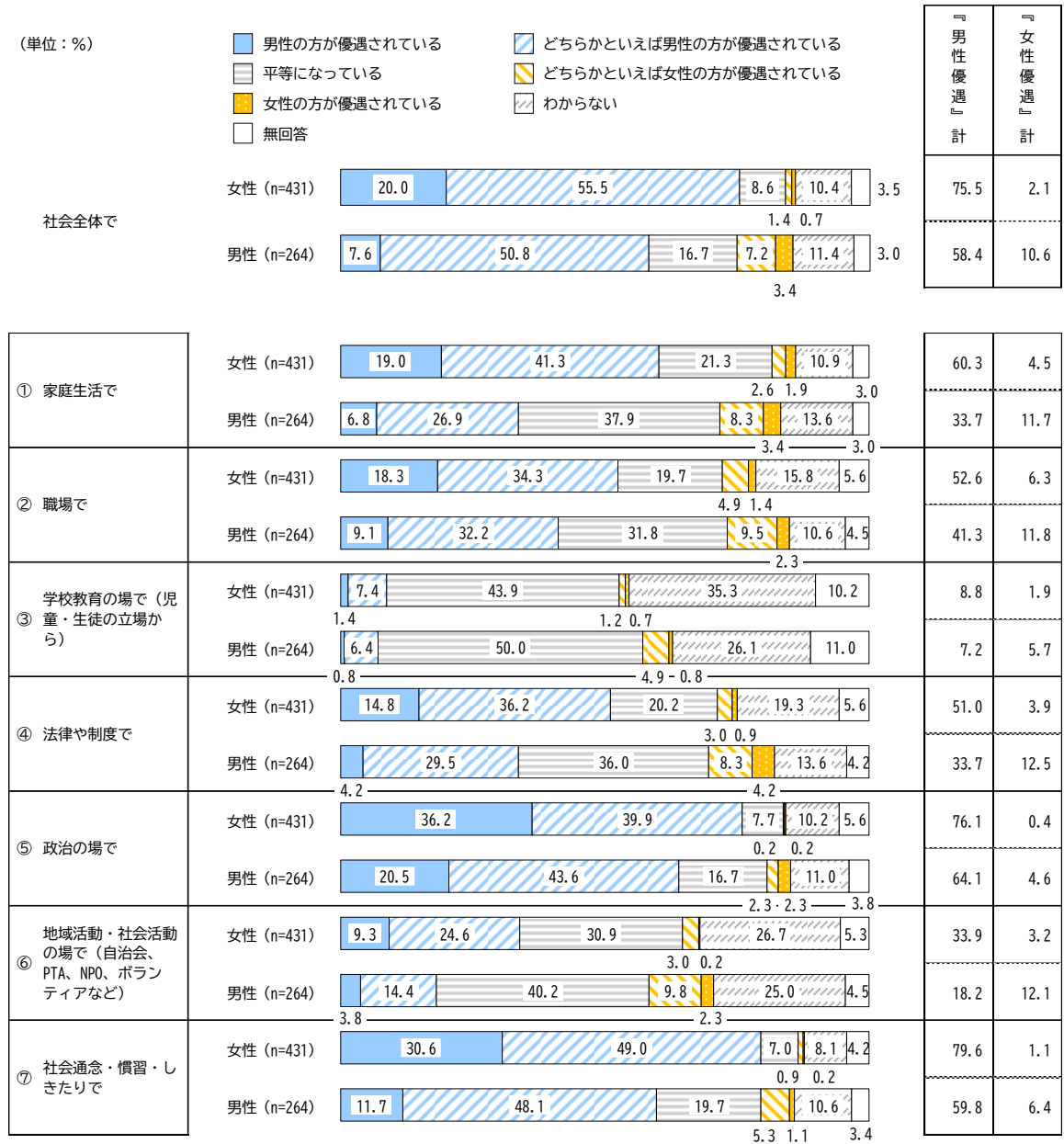
資料：豊中市「男女共同参画計画年次報告書」

【図表 3-3：課長級以上、課長補佐級及び係長級職員に占める女性の割合】



資料：豊中市「令和7年度豊中市特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況公表」

【図表 3-4：各分野での男女の平等感】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

4 あらゆる暴力をなくすための意識啓発と支援体制の強化

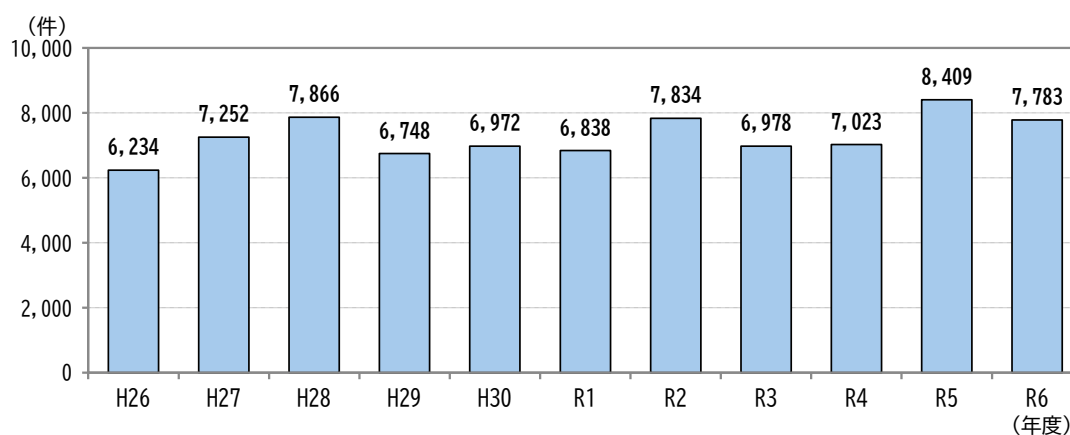
【現状・背景】

- ①大阪府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は令和6年度(2024年度)において、7,783件となっており、令和4年度(2022年度)以降7,000件以上で増減している。大阪府警察相談窓口でのDVに関する相談件数は令和3年度(2021年度)で9,674件と10,000件前後で推移しており、大阪府では依然としてDV被害の深刻な状況が続いている。【図表4-1、4-2】
- ②とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでの相談件数のうち、DVに関する相談は令和6年度(2024年度)には60と、全相談件数に占める割合は2.9%となっている。全体の相談件数は2,000件前後で推移している一方で、DVに関する相談は減少傾向にある。【図表4-3】
- ③一方で、平成29年10月に開設した豊中市配偶者暴力相談支援センター(DVC)では令和3年のDV相談件数が860件と年々増加傾向にある。【図表4-4】
- ④配偶者からの暴力(DV)の認識について、女性ではすべての項目で「どんな場合でも暴力にあたる」が最も多くなっている。一方で、男性では「何を言っても長時間無視される」「大声でどなられる」といった精神的暴力に分類される2項目で「暴力の場合とそうでない場合がある」が4割程度と多くなっており、男女間に意識の差がみられる。【図表4-5】
- ⑤また、いずれの項目も男性の「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合は女性より低くなっており、特に「あなたの交友関係や電話・メール・SNSを監視されたり、外出を制限されたりする」「実家の親・きょうだい・友人との付き合いをいやがられたり禁止されたりする」で男女の認識の差が大きくなっている。【図表4-5】
- ⑥DVを受けた経験がある人の割合は女性で3割、男性で2割を超えており、男女ともに「精神的暴力の経験」が最も多く、2割を超えている。【図表4-6】
- ⑦DVを受けた経験がある人の相談状況については、男女ともに「相談しようと思わなかった」が最も多く、相談した人では「家族や親族」「友人・知人」が多くなっている。公的機関への相談はいずれも5%未満とあまり利用されていない。【図表4-7】
- ⑧豊中市近辺の児童虐待の相談件数は令和5年度(2023年度)で2,429件(前年の約1.2倍)、と増加している。豊中市における児童虐待に関する相談件数は令和6年度(2024年度)で1,634件と、令和4年度(2022年度)以降、増加傾向にある。児童虐待対応児童数における虐待種別としては心理的虐待が最も多く、年々増加傾向にある。【図表4-8、4-9】
- ⑨セクシュアル・ハラスメントの認識について、男女で比較すると、いずれの項目も女性のほうが高く、特に「身体をじろじろ見られる」については男女で16.3ポイントの差がみられる。【図表4-10】
- ⑩セクシュアル・ハラスメントの経験について、職場で何かしらされたことがある人*は、女性で34.3%、男性で15.2%と差がみられる。また、ハラスメントを受けた内容については、比較的ハラスメントの認識が低いものが多い傾向がある。【図表4-11】
*全体から「どれもあてはまらない」と「無回答」を引いた値。
- ⑪事業所におけるハラスメント対策としては、規程や啓発での対策が比較的多い一方で、社外窓口の紹介や対策機関の設置、対応マニュアルの作成など具体的な対策での取り組みが少ない傾向がある。【図表4-12】

【課題】

- 1) 暴力行為への認知の向上と相談窓口・相談支援につながる仕組みの構築・拡充
- 2) DV対応と児童虐待対応の連携などの包括的な対応の強化
- 3) セクシュアル・ハラスメントにあたる行為への認識の向上
- 4) 事業所等における各種ハラスメントに対する積極的な取組の推進に向けた支援

【図表 4-1：大阪府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数】



資料：内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」

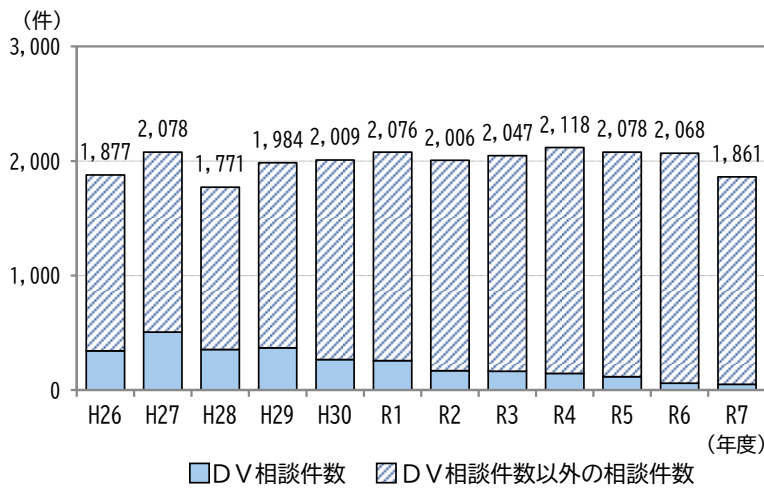
【図表4-2：大阪府警察相談窓口に寄せられた相談等件数】

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
配偶者等からの暴力に関する相談件数	8,002	8,185	8,932	8,755	9,754	10,070	10,236	9,674	10,383	10,777	11,421
ストーカー警告件数	202	188	225	217	189	170	186	216	250	219	211
ストーカー禁止命令	3	1	7	15	37	78	68	98	118	125	158
ストーカー相談件数	1,451	1,255	1,406	1,286	1,152	1,050	934	1,046	1,037	1,113	1,374
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	150	174	178	175	159	217	222	198	217	172	137
同被害少年の数	107	98	125	138	168	188	146	137	396	418	514
売春防止法検挙件数	22	21	19	21	16	35	58	11	7	18	24

資料出典：大阪府警察本部調べ

資料：大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」

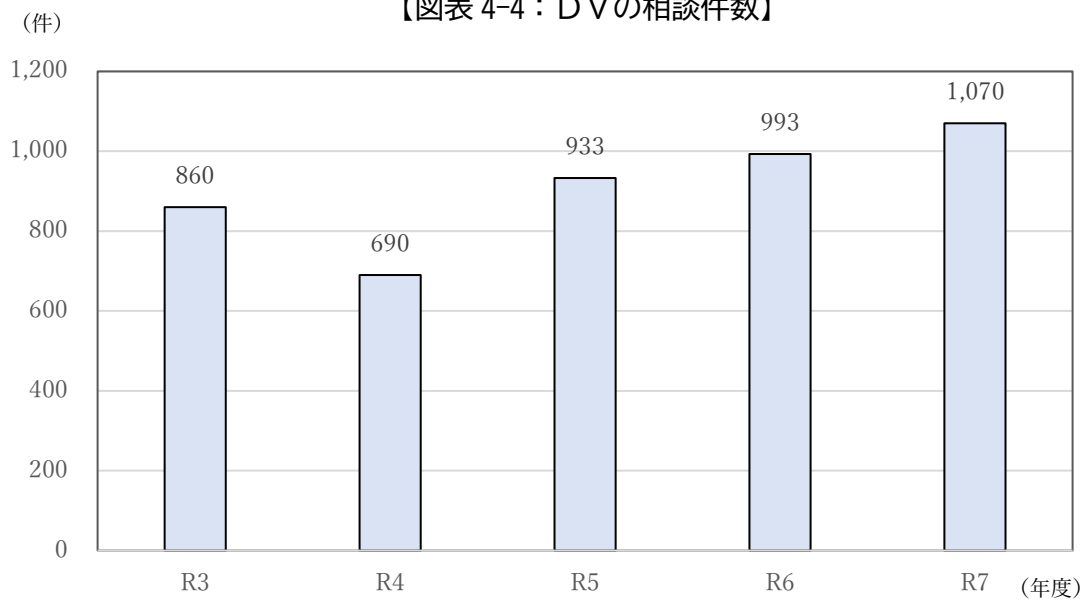
【図表 4-3：すてっぷ相談室における相談件数】



	全相談件数(件)	うちDV相談件数(件)	全相談件数に占めるDV相談の割合(%)
H26	1,877	344	18.3%
H27	2,078	507	24.4%
H28	1,771	354	20.0%
H29	1,984	368	18.5%
H30	2,009	268	13.3%
R 1	2,076	258	12.4%
R 2	2,006	169	8.4%
R 3	2,047	164	8.0%
R 4	2,118	145	6.8%
R 5	2,078	117	5.6%
R 6	2,068	60	2.9%
R 7	1,861	50	2.7%

資料：豊中市「令和元年度 第2次豊中市男女共同参画計画改定版 第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書」（令和2年11月）
「令和7年度(2025年度) 第3次男女共同参画計画年次報告書」

【図表 4-4：DVの相談件数】



資料：豊中市「市政年鑑」

【図表 4-5：DVに対する認識①】

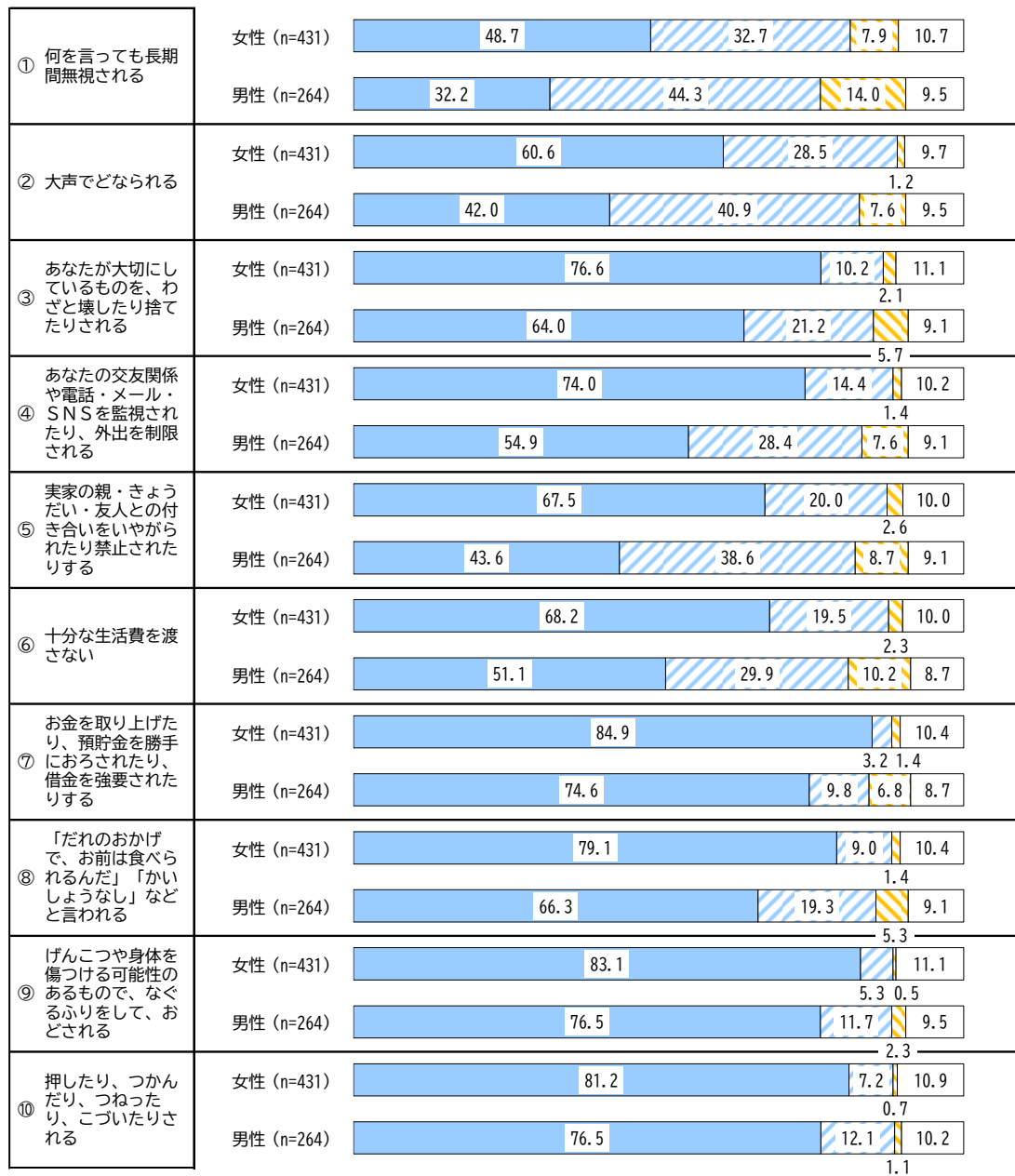
(単位：%)

どんな場合でも暴力にあたると思う

 暴力の場合とそうでない場合がある

 暴力にあたるとは思わない

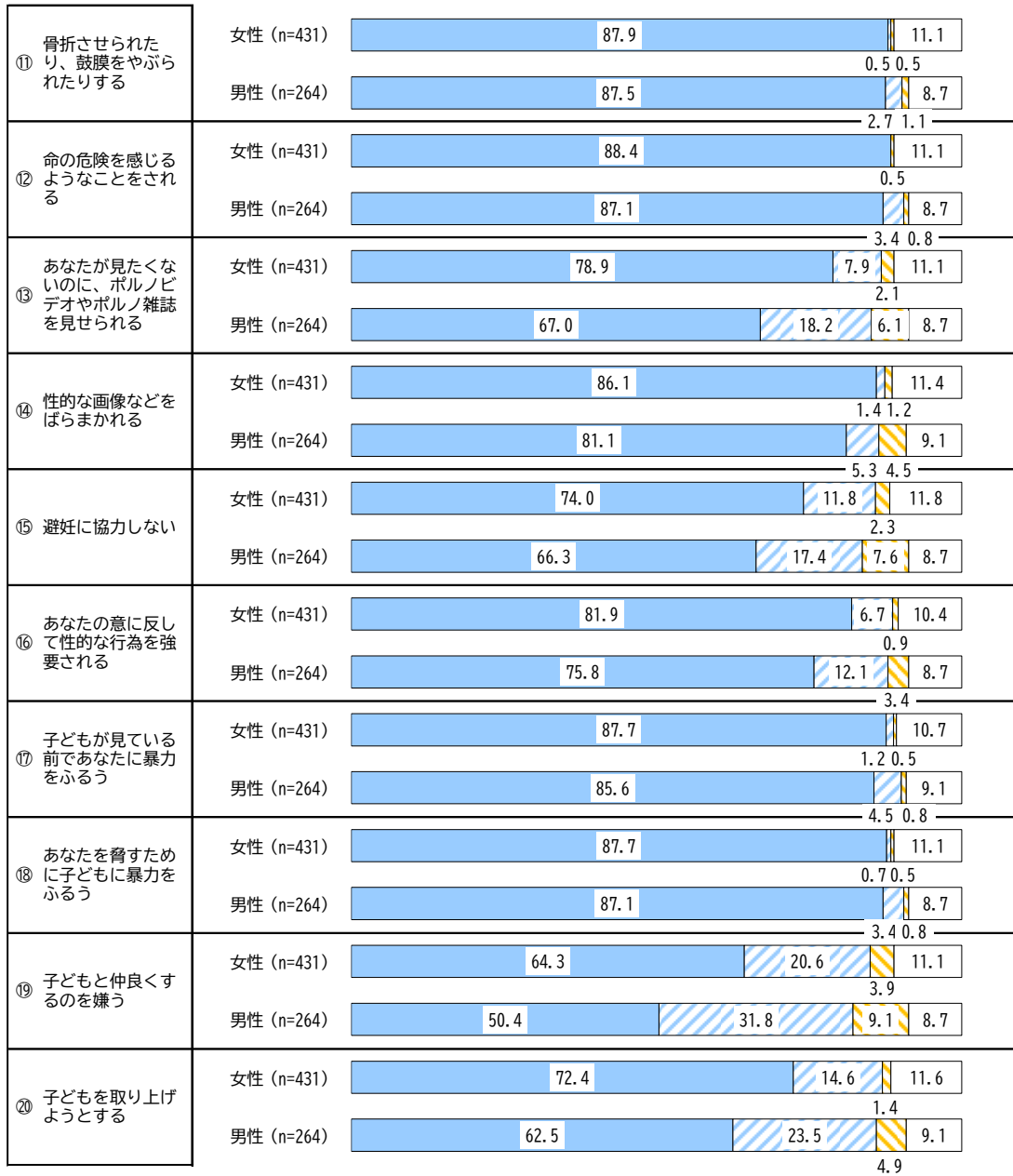
 無回答



【図表 4-5：DVに対する認識②】

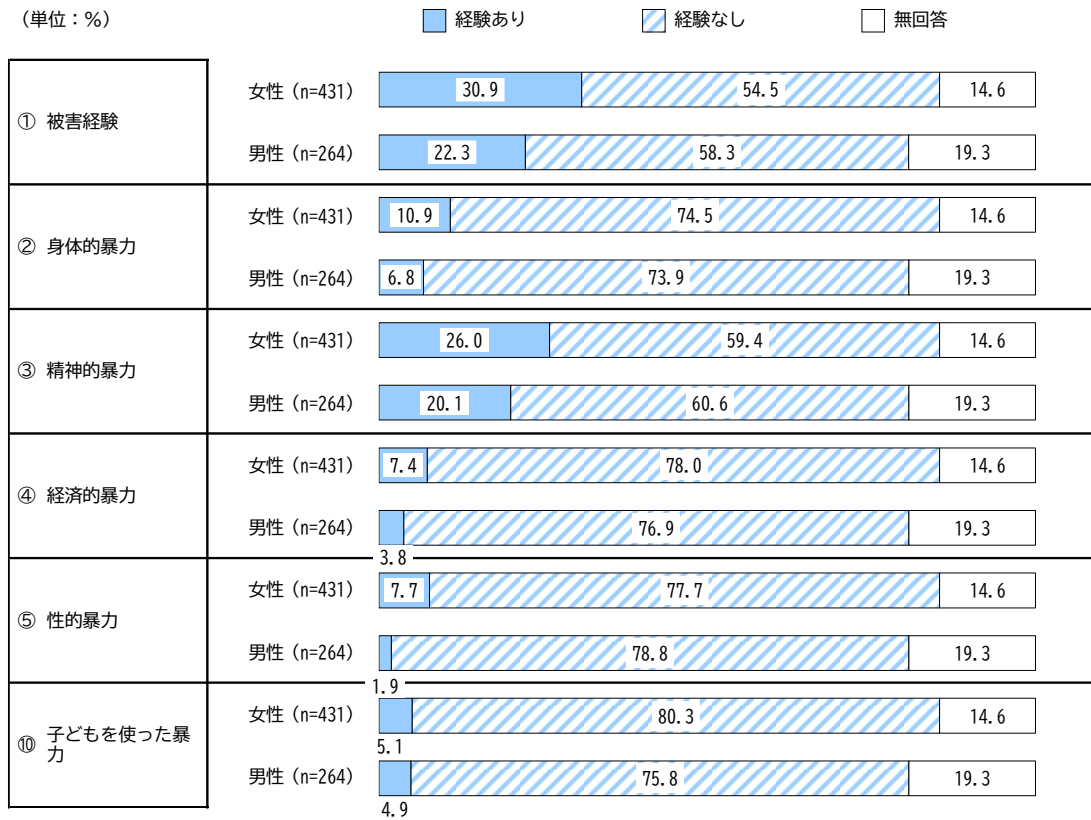
(単位：%)

■ どんな場合でも暴力にあたると思う ▨ 暴力の場合とそうでない場合がある
■ 暴力にあたるとは思わない ■ 無回答



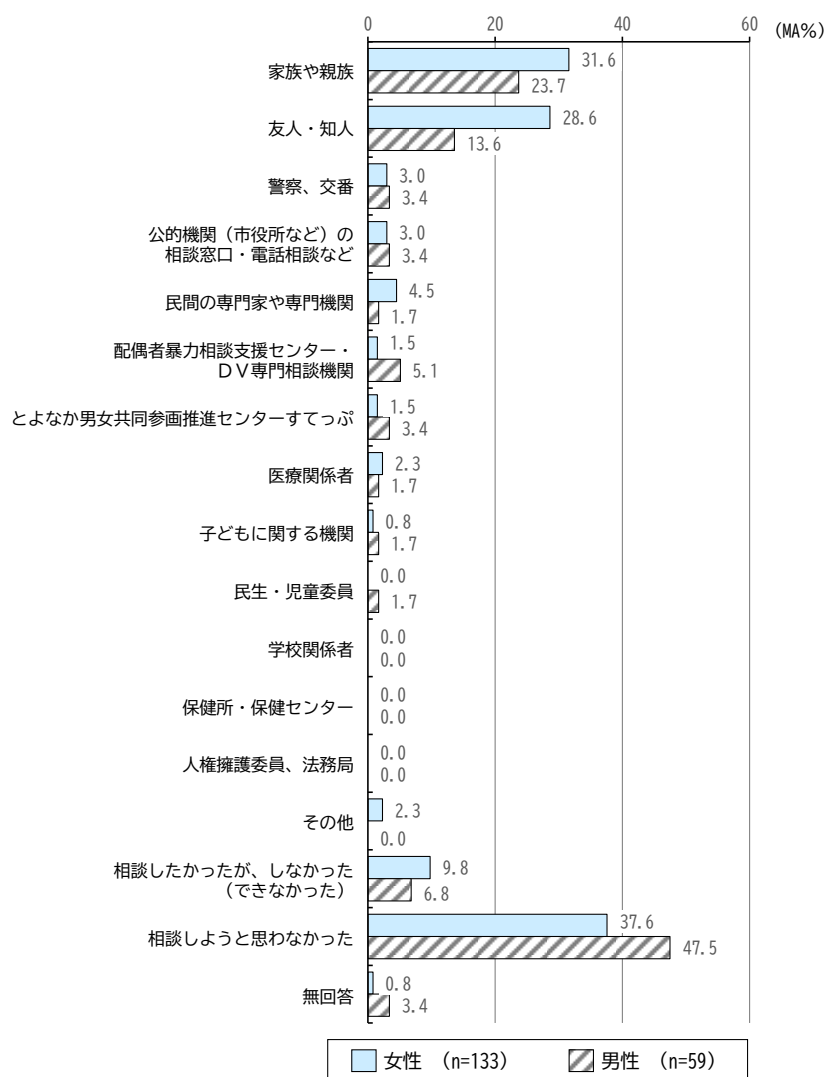
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 4-6：DVの被害経験】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 4-7：DVを受けたときの相談状況（受けたことがある方のみ）】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 4-8：児童虐待相談件数推移（豊中市分、池田子ども家庭センター分）】
（件）



資料：大阪府池田子ども家庭センター資料及び豊中市こども安心課調べ
児童虐待相談件数…児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談（疑い、おそれを含む）を受け付けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度（2005年度）から市町村も通告を受け付けている
※池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ

資料：豊中市「こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和6年度（2024年度）事業実施報告書）」（令和7年10月）

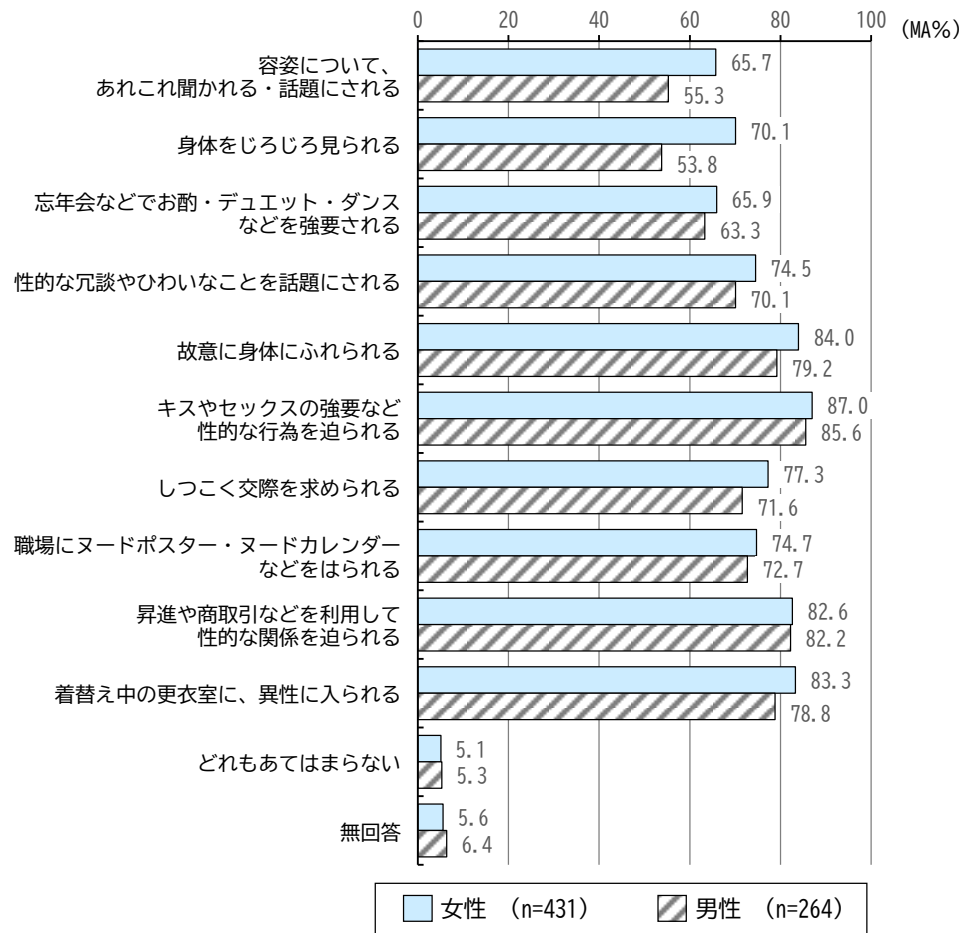
【図表 4-9：児童虐待児童数 種別の推移（豊中市）】

年度	合計件数 (人)	内訳(虐待の種別)			
		身体的	ネグレクト	心理的	性的
2022	1,058	261	276	519	2
2023	1,312	264	415	627	6
2024	1,634	349	559	722	4

※虐待種別について
身体的：児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えることなど
ネグレクト：著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ることなど
心理的：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなど

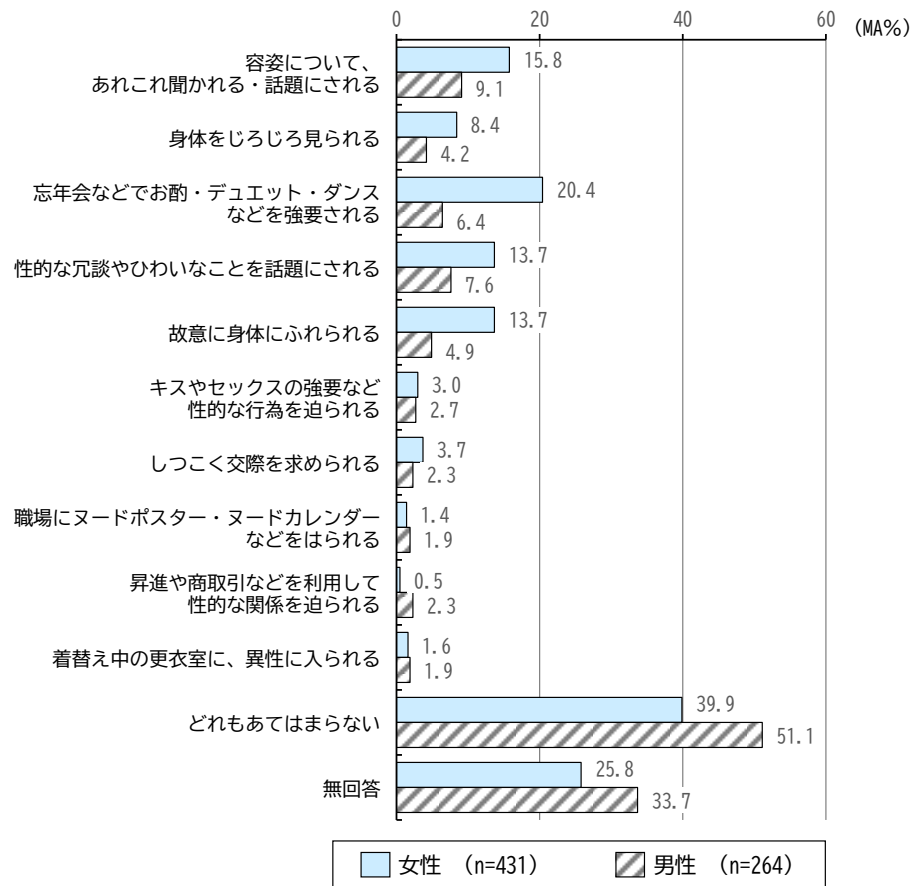
資料：豊中市「こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和6年度（2024年度）事業実施報告書）」（令和7年10月）

【図表 4-10：セクシュアル・ハラスメントの認識】



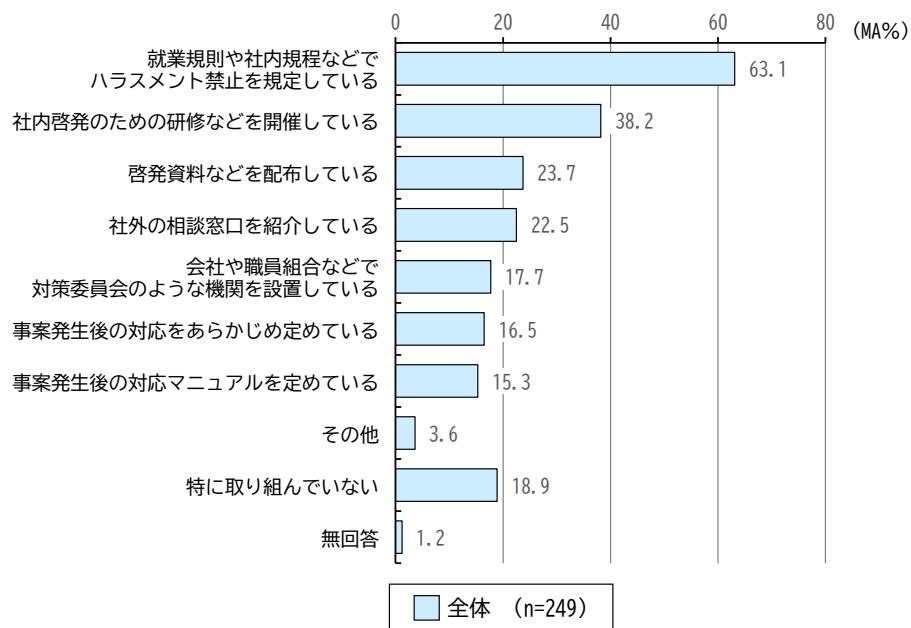
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 4-11：セクシュアル・ハラスメントの経験（職場でされたことがある）】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 4-12：ハラスメント（嫌がらせ）対策実施状況（市内事業所）】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

5 生きづらさや困難を抱える人への対応

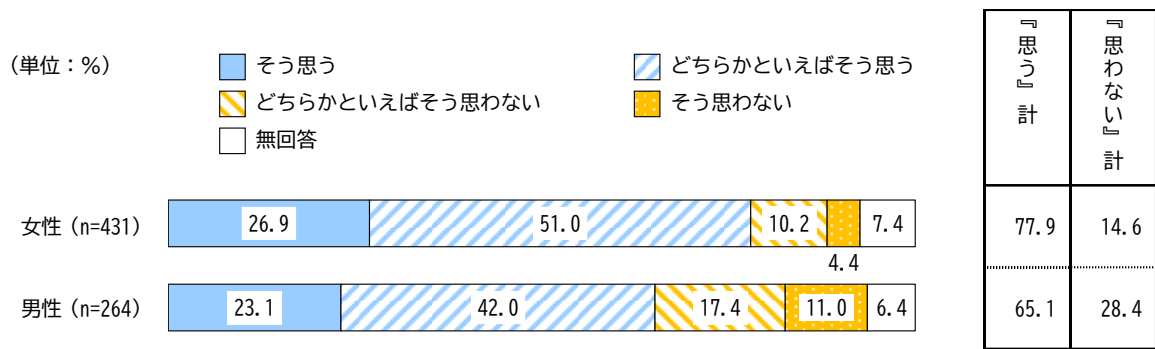
【現状・背景】

- ① LGBTをはじめとする性的少数者にとっての社会の生活のしづらさについては、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『思う』は、女性で77.9%、男性で65.1%と、女性の方が12.8ポイント高い。性の多様性理解の促進や支援のためには、職場や学校等における理解や相談窓口の設置、悩みや情報が共有できる居場所づくりが多く、また女性では幼少期からの教育の充実が必要と考える人が男性に比べて多い。【図表 5-1、5-2】
- ② 令和6年(2024年)4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」の認知度は男女ともに1割未満と低い。困難な状況から回復するために必要だと思うことは、男女とも、「経済的な自立」が最も高く、次いで「安心してすごせる場所(家・職場・学校以外の場所)」「困難な状況に気づいてくれる人の存在」となっている。いずれの項目も女性の割合が男性に比べて高く、特に「安心してすごせる場所(家・職場・学校以外の場所)」「経済的な自立」では10ポイント以上となっている。【図表 5-3、5-4】

【課題】

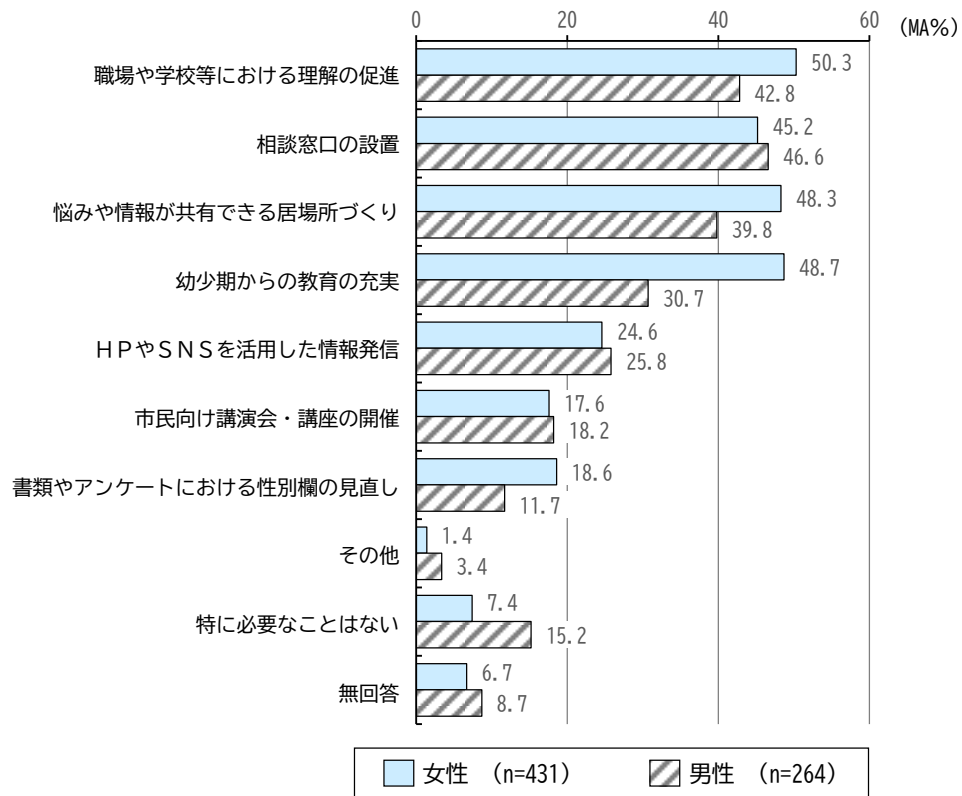
- 1) 性の多様性に関する理解促進と誰もが安心して暮らせる環境づくり
- 2) 孤立や貧困、暴力被害など複合的な困難を抱える女性への包括的支援と居場所づくりの推進
- 3) 行政・関係機関・民間団体が連携した切れ目のない支援体制の構築

【図表 5-1：L G B Tをはじめとする性的少数者にとっての社会の生活のしづらさ】



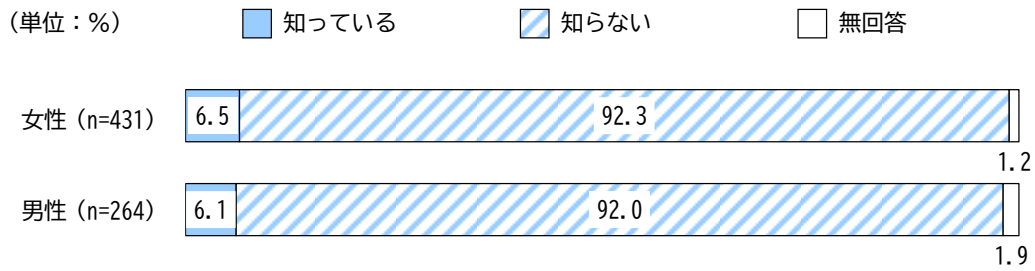
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和 8 年 3 月）

【図表 5-2：性の多様性理解の促進や支援のために必要だと思うこと】



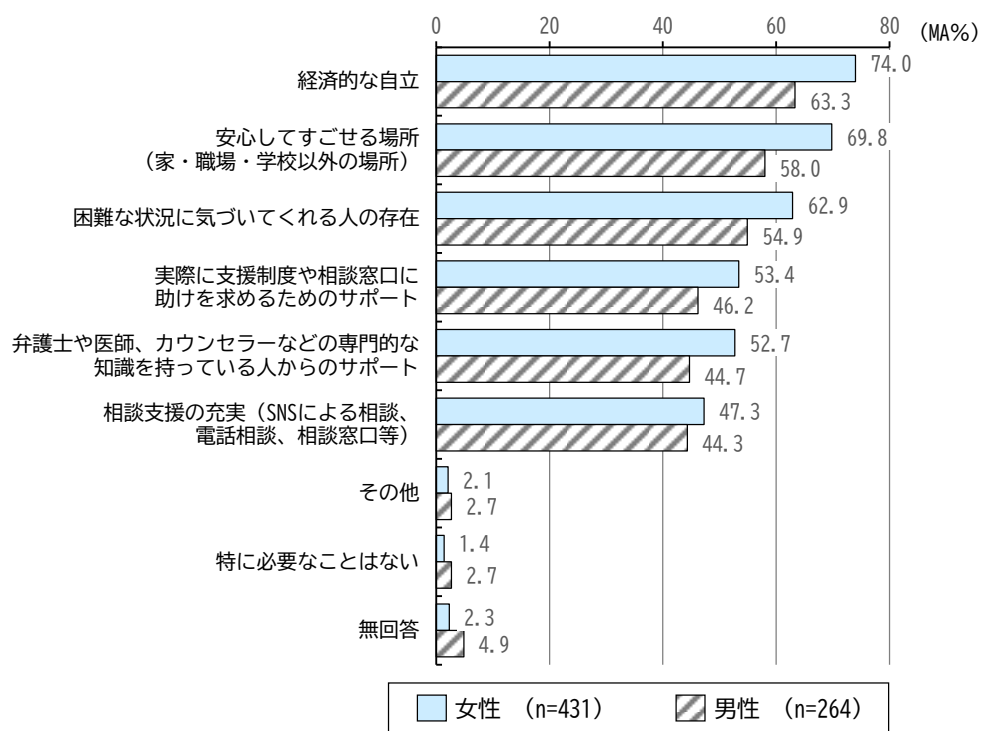
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和 8 年 3 月）

【図表 5-3：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の認知状況】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

【図表 5-4：困難な問題を抱えている状況から回復するために必要だと思うもの】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和8年3月）

男女共同参画にかかる国・府の動向について

【国】「第6次男女共同参画基本計画」の策定

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が制定され、基本法に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5 年ごとに計画が見直され、令和 8 年 3 月に「第 6 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第6次基本計画のポイント

女性の参画	▶ 「 2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となること 」を引き続き目指し、取組を強化
Well-being	▶ あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進 ⇒ 女性も男性も暮らしやすい 多様な幸せ(well-being) の実現
健康	▶ 女性の健康総合センター を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した フェムテック の推進
テクノロジー	▶ 男女共同参画の視点を テクノロジー施策に反映 、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう 利活用を支援
地域	▶ 地域における男女共同参画 を推進し、地域社会の活力を高める（地方公共団体、経済団体、NPO 等の連携）

【政策編】

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

【国】その他の近年の男女共同参画にかかる法律等の整備

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」一部改正施行 (令和6年4月)

接近禁止命令等の申し立てを行うことができる被害対象者の拡充（精神的DVによって精神面に重大な被害が生じる恐れがある場合にも拡大）や、接近禁止命令等の期間伸長（6か月から1年に延長）、電話等禁止命令の対象行為の拡大、保護命令違反が厳罰化など、DV被害者がより安全に避難するとともに、避難後も安全に生活ができるよう拡充された。

■「LGBT理解増進法」の公布・施行（令和5年6月） (性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)

性的指向や性自認への理解増進に向けた基本理念や国・地方公共団体の役割を定める。
この第8条の規定に基づき、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」を策定（令和8年6月16日閣議決定）。計画では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項等について定められている。

■「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」施行（令和6年4月）

困難を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されたほか、地方公共団体の責務として、教育・啓発、民間団体援助など、困難を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記された。

■「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）」閣議決定 (令和8年6月)

女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年6月をめどに政府決定し、各府省の概算要求に反映するもの。

【重点方針 2026 のポイント】

1. 女性の生涯にわたる健康支援
2. 17 の戦略分野における女性活躍
3. 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり
4. 安全・安心が確保される社会の実現等

■改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 (令和8年4月)

これまでの取り組みで女性活躍の状況は改善傾向にあるものの、依然として女性管理職比率の低さや男女間賃金差異が課題となっていることを背景に、時限法である女性活躍推進法の期限について、これまで令和8年3月末までだったものを令和18年3月末まで10年間延長された。

《主な改正点》

- ・男女間賃金差異の情報公表の義務対象を101人以上の企業に拡大
(これまで、従業員数301人以上の企業のみ)
- ・女性管理職比率について、101人以上の企業に公表を義務づけ

■「民法等の一部を改正する法律」施行（令和8年4月）

父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化し、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直す法律。

【大阪府】「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」の策定

平成13年7月の「おおさか男女共同参画プラン」策定以降、5年ごとに計画が見直され、令和8年3月に「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」が策定されました。

策定のポイント

横断的視点

- ▶ 「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」
…男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる取組の根幹となるもの
- ▶ 「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」
…あらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ更なるジェンダー平等をめざす

取組の方向

- 「府立男女共同参画・青少年センターの機能強化」「ライフステージに応じた男女の健康支援」を取組の方向に位置づけ
- 女性の参画状況が国際水準からみて低水準であることを踏まえ、「政策・方針決定過程への女性の参画促進」「男性の家事、育児・介護への主体的参画の促進」を引き続き強調

具体的取組

- 大阪・関西万博のレガシーを最大限に活かし、男女共同参画・女性活躍推進に向けた意識啓発を強化
- 「仕事と育児を両立できる環境づくり」「ハラスメント対策の推進」「青少年への性被害の未然防止」等の視点を明確化

【施策の基本方針と具体的取組】

重点目標	取組の方向
1 男女共同参画に向けた取組の一層の推進	(1) あらゆる世代、分野における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画センターの機能強化
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた人材育成
3 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり	(1) 職業生活における活躍支援 (2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進 (3) 男性の家事、育児・介護への主体的参画の促進
4 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備	(1) あらゆる暴力をなくすための意識啓発及び支援体制の充実・強化 (2) 様々な困難を抱える人々への支援強化 (3) ライフステージに応じた男女の健康支援

※下線は新たに追加・変更となった項目

【主な目標指標】

指標項目	現状値	目標値
性別役割分担意識に同感しない府民割合	71.4%	82%
ドーンセンター（男女共同参画・青少年センター）の認知度	36.6%	45%
審議会等女性委員割合	32.9%	40%以上 60%以下
管理的職業従事者に占める女性の割合	19.1%	30%
女性の就業率	53.5%	全国平均を上回る
男性職員・教職員の育児休業取得率（2週間以上の取得）	—	85%以上
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間（1日あたり）	102分	140分
配偶者、パートナー間における次の行為を暴力として認識する府民割合	身体的暴力	82.8%
	社会的暴力	66.5%
	経済的暴力	80.5%
DV被害を相談しなかった人の府民割合	51.3%	30%以下

【大阪府】その他の令和4年度以降の男女共同参画の推進に関する動向

■「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」 (令和4年3月策定)

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国が定める基本方針に即して、大阪府が策定するDVの防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な計画。

【主な改定のポイント】

- ・DVと密接に関係する児童虐待（面前DV等）の社会問題化や、令和元年のDV防止法の一部改正（児童相談所との連携強化等）を踏まえ、基本方針5として「子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実」を新たに柱立て
- ・DVの未然防止に向けた、若年層への啓発の視点の強化
- ・DV加害者対応を巡る国の動向や改正DV防止法附則（加害者更生のための指導及び支援のあり方に関する検討規定）を踏まえ、施策体系に「加害者対応に向けた取組」を新設

■「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」 (令和6年3月策定)

女性支援法や厚生労働省が令和5年3月に策定した基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定。

【基本目標】

- (1) 市町村における女性相談支援員の配置促進
- (2) 市町村等の女性相談支援員への研修等
- (3) 支援調整会議（女性支援に必要な関係者や支援者が参画する会議）の開催促進
- (4) 市町村（女性相談窓口）における民間団体との連携促進
- (5) 相談窓口の認知度の向上